

平成25年第1回白馬村議会定例会議事日程

平成25年3月5日（火）午前10時開議

（第1日目）

1. 開 会 宣 告

日程第 1 諸般の報告

日程第 2 会議録署名議員の指名

日程第 3 会期の決定

会 期 自 平成25年3月 5日

至 平成25年3月21日

日程第 4 村長挨拶

日程第 5 報告第 1号 公用車両の事故に係る損害賠償の専決処分報告について

日程第 6 議案第 2号 白馬村辺地対策総合整備計画の変更について

日程第 7 議案第 3号 白馬村社会福祉法人の補助の手続に関する条例の制定について

日程第 8 議案第 4号 白馬村農業振興施設条例の制定について

日程第 9 議案第 5号 白馬村村道の構造の技術的基準に関する条例の制定について

日程第10 議案第 6号 白馬村移動等円滑化のために必要な新設特定道路の構造の基準を定める条例の制定について

日程第11 議案第 7号 白馬村準用河川における河川管理施設等の構造の技術的基準に関する条例の制定について

日程第12 議案第 8号 白馬村村営住宅及び共同施設の整備基準に関する条例の制定について

日程第13 議案第 9号 白馬村高齢者等に配慮した公園施設の設置基準を定める条例の制定について

日程第14 議案第10号 白馬村公共下水道区域外流入分担金の徴収に関する条例の制定について

日程第15 議案第11号 白馬村新型インフルエンザ等対策本部条例の制定について

日程第16 議案第12号 白馬村在宅介護支援センター条例を廃止する条例について

日程第17 議案第13号 白馬村議会等の求めにより出頭した者に対する実費弁償支給条例の制定について

日程第18 議案第14号 白馬村消防団員等公務災害補償条例の制定について

日程第19 議案第15号 白馬村課設置条例の一部を改正する条例について

- 日程第20 議案第16号 白馬村個人情報保護条例の一部を改正する条例について
- 日程第21 議案第17号 白馬村政治倫理条例の一部を改正する条例について
- 日程第22 議案第18号 公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第23 議案第19号 白馬村特別職の職員で非常勤のものの報酬に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第24 議案第20号 白馬村税条例の一部を改正する条例について
- 日程第25 議案第21号 白馬村手数料条例の一部を改正する条例について
- 日程第26 議案第22号 白馬村福祉医療費給付条例の一部を改正する条例について
- 日程第27 議案第23号 白馬村国民健康保険条例の一部を改正する条例について
- 日程第28 議案第24号 白馬村都市公園条例の一部を改正する条例について
- 日程第29 議案第25号 白馬村公共下水道事業受益者負担に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第30 議案第26号 平成24年度白馬村一般会計補正予算（第6号）
- 日程第31 議案第27号 平成24年度白馬村国民健康保険事業勘定特別会計補正予算（第1号）
- 日程第32 議案第28号 平成24年度白馬村下水道事業特別会計補正予算（第3号）
- 日程第33 議案第29号 平成24年度白馬村水道事業会計補正予算（第2号）
- 日程第34 議案第30号 平成25年度白馬村一般会計予算
- 日程第35 議案第31号 平成25年度白馬村国民健康保険事業勘定特別会計予算
- 日程第36 議案第32号 平成25年度白馬村後期高齢者医療特別会計予算
- 日程第37 議案第33号 平成25年度白馬村下水道事業特別会計予算
- 日程第38 議案第34号 平成25年度白馬村農業集落排水事業特別会計予算
- 日程第39 議案第35号 平成25年度白馬村水道事業会計予算
- 日程第40 予算特別委員会の設置について

平成25年第1回白馬村議会定例会（第1日目）

1. 日 時 平成25年3月5日 午前10時より

2. 場 所 白馬村議会議場

3. 応招議員

第2番	篠崎久美子	第8番	高橋賢一
第3番	太田伸子	第10番	小林英雄
第5番	太田修	第11番	太谷正治
第6番	柏原良章	第12番	松沢貞一
第7番	田中榮一	第13番	下川正剛

4. 欠席議員

第1番 横田孝穂

5. 地方自治法第121条の規定により説明のため議会に出席した者の職氏名

村 長	太田紘熙	副 村 長	窪田徳右衛門
教 育 長	福島総一郎	総 務 課 長	横川宗幸
税 務 課 長	横澤英明	住 民 福 祉 課 長	倉科宜秀
観 光 農 政 課 長	平林豊	建 設 水 道 課 長	太田今朝治
環 境 課 長	丸山勇太郎	教 育 課 長 兼 ス ポ ー ツ 課 長	松澤忠明
総務課長補佐兼総務係長	横山秋一		

6. 職務のため出席した事務局職員

議 会 事 務 局 長 太田文敏

7. 本日の日程

1) 諸般の報告

2) 会議録署名議員の指名

3) 会期の決定

4) 村長挨拶

5) 議案審議

報告第1号（村長提出議案）説明、質疑

議案第2号から議案第29号まで（村長提出議案）説明、質疑、委員会付託

議案第30号から議案第35号まで（村長提出議案）説明、質疑

予算特別委員会を設置の上、付託

8. 地方自治法第149条第1項の規定により長より提出された議案は次のとおりである。

1. 報告第1号 公用車両の事故に係る損害賠償の専決処分報告について

2. 議案第 2 号 白馬村辺地対策総合整備計画の変更について
3. 議案第 3 号 白馬村社会福祉法人の補助の手續に関する条例の制定について
4. 議案第 4 号 白馬村農業振興施設条例の制定について
5. 議案第 5 号 白馬村村道の構造の技術的基準に関する条例の制定について
6. 議案第 6 号 白馬村移動等円滑化のために必要な新設特定道路の構造の基準を定める条例の制定について
7. 議案第 7 号 白馬村準用河川における河川管理施設等の構造の技術的基準に関する条例の制定について
8. 議案第 8 号 白馬村村営住宅及び共同施設の整備基準に関する条例の制定について
9. 議案第 9 号 白馬村高齢者等に配慮した公園施設の設置基準を定める条例の制定について
10. 議案第 10 号 白馬村公共下水道区域外流入分担金の徴収に関する条例の制定について
11. 議案第 11 号 白馬村新型インフルエンザ等対策本部条例の制定について
12. 議案第 12 号 白馬村在宅介護支援センター条例を廃止する条例について
13. 議案第 13 号 白馬村議会等の求めにより出頭した者に対する実費弁償支給条例の制定について
14. 議案第 14 号 白馬村消防団員等公務災害補償条例の制定について
15. 議案第 15 号 白馬村課設置条例の一部を改正する条例について
16. 議案第 16 号 白馬村個人情報保護条例の一部を改正する条例について
17. 議案第 17 号 白馬村政治倫理条例の一部を改正する条例について
18. 議案第 18 号 公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部を改正する条例について
19. 議案第 19 号 白馬村特別職の職員で非常勤のものの報酬に関する条例の一部を改正する条例について
20. 議案第 20 号 白馬村税条例の一部を改正する条例について
21. 議案第 21 号 白馬村手数料条例の一部を改正する条例について
22. 議案第 22 号 白馬村福祉医療費給付条例の一部を改正する条例について
23. 議案第 23 号 白馬村国民健康保険条例の一部を改正する条例について
24. 議案第 24 号 白馬村都市公園条例の一部を改正する条例について
25. 議案第 25 号 白馬村公共下水道事業受益者負担に関する条例の一部を改正する条例について
26. 議案第 26 号 平成 24 年度白馬村一般会計補正予算 (第 6 号)
27. 議案第 27 号 平成 24 年度白馬村国民健康保険事業勘定特別会計補正予算 (第 1 号)

- 28. 議案第28号 平成24年度白馬村下水道事業特別会計補正予算（第3号）
- 29. 議案第29号 平成24年度白馬村水道事業会計補正予算（第2号）
- 30. 議案第30号 平成25年度白馬村一般会計予算
- 31. 議案第31号 平成25年度白馬村国民健康保険事業勘定特別会計予算
- 32. 議案第32号 平成25年度白馬村後期高齢者医療特別会計予算
- 33. 議案第33号 平成25年度白馬村下水道事業特別会計予算
- 34. 議案第34号 平成25年度白馬村農業集落排水事業特別会計予算
- 35. 議案第35号 平成25年度白馬村水道事業会計予算

1. 開会宣告

議長（下川正剛君） おはようございます。

ただいまの出席議員は10名です。

これより平成25年第1回白馬村議会定例会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

2. 議事日程の報告

議長（下川正剛君） 本日の議事日程は、お手元に配付してあります資料のとおりです。

第1番横田孝穂議員が病気療養中のため欠席しておりますので、報告をいたします。

△日程第 1 諸般の報告

議長（下川正剛君） 日程第1 諸般の報告をいたします。

監査委員から、平成25年1月分の一般会計、特別会計、水道事業会計の例月出納検査報告書が提出をされております。お手元に配付いたしました資料のとおりですので、これをもって報告にかえさせていただきます。

次に、北アルプス広域連合議会及び白馬山麓環境施設組合議会の開催状況について報告をいたします。北アルプス広域連合議会平成25年2月定例会が、2月21日、22日に開催をされました。内容につきましては、お手元に配付いたしました資料のとおりですので、これをもって報告にかえさせていただきます。

また、白馬山麓環境施設組合議会平成25年第1回定例会が2月28日に開催をされました。内容につきましては、お手元に配付いたしました資料のとおりですので、これをもって報告にかえさせていただきます。

これで諸般の報告を終わります。

次に、本定例会において受理いたしました陳情は、お手元に配付いたしました陳情文書表のとおりですが、この文書表のとおり、所管の常任委員会に付託いたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（下川正剛君） 異議なしと認めます。よって、陳情文書表のとおり付託することに決定いたしました。

△日程第 2 会議録署名議員の指名

議長（下川正剛君） 日程第2 会議録署名議員の指名をいたします。

会議規則第119条の規定により、第2番篠崎久美子議員、第3番太田伸子議員、第5番太田修議員、以上3名を指名いたします。

△日程第 3 会期の決定

議長（下川正剛君） 日程第3 会期の決定を議題といたします。

お諮りをいたします。本定例会の会期は、別紙平成25年第1回白馬村議会定例会日程表のとおり、本日から3月21日までの17日間と決定することに、ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（下川正剛君） 異議なしと認めます。よって、本定例会の会期は本日から3月21日までの17日間と決定をいたしました。

△日程第4 村長挨拶

議長（下川正剛君） 日程第4 村長より招集の挨拶を求めます。太田村長。

村長（太田紘熙君） 平成25年第1回白馬村議会定例会を招集いたしましたところ、議員各位のご参集をいただき、厚くお礼を申し上げます。

姉妹都市河津町と姉妹提携30周年記念事業として、2月19日、20日にわたり「河津桜祭り行き白馬村民号」を仕立て、応募いただきました村民の皆様、議員の皆様を含め総勢85名で河津町を訪問し、交流することができました。河津桜は二分、ところによっては五分咲きでありましたけれども、開花宣言がなされたこともあり、何台もの大型バスツアーが訪れており、祭りのスタートに訪問ができ、相馬町長初め大勢の河津町の皆様の歓迎を受け、参加者全員が感激をするとともに、一層の交流を深めることができました。30周年の記念事業にふさわしい河津町訪問となり、参加をいただきました議員の皆様を初め村民の皆様にご心より感謝を申し上げます。

国政では、昨年12月にスタートした安倍内閣の経済政策であるアベノミクスは、財政出動、金融緩和、成長戦略の三本の矢で長期デフレから脱却をし、経済成長を目指すこととしております。内閣府発表の2月の経済報告でも2カ月連続の上方修正となるなど、このところ順調に円安・株高に推移しており、企業や家計のマインドが改善されつつあるとの予想ではありますが、燃料の高騰、電気料金の値上げ等気になるところであります。一時的なものではなく、順調な景気回復につながってほしいと願うところであります。

今回の国の財政出動の一つとして、総額20兆円規模のうち13.1兆円となる平成24年度補正予算が2月26日に成立となりました。村としても、活用できる事業は積極的に活用してまいりたいと考えております。今回の成長戦略には、省エネルギー、再生可能エネルギーの分野もありますので、自然環境を大切にする白馬村として、活用を図るなど取り組んでまいりたいと考えております。

観光関係では、今シーズンの観光客の入り込み状況ではありますが、2月末現在73万人余りで、前年比107.8%と増加をいたしました。70万人台は先々シーズン以来であり、早い降雪による上部での滑走可能となったことやイベント等によるものであると思われ、高速道路の笹子トンネルも全面復旧されましたので、今後の入り込みに期待をしております。

農政関係では、平成24年産米の生産量は28万トンの生産過剰となり、引き続き、需給調整

の的確な実施による需要に見合った米の生産を進めていく必要があることから、平成25年産米の全国生産数量目標を昨年より8万トン減らし791万トン、長野県の実産数量目標は20万4,400トンで750トンの増、白馬村の実産数量目標は、昨年より8トン増の2,529トンという配分があったところであり、平成25年度は「農業者戸別所得補償制度」から「経営所得安定対策」に名称が変更になりますが、基本的には平成24年度と同じ枠組みで実施される「経営所得安定対策」を初めとする米政策関連対策など、国・県の事業を有効に活用しながら、鮮度や品質、安全性を重視した農産物の生産、特産品の開発、農業と観光を結びつける試みなどに取り組んでまいりたいと考えております。

住民福祉課関係では、大北社会福祉事業協会が運営の特別養護老人ホーム白嶺の増床事業を進めておりましたが、増築部分の工事が終了し、現在既存部分の改修工事が行われております。そして、この20日には20人の方の入居が予定され、短期入所も含め90床となり、新たなスタートが切られるところであります。こうした整備が介護保険料の上昇の一因ともなっていますが、少しでも待機者の解消につながり、家族の支援になることを願っているところであります。

本年もインフルエンザの感染が広まりを見せ、1月30日に長野県ではインフルエンザ警報を発令いたしました。今シーズンは子どもから大人まで幅広い年齢層に感染が広まり、白馬村でもインフルエンザA型の集団感染により、しろま保育園の年少から年長の5クラスが学級閉鎖となり、小学校でも両小学校で1クラスずつ学級閉鎖となったところでありますが、ここに来てやっと落ちついてきたようであり、マスクの着用、手洗い、うがい等による初期予防に努めていきたいと思うところでございます。

環境課関係では、広域連合で進めています一般廃棄物処理施設建設計画につきましては、大町市源汲地区が選ばれてから、広域連合及び大町市により周辺自治会に対する説明と合意形成に鋭意努めている段階であります。源汲自治会とは近々に基本協定書を締結し、25年度においては生活環境影響調査に入っていくことになるものと思っております。予定地が大町市となったことにより、本村では行政収集体制の強化を図るべく、新年度より3年間のうちに不足する全地区に集積場を設置・充実するとともに、3市村の市民・村民協働により減量化をさらに進め、収集運搬に係る経費をできるだけ圧縮する努力をしております。

教育関係では、体罰やいじめの問題がクローズアップされております。県からの調査や、毎月開催している3校校長教頭会議で、白馬村からこのような事例を出さない、あったら隠さないことなどを話し合いながら対処してまいります。今後も独自の聞き取り調査により、オープンな姿勢と取り組みをするよう指示をしております。

スポーツ課関係では、来年に迫っているソチオリンピックに向けて白馬村出身の渡部暁人選手や上村愛子選手が調子を上げております。3月9日には第91回全日本スキー選手権大会スペシ

ヤルジャンプに高梨沙羅選手が出場予定でありますので、ご都合がつけばぜひ応援にお出かけをお願いしたいところでございます。

今回の一般会計補正予算（第6号）は、1億1,326万8,000円を追加し、総額を47億9,433万9,000円とするもので、国の緊急経済対策の活用による平成25年度予定事業の道路ストック点検と楠川橋架けかえ、除雪機械購入について前倒し9,700万円の追加、降雪日が多かったことにより、除雪費用が不足する見込みから4,000万円の追加等が歳出の主なものであります。

さて、今定例会で提案をいたします平成25年度の白馬村一般会計予算の概要を申し上げますと、当初予算規模は47億100万円で、国の経済対策を活用し、前年度当初予算に比較しますと2億9,500万円、6.7%増の積極型の予算となりました。

第4次総合計画の後期計画に基づき予算編成を行う3年度目となり、「白馬の里にひと集い暮らし健やか むらごと自然公園」を基本理念としながら、私はこの白馬村に住む村民が健やかに、思いやりを持って人と人が支え合い、豊かさを感じることができると日々の生活、住んでよかった、これからも住み続けたいと思う協働の村づくり、そして観光地としてきれいな美しい村づくりを目指し、平成27年度の最終目標年度に向かって「めざすべき新しい白馬村」を達成すべく「さらに前へ」進める予算編成を職員一丸となって取り組んでまいりました。

残念ながら、平成24年度には、下水道受益者負担金処理問題等で村民からの信用を大きく失墜させてしまいました。また、2月臨時議会の折にも述べましたが、監査委員より住民監査請求に対する監査結果の勧告がなされたところであります。繰り返しになりますが、勧告内容を真摯に受けとめ、対応してまいりたいと考えておりますので、よろしく願いをいたします。

行政の信頼回復と山積する課題解決へ向けて最大限の努力をするため、庁内の組織体制、職員人材育成などのソフト面も含め、あらゆる方面から取り組んでまいり所存であります。

また、東日本大震災以降、原子力発電に頼らないエネルギー対策が国策として検討されています。白馬村においても、地域の資源活用といった観点から新しい利活用の調査検討を行ってまいります。特に村の自然条件に適した新エネルギー活用への取り組み、特産品を開発する団体への支援や雇用創出の研究・支援など、時代に対応した新たな分野への取り組みを行ってまいります。

新年度特に重点的に取り組む事業は、具体的には特産品開発推進（グループ補助や開発推進）、自然エネルギーや観光資源（小水力発電、電気自動車、奈良井やスノーハープ）でございますが、これらの事業に予算を配分し、白馬村独自色を模索する中で恒久的な地域の活力源となることを目指してまいります。

また、安心して子育てができる環境づくりや、安らかな老後を過ごせる福祉社会の実現のための予算づけを行いました。

当然のことではありますが、歳入が限られた中で総合計画の実施計画のローリング、地域役員懇

談会等の経過も踏まえ、緊急度や事業効果、公平性にも鑑み、健全財政をも視野に入れながら、取捨選択を慎重に行う予算編成を行いました。

歳入面では、村税は約13億3,200万円で、前年比2,800万円、2.2%の増であります。個人住民税、滞納繰越分の徴収強化、たばこ税の税率改正等による増加を見込んでおります。

地方譲与税関係は7,100万円で、前年並みの計上をいたしました。年度末の政権交代により、国の地方財政計画や平成25年度予算編成スケジュールが大幅におくれており、村の予算編成までに推計値が示されない状況であったため、村で推計をし計上をいたしましたところでございます。

地方交付税については、14億7,700万円で計上いたしました。前年度より5,200万円の増となっております。こちらも地方譲与税同様に村の予算編成までに国の推計値が示されない状況であったため、村で推計し24年度交付額の95%で計上をいたしました。

国庫支出金は、橋梁長寿命化計画に基づく村内橋梁修繕工事による土木費国庫補助金等で5,100万円の増となっており、県支出金は25年度に参議院議員選挙が予定されており、総務費委託金等で2,600万円の増となっております。

繰入金は、財政調整基金から3,500万円、義務教育施設整備基金から3,200万円等、9,000万円を基金から繰り入れることといたしました。

村債は約6億4,300万円を予定していますが、臨時財政対策債を除いた起債額は3億6,800万円で、主なものは奈良井整備の地域活性化事業債に1億1,100万円、スノーハープ排水対策等として辺地対策事業債に5,500万円、道路橋梁整備のため辺地対策事業債を含む土木債に1億2,500万円等を予定しております。

次に、歳出であります。歳入の伸びが見込めない中での予算編成であり、年間総合予算、経費区分による積算、スクラップ・アンド・ビルドとサンセット方式を基本としての予算編成としております。

歳出について費目別に申し上げますと、議会費は、村議会議員の改選による議員定数どおりの議員報酬の計上により1,000万円の増であります。

総務費は6億9,500万円で、3,400万円の増となりました。村議会議員選挙、参議院議員選挙経費に1,300万円、スポーツ事業費の施設管理費では、スノーハープの改修費に5,500万円を計上し、芝生広場の排水対策等の整備を計画しております。

民生費は10億4,200万円で、7,300万円の増額となります。福祉の充実を図るため、岳の湯をデイサービス施設として改修する経費と乳幼児等医療給付の対象年齢を18歳までに範囲を拡充することといたしました。

衛生費は4億2,000万円で、ほぼ前年度並みとなっております。

保健衛生費は、母子保健の電算システムを導入し出生からの健康管理を一元化する計画で、導入経費として500万円を計上いたしました。

清掃費は、し尿処理施設クリーンコスモ姫川の建設費の償還が終了等により1,300万円の減額となりました。

農林業費は3億4,700万円で、前年度比1億3,500万円の増となりました。主なものは、奈良井地区の有効利用整備事業を平成24年度から3カ年計画で整備を進めており、平成25年度は用地購入と一部工事着手となるため1億2,400万円、県営事業の小水力発電工事への負担金3,000万円、特産物開発の推進として開発に取り組む団体等への補助金に200万円を計上いたしました。

観光商工費では2億1,400万円で、前年度に比べ200万円ほど増ではありますが、ほぼ前年度並みとなっております。村内経済の活性化対策として23年度から実施のリフォーム補助事業は、25年度まで継続して行うことで2,000万円を計上いたしました。

土木費は7億6,700万円で、前年比1億2,500万円の増であります。橋梁長寿命化計画に基づき計画的に橋梁の修繕を行ってまいります。25年度は楠川橋、やちはら橋の修繕に6,300万円を計上いたし、村道の改良舗装に1億2,500万円を計上いたしました。

消防費は1億7,000万円で、北アルプス広域連合負担金等で前年度比約600万円の増であります。

教育費は3億3,100万円で、前年度より4,900万円減となりました。要望箇所が多い学校施設修繕のために義務教育施設整備基金3,200万円を繰り入れることといたしました。

保健体育費では、B&Gプールの改修工事が完了したため、8,200万円の減となりました。

公債費は6億2,700万円余りで、前年に比べ4,500万円の減となり、年々償還額が減少しております。

次に、特別会計・企業会計の新年度予算について概略を申し上げます。

国民健康保険事業勘定特別会計は、近年の医療費推計や特定健診等に係る事業費及び後期高齢者拠出金、介護納付金等歳出額を見込み、歳入歳出の総額を12億5,100万円余りの予算といたしました。

後期高齢者医療特別会計は、歳入歳出それぞれ6,800万円余りといたしました。前年度並みの予算規模で主な内容は、歳入では、後期高齢者保険料が4,800万円余り、保険基盤安定繰入金1,800万円余りを計上し、歳出では、保険料負担金6,700万円余りを計上いたしました。

下水道事業特別会計は、歳入歳出約6億3,700万円で、前年度当初予算に比べて約6,000万円の増となっております。長寿命化計画調査業務、東部農業集落排水施設の公共下水道への統合事業を行うこととしています。

農業集落排水事業特別会計は、歳入歳出3,400万円で、前年度当初予算に比べ100万円余り減少した予算といたしました。

水道事業会計は、引き続き需要の伸び悩みで厳しい状況にあり、水道事業収益は2億8,400万円余りを計上いたしました。前年度に比較して700万円余りの減額となります。水道事業費用は2億8,200万円余りを予定しているところであり、資本的収入は約700万円を計上いたしました。前年度に比べ3,900万円余りの減となりますが、繰上償還による借換債がなくなったことによる減であります。資本的支出は建設改良費、企業債償還金等の9,100万円余りで、資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額は、損益勘定留保資金等で補填することとしております。

本定例会に当初提出いたします案件は、報告1件、議案34件であります。最終日の本会議には、国の経済対策補正予算を受けた平成24年度一般会計補正予算（第7号）、下水道事業特別会計補正予算（第4号）、教育委員の選任についての同意案件等を追加議案として提出することを予定しておりますので、よろしくお願いをいたします。

それぞれの議案についての詳細は、担当課長より説明をいたしますので、ご審議の上、円満なご議決を賜りますようお願いを申し上げ、定例会招集に当たりましての冒頭のご挨拶とさせていただきます。よろしくお願いをいたします。

議長（下川正剛君） これより報告事項に入ります。

なお、本定例会の質疑につきましては、会議規則第55条の規定により、1議員1議題につき3回まで、また、会議規則第54条第3項の規定により、自己の意見を述べることができないと定められておりますので、申し添えます。

△日程第 5 報告第 1 号 公用車両の事故に係る損害賠償の専決処分報告について

議長（下川正剛君） 日程第5 報告第1号 公用車両の事故に係る損害賠償の専決処分報告についての報告に入ります。

報告を求めます。横川総務課長。

総務課長（横川宗幸君） 報告第1号 公用車両の事故に係る損害賠償の専決処分報告について朗読し、ご説明いたします。

次のページをお開きください。専決第13号、専決処分書でございます。

公用車事故に係る村の義務に属する損害賠償の請求について、別紙のとおり損害賠償をするもので、事故の内容等についてはこの後説明いたしますが、当事者間において示談による和解が成立しており、村長の専決処分事項の規定で定める額以下の賠償額でありますので、今回専決処分をし報告をするものでございます。

専決処分日は、平成24年12月24日でございます。

裏面をごらんください。事故の内容は、平成24年10月17日午後2時15分ごろ、白馬村

北城 8 2 8 - 2 3 1 みそら野地籍駐車場で損害賠償請求者所有の軽乗用車と、職員が運転する公用車が接触し、損害賠償請求者所有の車両を損傷したものであります。

損害賠償請求者は、福井県坂井市の黒川氏で、損害賠償金は 7 万 9, 7 3 3 円でございます。

以上、報告させていただきます。

議長（下川正剛君） 説明が終わりました。

質疑に入ります。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（下川正剛君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

本件は報告事項でありますので、以上で日程第 5 報告第 1 号は終了いたしました。

以上をもちまして、報告事項は終了いたしました。

△日程第 6 議案第 2 号 白馬村辺地対策総合整備計画の変更について

議長（下川正剛君） 次に、これより議案の審議に入ります。

日程第 6 議案第 2 号 白馬村辺地対策総合整備計画の変更についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。横川総務課長。

総務課長（横川宗幸君） 議案第 2 号 白馬村辺地対策総合整備計画の変更について朗読し、ご説明いたします。

辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律第 3 条第 1 項の規定により、辺地対策総合整備計画を別紙のとおり変更する。

記、内山辺地でございます。

次のページをお開きください。総合整備計画書（案）。

内山辺地の総合整備計画を次のとおり変更したいものでございます。

観光レクリエーション施設のスノーハープについて、排水状況が悪くなり、悪臭等の発生もあり、利用等に支障を来しておりました。平成 2 4 年度に担当課で原因の調査検討を行い、1 2 月議会全協で報告を行ってまいりました。施設の排水対策とローラースキーコースを 2 5 年度、2 6 年度に整備の計画があるため、辺地債の財源活用が可能となるよう整備計画を変更するもので、事業費 5, 8 6 0 万円を 2 億 2 6 0 万円に変更したいものでございます。

以上、よろしくお願いいたします。

議長（下川正剛君） 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。第 2 番篠崎久美子議員。

第 2 番（篠崎久美子君） 2 番篠崎でございます。ただいまの議案第 2 号 白馬村辺地対策総合整備計画の変更について質疑を申し上げます。

事業費のところは、5, 8 6 0 万円から今回 2 億 2 6 0 万円に大幅な増額変更になっているわけですが、その増額の具体的な理由、具体的な内訳について再度お伺いをしたいと思

ます。お願いいたします。

議長（下川正剛君） 答弁を求めます。横川総務課長。

総務課長（横川宗幸君） 篠崎議員のご質疑にお答えいたします。

まず、白馬村の辺地総合整備計画は、平成24年度から28年度までの5カ年にわたる財政計画を平成23年度に作成いたしました。しかし、内山辺地の整備計画については、平成24年度に芝生広場の排水状況を調査した後に整備方針を決定することとしており、喫緊の課題であった橋の補修等を24年度に行う計画のみとなっております。今回提出の辺地総合整備計画の変更は、芝生広場の排水対策とローラースキーコース整備を25年度、26年度の2カ年で行う計画で提出をいたしました。

芝生広場は、本年度、排水状況調査で原因と改修方法のめどが立ったことから、周辺排水路の整備や排水対策工事の事業化を計画しております。また、クロスカントリー競技場の年間を通した利用率の向上を図るため、コースの一部を舗装しローラースキーコースとして整備することを計画し、今回提出するものでございます。事業費は2年間で1億4,400万円の追加でございます。具体的には、25年度に5,500万円余り、26年度に8,800万円余りの事業費を計画しており、財源には財政上の特別措置がある辺地債を充てる計画となっております。よろしくお願いいたします。

議長（下川正剛君） 答弁が終わりました。質疑はありませんか。篠崎議員、よろしいでしょうか。

第2番（篠崎久美子君） はい。

議長（下川正剛君） ほかに質疑はございませんか。

（「なし」の声あり）

議長（下川正剛君） 質疑がありませんので、質疑を終結いたします。

△日程第7 議案第3号 白馬村社会福祉法人の補助の手続に関する条例の制定について

議長（下川正剛君） 日程第7 議案第3号 白馬村社会福祉法人の補助の手続に関する条例の制定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。倉科住民福祉課長。

住民福祉課長（倉科宜秀君） 議案第3号 白馬村社会福祉法人の補助の手続に関する条例の制定について説明をいたします。

次のページをお開きください。現在、白馬村では、社会福祉法人白馬村社会福祉協議会に運営費に対する補助金を交付しております。社会福祉法では、社会福祉法人に補助金を交付する場合には、補助の手続を条例で定めることを規定しています。その条例が今までなかったことから、今回制定をするものです。

条例の内容についてですが、第1条は条例の趣旨を、第2条については、申請手続で補助金交付申請書の添付書類について規定をしております。第3条は目的外使用の禁止、第4条は実施状

況の報告をすること、第5条は補助金の返還についてそれぞれ規定をしております。

条例の施行日は、公布の日からでございます。

以上で説明を終わります。

議長（下川正剛君） 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑はありますか。

（「なし」の声あり）

議長（下川正剛君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

△日程第 8 議案第 4 号 白馬村農業振興施設条例の制定について

議長（下川正剛君） 日程第8 議案第4号 白馬村農業振興施設条例の制定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。平林観光農政課長。

観光農政課長（平林 豊君） 議案第4号 白馬村農業振興施設条例の制定についてご説明いたします。

白馬村農業体験実習館の設置及び管理に関する条例、白馬村野外緑地広場施設条例、白馬村神城多目的集会施設の設置及び管理に関する条例、農産物処理加工施設の設置及び管理に関する条例、白馬村農村広場条例の5つの条例を指定管理者制度導入も視野に入れ、一本化した白馬村農業振興施設条例を制定するものであります。

第2条で6施設の名称及び位置の明記、第3条、第4条で指定管理者制度を導入した場合の指定管理者による管理と業務を、第5条で施設の開場時間及び休場日を別表にて規定しております。第6条で使用の許可、第7条で使用の制限、第8条で使用料の収受、第9条で使用料の減免、第10条で使用料の還付、第11条で施設の費用負担、第12条で原状の回復義務、第13条で損害賠償について規定してあります。

この条例につきましては、平成25年4月1日から施行し、指定管理者の指定前は「指定管理者」とあるのは「村長」としてあります。

なお、この条例の規定により、現行の白馬村農業体験実習館の設置及び管理に関する条例等5つの条例は廃止するものであります。

以上で説明を終わります。

議長（下川正剛君） 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑はありますか。

（「なし」の声あり）

議長（下川正剛君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

△日程第 9 議案第 5 号 白馬村村道の構造の技術的基準に関する条例の制定について

議長（下川正剛君） 日程第9 議案第5号 白馬村村道の構造の技術的基準に関する条例の制定

についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。太田建設水道課長。

建設水道課長（太田今朝治君） 議案第5号 白馬村村道の構造の技術的基準に関する条例の制定について説明申し上げます。

第1次一括法による道路法の改正により、都道府県道及び市町村道の構造の技術的基準については、政令で定める基準を参酌すべき基準として各地方公共団体が条例で定めることと規定されたことによる制定でございます。

なお、長野県条例及び規則を参酌すべき基準とし、条例には趣旨と目次のみ記載し、村道道路構造の技術的基準を定める事項や村道に設ける道路標識の寸法は別途規則で定めることといたしました。

説明は以上でございます。

議長（下川正剛君） 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（下川正剛君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

△日程第10 議案第6号 白馬村移動等円滑化のために必要な新設特定道路の構造の基準を定める条例の制定について

議長（下川正剛君） 日程第10 議案第6号 白馬村移動等円滑化のために必要な新設特定道路の構造の基準を定める条例の制定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。太田建設水道課長。

建設水道課長（太田今朝治君） 議案第6号 白馬村移動等円滑化のために必要な新設特定道路の構造の基準を定める条例の制定について説明申し上げます。

第2次一括法により、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律、いわゆるバリアフリー法でございますが、これが改正をされ、これまで省令で定められていた移動等円滑化のために必要な道路の構造に関する基準について、各市町村で定めることができるようになったための条例の制定でございます。

制定に当たりましては、長野県条例及び規則を参酌し、条例には趣旨と目次のみ記載し、各規定事項は別途規則で定めることといたしました。

説明は以上でございます。

議長（下川正剛君） 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（下川正剛君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

△日程第 1 1 議案第 7 号 白馬村準用河川における河川管理施設等の構造の技術的基準に関する条例の制定について

議長（下川正剛君） 日程第 1 1 議案第 7 号 白馬村準用河川における河川管理施設等の構造の技術的基準に関する条例の制定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。太田建設水道課長。

建設水道課長（太田今朝治君） 議案第 7 号 白馬村準用河川における河川管理施設等の構造の技術的基準に関する条例の制定について説明申し上げます。

第 1 次一括法により河川法が改正され、市町村が指定する準用河川の河川管理施設のうち主要なものの構造に関する技術的基準については、政令で定める基準を参酌して各市町村で定めることとされたための条例の制定でございます。

制定に当たりましては、条例には趣旨と定義と河川管理施設の構造の技術的基準の概念を記載し、適合基準の細部につきましては、別途規則で定めることといたしました。

説明は以上でございます。

議長（下川正剛君） 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑はありますか。

（「なし」の声あり）

議長（下川正剛君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

△日程第 1 2 議案第 8 号 白馬村村営住宅及び共同施設の整備基準に関する条例の制定について

議長（下川正剛君） 日程第 1 2 議案第 8 号 白馬村村営住宅及び共同施設の整備基準に関する条例の制定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。太田建設水道課長。

建設水道課長（太田今朝治君） 議案第 8 号 白馬村村営住宅及び共同施設の整備基準に関する条例の制定について説明申し上げます。

第 1 次一括法により公営住宅法が改正され、国土交通省で定めるとされていた公営住宅及び共同施設の整備基準は、事業主体である市町村が省令で定める基準を参酌して定めることとされたための条例の制定でございます。

条例第 8 条、住宅の基準、第 9 条、住戸の基準、第 1 0 条、住戸内の各部、第 1 1 条、共用部分における規制されている措置については、別途規則で具体的な基準を定めております。

説明は以上でございます。

議長（下川正剛君） 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑はありますか。

（「なし」の声あり）

議長（下川正剛君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

△日程第13 議案第9号 白馬村高齢者等に配慮した公園施設の設置基準を定める条例の制定について

議長（下川正剛君） 日程第13 議案第9号 白馬村高齢者等に配慮した公園施設の設置基準を定める条例の制定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。丸山環境課長。

環境課長（丸山勇太郎君） 議案第9号 白馬村高齢者等に配慮した公園施設の設置基準を定める条例の制定について説明申し上げます。

地域主権改革一括法による高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律の一部改正により、園路、広場、駐車場、トイレ等特定公園施設の設置に関する基準について、省令で定める基準を参酌して条例で定めることとされたため、新たに本条例を定めるもので、高齢者や障害者の移動上、または施設の利用上の利便性及び安全性を向上することを原則とすることから、省令と同じ基準を定めることとします。それぞれ各条文では各施設の出入り口の幅、園路の幅、スロープの設置義務やその縦断勾配、車椅子用駐車スペースの設置基準などを定めてあり、例えば今後計画されます奈良井公園などで施設を設ける場合には、この条例の基準によって計画していただくことになるものと考えております。よろしく申し上げます。

議長（下川正剛君） 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（下川正剛君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

△日程第14 議案第10号 白馬村公共下水道区域外流入分担金の徴収に関する条例の制定について

議長（下川正剛君） 日程第14 議案第10号 白馬村公共下水道区域外流入分担金の徴収に関する条例の制定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。太田建設水道課長。

建設水道課長（太田今朝治君） 議案第10号 白馬村公共下水道区域外流入分担金の徴収に関する条例の制定について説明申し上げます。

この条例は、白馬村下水道条例第14条第1項の規定により排水区域外汚水の排除を認められた場合に、地方自治法第224条の規定に基づき白馬村公共下水道区域外流入分担金を徴収することを定めたものでございます。

第4条、受益者の分担金の額は、公共下水道受益者負担金の額と同額の公簿の面積に対して1平方メートル当たり900円を乗じた額といたします。第5条第3項では、分担金は一括して徴収するものとしております。第6条では、公共下水道受益者負担金と同様の減免制度を適用い

たします。詳細については、白馬村公共下水道事業受益者負担に関する条例施行規則の第11条、第12条を適用いたします。

説明は以上でございます。

議長（下川正剛君） 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。第10番小林英雄議員。

第10番（小林英雄君） 10番小林英雄です。私は、この白馬村公共下水道区域外流入分担金の徴収に関する条例を拝見いたしまして、2件について質問をさせていただきます。

特にこの条例案の3条と5条についてであります。まず、この条例案を拝見いたしまして、この3条と5条についてであります。どちらも村長が定めたことに条例が従うような感じをどうしても受けたものですから、そこで質問をさせていただきます。

まず、第3条なんですが、受益者を、村長が排水区域外の区域のうち分担金を徴収する区域（以下「徴収区域」）内に土地を有するものとし、徴収区域を村長が決めることになっている。徴収区域を定める基準はどこで決められているのでしょうか。また、その手続について、手続はどこで決められているのでしょうか。これが第3条であります。

それから、第5条につきましては、取扱要綱という言葉が出てまいります。（平成25年白馬村要綱第 号）という形で、第4条とは何を指しているのかということです。また、その定まっていないものが含まれている条例が議会に提案をされているのはどういうことかと。

以上2点であります。よろしく願いいたします。

議長（下川正剛君） 答弁を求めます。太田建設水道課長。

建設水道課長（太田今朝治君） ただいまの小林議員さんからのご質問の答えをいたします。

2点ございます。まず、第3条につきましては、徴収区域を定める基準は別に制定をいたします。白馬村公共下水道区域外流入に関する取扱要綱でその許可基準を定めております。なお、要綱につきましては、2月14日の全員協議会における東部農集排、公共下水道統合の説明の際、説明をさせていただきました。

次に、手続はどこで決められているのかのお尋ねでございます。同取扱要綱の第4条において、区域外流入の許可申請があったときは、村がその内容を審査し、許可基準に適合している場合は区域外流入の許可決定をするというふうにしております。

続きまして、第5条の関係でございます。先ほど第3条のところの説明をいたしました白馬村公共下水道区域外流入に関する取扱要綱は、この条例の制定とあわせて制定をされるものでありまして、条例、要綱が同日施行するものでございます。したがって、この条例制定が可決されたときに取扱要綱に告示番号が入り、告示をされるようになります。

以上でございます。

議長（下川正剛君） 答弁が終わりました。

ほかに質疑はありませんか。小林議員。

第10番（小林英雄君） 1つだけお尋ねしておきたいんですけども、やはりこの条例を拝見する限り、どうしても取扱要綱というのが大変気になります。これがどうも条例の上に来ている、上位法。それから、まだこれ案ですから何とも言えないんですけども、法律があって条例があって規則があって、そしてその他細かな要綱というものが定められるのが順序だと思うんですけども、今提案されているこの条例でいきますと、やはり順序が逆のような気がしてなりません。そして、そこで例えば徴収区域を決める、定める、そういう基準も手続も規定もまだないまま、これを村長が勝手に決められると、そういうふうにもどうしても読み取れます。もう一度、申しわけありませんけれども、ご説明いただけないでしょうか。

議長（下川正剛君） 小林議員、字句の質問はできないということになっておりますので申し添えますが、もう一度説明を聞きたいということでもありますので、答弁を求めることにいたします。答弁を求めます。太田建設水道課長。

建設水道課長（太田今朝治君） 今回の条例の制定につきましては、まずは大原則が白馬村下水道条例の第14条第1項に規定をしております区域外流入のいわゆる関係でございまして、従来は第14条のみで、14条につきましては公共下水道の管理上、支障がないと認めるときは認めることができるという、まずここから入ります。それで、従来、このいわゆる下水道排水区域外を流入させる土地につきまして、明確な基準がなかったわけですね。ですから、まずはその許可基準を取扱要綱で、どういった土地に区域外流入の排水が可能になるのか、許可となる土地になるのかというのを要綱で決めまして、その要綱には当然許可されたものは分担金を払わなければいけないという文言が入っております。それで、地方自治法の228条では、分担金を徴収する場合には条例で定めなければならないという規定がございまして。それにのっとりまして今回の条例を制定するものでございます。

以上でございます。

議長（下川正剛君） 答弁が終わりました。

ほかに質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（下川正剛君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

△日程第15 議案第11号 白馬村新型インフルエンザ等対策本部条例の制定について

議長（下川正剛君） 日程第15 議案第11号 白馬村新型インフルエンザ等対策本部条例の制定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。横川総務課長。

総務課長（横川宗幸君） 議案第11号 白馬村新型インフルエンザ等対策本部条例の制定についてご説明いたします。

次のページをお開きください。新型インフルエンザ等対策本部条例についてでございますが、新型インフルエンザ等対策特別措置法が平成24年5月に公布されたことによる条例の制定でございます。

この条例は、第1条の目的に記載されておりますが、特別措置法第37条において準用する法第26条に基づき、白馬村新型インフルエンザ等対策本部について必要事項を定めるものでございます。第2条は組織について、第3条は部についての規定で、附則の施行については、別に政令で定める日となっているため、新型インフルエンザ等対策特別措置法の施行の日からとしております。

以上、よろしく願いをいたします。

議長（下川正剛君） 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑はありますか。

（「なし」の声あり）

議長（下川正剛君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

△日程第16 議案第12号 白馬村在宅介護支援センター条例を廃止する条例について

議長（下川正剛君） 日程第16 議案第12号 白馬村在宅介護支援センター条例を廃止する条例についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。倉科住民福祉課長。

住民福祉課長（倉科宜秀君） 議案第12号 白馬村在宅介護支援センター条例を廃止する条例について説明をいたします。

次のページをお開きください。白馬村在宅介護支援センターは、大北社会福祉事業協会に委託し、平成8年4月に開設をいたしました。平成18年の介護保険法の改正により在宅介護支援センターの相談業務を強化した地域包括支援センターを新設しましたが、居宅介護支援事業を主体に継続をしております。大北社会福祉事業協会では、本年1月1日に居宅介護支援専門員2名の体制で新たに居宅介護支援事業所を開設いたしました。これに伴い、在宅介護支援センターを廃止することから条例を廃止するものです。

条例の施行日は、公布の日からとしています。

以上で説明を終わります。

議長（下川正剛君） 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑はありますか。

（「なし」の声あり）

議長（下川正剛君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

△日程第17 議案第13号 白馬村議会等の求めにより出頭した者に対する実費弁償支給条例の制定について

議長（下川正剛君） 日程第17 議案第13号 白馬村議会等の求めにより出頭した者に対する実費弁償支給条例の制定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。横川総務課長。

総務課長（横川宗幸君） 議案第13号 白馬村議会等の求めにより出頭した者に対する実費弁償支給条例の制定についてご説明いたします。

次のページをお開きください。白馬村議会等の求めにより出頭した者に対する実費弁償支給条例。現在の選挙管理委員会及び議会等の要求により出頭した者等に対する実費弁償支給条例が現行法規と合わない点があるため、全部改正をするものでございます。

第2条の適用範囲でございますが、第1号から第8号まででございます。第3条で実費の弁償と支給方法を規定し、1日につき2,300円、半日につき1,150円の日当を支給するものでございます。

裏面をお願いします。附則になりますが、この条例は公布の日から施行し、平成25年2月1日から適用するものでございます。

以上、よろしく願いいたします。

議長（下川正剛君） 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑はありますか。

（「なし」の声あり）

議長（下川正剛君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

△日程第18 議案第14号 白馬村消防団員等公務災害補償条例の制定について

議長（下川正剛君） 日程第18 議案第14号 白馬村消防団員等公務災害補償条例の制定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。横川総務課長。

総務課長（横川宗幸君） 議案第14号 白馬村消防団員等公務災害補償条例の制定についてご説明いたします。

次のページをお開きください。白馬村消防団員等公務災害補償条例。現行の条例の根拠法となっております消防組織法、災害対策基本法の改正に伴い改めるものですが、変更すべき事項が多岐にわたり、その他現行法規と整合しない部分もあるため、全部改正を行うものでございます。

第1条に、目的として、法に基づく業務に従事した者に係る損害補償を的確に行うことを規定し、第2条、第3条では損害補償を受ける権利について、第4条では損害補償の種類、第5条で補償基礎額、第6条、第7条で療養補償や療養費の関係について規定し、第8条で休業補償、第9条で障害補償、第10条で遺族補償、第11条から第16条まで遺族補償年金関係について定め、第18条では葬祭補償について、第19条から第24条では損害補償の制限、支給期間、未支給の損害補償、補償の免責や求償権について規定し、第3章雑則で第25条で異議の申立を、

第26条、報告、出頭等、第27条では損害補償費の返還要求を規定するものでございます。
施行については、平成25年4月1日から施行するものでございます。

以上、よろしく願いをいたします。

議長（下川正剛君） 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（下川正剛君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

△日程第19 議案第15号 白馬村課設置条例の一部を改正する条例について

議長（下川正剛君） 日程第19 議案第15号 白馬村課設置条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。横川総務課長。

総務課長（横川宗幸君） 議案第15号 白馬村課設置条例の一部を改正する条例についてご説明いたします。

次のページをお開きください。白馬村課設置条例の一部を改正する条例。村長より12月定例会閉会の挨拶の折に、課等の組織体制を見直す旨ご説明をしておりました。これまで庁内でも課のあり方について検討を重ねてまいりました。地域主権による事務量の増加、法令の遵守等それぞれの課が充実できるように体制の見直しを行うものでございます。

新旧対照表にてご説明させていただきます。第1条の改正部分でございますが、住民福祉課を住民課と健康福祉課に、環境課を廃止し、観光農政課を観光課と農政課に、建設水道課は建設課と上下水道課に変更し、8課体制とするものでございます。第2条の課の分掌事務では、それぞれの課の事務の主なものを定めておりますが、課の再編に合わせ一部見直しを行っております。

1号、総務課ですが、変更部分は次のページ、改正後の欄をお願いしたいと思います。コ、景観形成及び屋外広告物に関すること、サ、環境政策に関すること、シ、その他まちづくりに関することの3項目を加えるもので、環境課所管の一部を移行するものでございます。

住民福祉課については、3号、住民課に戸籍、住民登録及び印鑑登録に関すること、イ、国民健康保険及び後期高齢者医療保険等に関すること、ウ、福祉医療に関すること、エ、国民年金に関すること、オ、環境衛生及び公衆トイレに関すること、カ、社会援護に関すること、キ、その他住民生活に関すること。

4号、健康福祉課に、高齢者、障害者及び児童福祉等に関すること、イ、介護保険に関すること、ウ、保健予防及び健康増進に関すること、エ、生活保護に関すること、オ、その他住民福祉に関することとし、環境課のアについては建設課に、イからエとカについては総務課に、オについては住民課に割り振るものでございます。

観光農政課は、観光課として、ア、観光の振興に関すること、イ、商工業に関すること、ウ、

労働に関すること、エ、その他観光に関すること。農政課として、ア、農業、林業及び水産業に関すること、イ、農地保全及び土地改良に関すること、ウ、国土地籍調査に関すること、エ、その他農林業の振興に関することとし、建設水道課は建設課として、ア、道路及び河川に関すること、イ、土木及び建築に関すること、ウ、都市計画及び土地利用計画に関することに、上下水道課として、ア、上水道に関すること、イ、公共下水道に関すること、ウ、農業集落排水及び合併浄化槽の設置に関すること、エ、小規模水道に関することにそれぞれ変更し、平成25年4月1日から施行したいものでございます。

以上、よろしく願いいたします。

議長（下川正剛君） 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑はありますか。

（「なし」の声あり）

議長（下川正剛君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

△日程第20 議案第16号 白馬村個人情報保護条例の一部を改正する条例について

議長（下川正剛君） 日程第20 議案第16号 白馬村個人情報保護条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。横川総務課長。

総務課長（横川宗幸君） 議案第16号 白馬村個人情報保護条例の一部を改正する条例についてご説明いたします。

次のページをお開きください。白馬村個人情報保護条例の一部を改正する条例につきましては、統計法に関する事項について、根拠法の改正に伴う改正と字句の訂正をするものでございます。

第2条第2号中の「手続き」、第20条の見出し中の「手続き」及び同条第3項中の「第19条」、第23条第2号中の「取り消し」は、それぞれ字句を改めるものでございます。第3条第1号中「昭和22年法律第18号）第2条に規定する指定統計」を「平成19年法律第53号）第2条第4項に規定する基幹統計」に改め、同条中第2号及び第3号を削り、「第4号」を「第2号」とするものでございます。

以上、よろしく願いいたします。

議長（下川正剛君） 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑はありますか。

（「なし」の声あり）

議長（下川正剛君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

△日程第21 議案第17号 白馬村政治倫理条例の一部を改正する条例について

議長（下川正剛君） 日程第21 議案第17号 白馬村政治倫理条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。横川総務課長。

総務課長（横川宗幸君） 議案第17号 白馬村政治倫理条例の一部を改正する条例についてご説明いたします。

次のページをお開きください。白馬村政治倫理条例の一部を改正する条例については、条例中引用している法律の題名が変更になったことによる改正と、あわせて字句の訂正をするものでございます。

第2条中「かかわる」と第4条第3号中「下請け」は字句を改めるもので、第5条第1項第6号中「証券取引法」を「金融商品取引法」に改め、第9条中「地方自治法」の次に法律番号を加えるもので、公布の日から施行するものでございます。

以上、よろしくお願いをいたします。

議長（下川正剛君） 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（下川正剛君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

△日程第22 議案第18号 公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部を改正する条例について

議長（下川正剛君） 日程第22 議案第18号 公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。横川総務課長。

総務課長（横川宗幸君） 議案第18号 公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部を改正する条例についてご説明いたします。

次のページをお開きください。公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部を改正する条例については、条例中引用しております法律の題名が変更になったことによる改正と字句の訂正をするものでございます。

第4条中「地方公営企業労働関係法第3条第2項」を「地方公営企業等の労働関係に関する法律第3条第4号」に改め、第10条第4号と第12条は条例番号、法律番号を加え、第14条中「第15条」を「次条」に、「一般職の職員の給与に関する条例」を「一般職の職員の給与に関する条例」に改めるもので、公布の日から施行するものでございます。

以上、よろしくお願いをいたします。

議長（下川正剛君） 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（下川正剛君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

△日程第23 議案第19号 白馬村特別職の職員で非常勤のものの報酬に関する条例の一部を改正する条例について

議長（下川正剛君） 日程第23 議案第19号 白馬村特別職の職員で非常勤のものの報酬に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。横川総務課長。

総務課長（横川宗幸君） 議案第19号 白馬村特別職の職員で非常勤のものの報酬に関する条例の一部を改正する条例についてご説明いたします。

次のページをお開きください。白馬村特別職の職員で非常勤のものの報酬に関する条例の一部を改正する条例につきましては、報酬を支給する非常勤特別職の追加と額の変更を行うものでございます。

別表中、事務事業評価委員の「学識経験」を削り、「地域公共交通会議委員」を「地域公共交通検討委員会委員」を加え、「食育推進会議委員」の後に「地産地消推進協議会委員」、「鳥獣被害対策実施隊員」を加え、「学校医・保育所医」を「学校医」と「保育園医」に分け、学校医の内科医から眼科医の金額を児童数の多い部分について加算をすることとし、スキー傷害診療従事者の項を削り、「上記非常勤職員のうち、専門の知識を有するなど、社会通念上その報酬を考慮すべきと判断される者」について、「別に任命権者が定める額」を加えるもので、公布の日から施行したいものでございます。

以上、よろしく願いいたします。

議長（下川正剛君） 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑はありますか。

（「なし」の声あり）

議長（下川正剛君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

△日程第24 議案第20号 白馬村税条例の一部を改正する条例について

議長（下川正剛君） 日程第24 議案第20号 白馬村税条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。横澤税務課長。

税務課長（横澤英明君） 議案第20号 白馬村税条例の一部を改正する条例についてにつきまして、朗読を省略し、ご説明を申し上げます。

最後のページの新旧対照表をごらんください。附則の改正でございまして、第20条は道路運送車両法施行規則の規則の番号を追加するものでございます。

第25条につきましては、国におきまして東日本大震災からの復興に関し、地方公共団体が実施する防災のための施策に必要な財源の確保に係る地方税の臨時特例に関する法律、これが公布施行されておきまして、この中で個人の市町村民税でございすけれども、平成26年度から平

成35年度までの各年度分の個人の市町村民税に限り、均等割の標準税率、現行3,000円でございますが、500円を加算した額とするということがその法律の中で定められましたので、白馬村の個人の住民税につきましても、平成26年度から平成35年度までの間、500円を加算した額とするということにしたいものでございます。

なお、参考までに個人の県民税も現行、森林税を含めて1,500円でございますが、これも500円加算されるということで、平成26年度からは均等割が村民税、県民税合わせて1,000円アップするということになりますので、よろしく願いいたします。

説明は以上でございます。

議長（下川正剛君） 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑はありますか。

（「なし」の声あり）

議長（下川正剛君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

△日程第25 議案第21号 白馬村手数料条例の一部を改正する条例について

議長（下川正剛君） 日程第25 議案第21号 白馬村手数料条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。横澤税務課長。

税務課長（横澤英明君） 議案第21号 白馬村手数料条例の一部を改正する条例についてにつきまして、朗読を省略し、ご説明を申し上げます。

めくっていただきまして、新旧対照表をお願いいたします。現行の運用に合わせていくということが趣旨でありますけれども、まず、改正前のところに家屋台帳を閲覧に供する事務というものがございまして、実際、家屋台帳は閲覧にできるというものはありませんので、その運用に合わせてそれを削除するものでございます。

それから、その下の土地家屋名寄台帳でありますけれども、「名寄台帳」を「名寄帳」に字句の修正、それから単位でありますけれども、「1人分」を「1件」に改正する。

それから、その下の土地台帳及び地籍図を閲覧に供する事務でありますけれども、今まで土地台帳等で一括してありますけれども、土地台帳閲覧手数料と公図・地籍図閲覧手数料に分けてわかりやすくしたいというものでございます。

それから、一番下でございますけれども、納税証明手数料であります。この手数料につきましては、白馬村税条例の中でも定められておまして、二重に定めているというような状況が生じておりましたので、手数料条例のほうからは削除をしていきたいというものでございます。

戻っていただきまして、附則でございますけれども、この条例は平成25年4月1日から施行したいというものでございますので、よろしく願いいたします。

説明は以上でございます。

議長（下川正剛君） 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（下川正剛君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

△日程第26 議案第22号 白馬村福祉医療費給付条例の一部を改正する条例について

議長（下川正剛君） 日程第26 議案第22号 白馬村福祉医療費給付条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。倉科住民福祉課長。

住民福祉課長（倉科宜秀君） 議案第22号 白馬村福祉医療費給付条例の一部を改正する条例について説明をいたします。

この条例改正は、福祉医療の支給対象者を満18歳まで拡大することが主なものです。改正内容を説明しますので、一番最後のページの新旧対照表をごらんください。まず、第1条と第2条のところですが、第1条と第2条に「乳幼児等」という表現がございます。この名称を、支給年齢が満18歳に拡大するということから、「子ども」という名称に改めるものでございます。

第2条第1号については、「子ども」の定義を「満18歳」に改めるというものでございます。

第3条の改正は、法律の名称変更と引用条項の変更でございます。

条例の施行日は、平成25年4月1日からというふうにしております。

以上で説明を終わります。

議長（下川正剛君） 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（下川正剛君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

△日程第27 議案第23号 白馬村国民健康保険条例の一部を改正する条例について

議長（下川正剛君） 日程第27 議案第23号 白馬村国民健康保険条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。倉科住民福祉課長。

住民福祉課長（倉科宜秀君） 議案第23号 白馬村国民健康保険条例の一部を改正する条例について説明いたします。

この条例改正は、根拠法令と引用する法令の条番号を変更するものでございます。一番最後のページの新旧対照表をごらんください。新たに目次を追加するというところでございます。

それと、第5条については、引用する法令を精神保健法から障害者の日常生活を総合的に支援するための法律及び同施行令に改めるものです。

第9条は、引用する法律の条番号を改めるものです。

条例の施行日については、障害者の日常生活を総合的に支援するための法律の施行日である平成25年4月1日からとしています。

以上で説明を終わります。

議長（下川正剛君） 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（下川正剛君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

△日程第28 議案第24号 白馬村都市公園条例の一部を改正する条例について

議長（下川正剛君） 日程第28 議案第24号 白馬村都市公園条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。丸山環境課長。

環境課長（丸山勇太郎君） 議案第24号 白馬村都市公園条例の一部を改正する条例について説明いたします。

おめくりください。この条例改正は、地域主権改革一括法による都市公園法の一部改正により、都市公園の設置基準について政令で定める基準を参酌して条例で定めることとされたために、本条例について所要の改正を行うものです。

主な改正点は、第3条の2、第3条の3の追加であり、3条の2第1号では、都市公園の住民1人当たりの敷地面積の基準を10平米以上とすること、第2条では、都市公園の種類ごとの配置及び規模の基準、第3条の3では、都市公園に公園施設として設けられる建築物の敷地面積に対する割合は2%を超えてはならないとした後、第2項以降の施行令ただし書は、特例として一定割合を上乗せすることができる施設と面積割合をうたっております。第4条以降の改正点は、例規表現の統一化による送り仮名の修正等です。よろしく願いいたします。

議長（下川正剛君） 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（下川正剛君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

△日程第29 議案第25号 白馬村公共下水道事業受益者負担に関する条例の一部を改正する条例について

議長（下川正剛君） 日程第29 議案第25号 白馬村公共下水道事業受益者負担に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。太田建設水道課長。

建設水道課長（太田今朝治君） 議案第25号 白馬村公共下水道事業受益者負担に関する条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。

これは新たに先ほどの議案第10号 白馬村公共下水道区域外流入分担金の徴収に関する条例及び白馬村公共下水道区域外流入に関する取扱要綱の制定によるものの改正でございます。

新旧対照表をごらんください。第2条、受益者、第1項において2行目の「及び白馬村公共下水道条例（平成4年条例第16号）第14条の規定により排水区域外汚水の排除を認められた者をいう。」を削除いたします。

説明は以上でございます。

議長（下川正剛君） 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑はありますか。

（「なし」の声あり）

議長（下川正剛君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

△日程第30 議案第26号 平成24年度白馬村一般会計補正予算（第6号）

議長（下川正剛君） 日程第30 議案第26号 平成24年度白馬村一般会計補正予算（第6号）についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。横川総務課長。

総務課長（横川宗幸君） 議案第26号 平成24年度白馬村一般会計補正予算（第6号）についてご説明いたします。

平成24年度白馬村一般会計補正予算（第6号）につきましては、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億1,326万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ47億9,433万9,000円とするものでございます。

5ページ、第2表をお開きください。第2表繰越明許費は、地方自治法第213条第1項の規定により翌年度に繰り越して使用することができる経費でございます。

総務費の企画一般事業32万円は、大北福祉会館の耐震診断費用の白馬村分で、国の24年度補正予算の対象となり、繰越事業となったことによるものでございます。

農林業費、村単土地改良事業29万円は、農道飯森曲沢橋点検事業で、国の補正予算対象となったことによるものでございます。

土木費は、道路橋梁費と都市計画総務費で、道路橋梁費の除雪機械整備事業3,650万円はロータリー除雪機の購入で、村道改良国庫補助事業1億3,253万1,000円は楠川橋等道路橋梁改良の経費で、両事業とも国の経済対策活用により繰越事業とするものでございます。

都市計画事業は、12月定例会で補正をいたしました都市計画基礎調査事業で、2,079万円を繰り越すものでございます。災害復旧費は、現年発生林道施設災害復旧事業で、林道東山線事業1,721万2,000円を繰り越すものでございます。

続きまして、第3表債務負担行為補正の変更につきましては、事業が完了したことによる変更で、2件とも変更事項として借り入れ先の信州・長野県観光協会の起債と元利償還金の限度額が

確定したことによる変更でございます。

6 ページ、第4表地方債補正は、追加として除雪機械整備事業1, 200万円を追加するものであります。起債の方法、償還の方法はごらんとおりでございます。変更につきましては、農業農村整備事業、限度額3, 600万円を4, 600万円に変更するもので、以下、観光レクリエーション施設改修事業5, 860万円を4, 960万円に、道路新設改良事業1億1, 740万円を1億3, 490万円に、農地農林施設災害復旧事業1, 280万円を320万円にそれぞれ変更するものでございます。

10 ページをお開きください。歳入歳出補正について主なものをご説明いたします。

初めに、歳入明細からでございます。1 款村税、1 項1 目個人村民税1, 100万円を追加するもので、収入見込みを精査し現年課税特別徴収分500万円、普通徴収分600万円の追加でございます。

2 項1 目固定資産税2, 000万円を追加するもので、滞納繰越分ですが、徴収努力による追加でございます。

6 款1 目地方消費税交付金842万6, 000円の追加は、額の確定によるものでございます。

9 款1 目地方交付税594万2, 000円の追加は、留保財源の一部を補正し、594万2, 000円を追加するものでございます。

11 ページ、12 款使用料及び手数料、1 目総務使用料254万5, 000円の追加は、ジャンプ台リフト使用料でございます。

13 款国庫支出金、1 項1 目民生費国庫負担金320万8, 000円の減は、実績見込みによる減額と制度変更による項目の組みかえによるものでございます。

12 ページ、13 款国庫支出金、3 目土木費国庫補助金4, 805万円の追加は、建設機械整備事業補助金2, 400万円、社会資本整備総合交付金2, 405万円でございます。

15 ページ、20 款村債、3 目農林業債1, 000万円の追加は、県営平川水力発電事業負担金分の追加でございます。

4 目観光債900万円の減額は、スノーハープ1号橋改修事業完了による減額でございます。

6 目土木費2, 950万円の追加は、道路新設改良辺地分が事業完了により680万円の減額で、公共事業等債は除雪機械、道路新設改良の起債3, 630万円の追加でございます。

9 目災害復旧費960万円の減額は、国の査定による減額でございます。

16 ページ、歳出でございますが、2 款総務費、1 目一般管理費193万6, 000円の追加の主なものは、村条例等例規システム使用料の追加で、地域主権一括法に基づくものや修正必要件数が見込みより大幅にふえたことによる追加でございます。

2 目財産管理費118万2, 000円の追加の主なものは、燃料高騰に伴い燃料費、光熱水費に75万2, 000円の追加をするものでございます。

17ページ、2項徴税費、2目賦課徴収費698万1,000円の追加の主なものは、固定資産課税更正による補償補填及び賠償金686万5,000円でございます。

7項スポーツ事業費、2目施設管理費193万円の減額は、スノーハープ1号橋工事完了に伴う359万円の減が主なものでございます。

18ページ、3款民生費、2目老人福祉費150万円の減額は、介護予防・地域支え合い事業の配食サービス事業委託料、緊急通報システム使用料の実績見込みによる減額でございます。

19ページ、2項児童福祉費、2目子育て支援費393万6,000円の減額は、子ども手当から児童手当に制度変更による組みかえ及び児童数の減少に伴う減額でございます。

21ページ、4款衛生費、1項1目環境衛生費134万円の減額は、雑排水収集処理委託料の100万円の減が主なものでございます。

2目保健予防費204万7,000円の減額の主なものは、検診の受診件数減による検診等委託料160万9,000円の減でございます。

22ページ、2項清掃費、1目塵芥処理費1,030万円の減額は、白馬山麓組合（清掃センター）分負担金811万1,000円の減額とごみ集積場設置補助金の142万2,000円の減額でございます。

2目し尿処理費190万2,000円の減額は、白馬山麓組合（クリーンコスモ）分負担金の減でございます。

24ページ、5款農林業費、4目農地費984万5,000円の追加の主なものは、県営事業負担金950万円で、平川水力発電事業の事業費が国の補正予算対応により増額となるものでございます。

25ページ、3項地籍調査費、1目地籍調査事業費145万7,000円の減額は、事業費確定による委託料の減額でございます。

7款土木費、2目道路維持費8,370万3,000円の追加の主なものは、村道の穴埋め等に300万3,000円、26ページ、除雪委託料に4,000万円、国の経済対策事業活用による除雪機の購入3,650万円でございます。

3目道路新設改良費5,329万円の追加の主なものは、村道改良国庫補助事業として国の補正予算を活用し、前倒しをして楠川橋修繕の設計、工事費、道路点検等委託料に6,005万円、道路の改良起債事業は工事関係の精算により676万円の減額をするものでございます。

27ページ、3項河川費、1目河川総務費100万円の減は、工事費の精算による減額でございます。

28ページ、9款教育費、2項小学校費、1目学校管理費194万3,000円の追加の主なものは、両小学校とも燃料高騰に伴う追加と北小校舎内の天井、壁、床等の小修繕が必要となり、71万2,000円を追加するものでございます。

30ページ、10款災害復旧費1,190万9,000円の減額は、林道東山線の工事が災害査定により減額となったことによる減でございます。

31ページ、11款公債費530万円の減額は、長期債利子分の確定による減額でございます。以上、主な内容についてご説明いたしました。よろしくお願いたします。

議長（下川正剛君） 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。第2番篠崎久美子議員。

第2番（篠崎久美子君） 2番篠崎でございます。ただいまの議案第26号 平成24年度一般会計補正予算（第6号）について、1点質疑を申し上げます。

17ページ、歳出のところに入っておりますが、2款総務費、2項徴税费、2目賦課徴収費、そのところの補償補填及び賠償金ということで、686万5,000円でございますが、先ほど固定資産税というお言葉もございましたが、これについて内容をお伺いしたいと思います。

議長（下川正剛君） 答弁を求めます。横澤税務課長。

税務課長（横澤英明君） ただいまのご質問の賦課徴収事業の補償補填及び賠償金686万5,000円の内容につきましてご説明申し上げます。

これにつきましては、固定資産税の家屋の課税で所有者の誤りがありまして、これに対応するものでございます。地方税法に基づきます5年間の前の5年間分でありまして、白馬村村税等過誤納金補填金支払要綱に基づく補填金でございまして、家屋6件に関するものであります。具体的には、個人名と法人名が違っていたもの3件、それから個人名と共有名が違っていたもの3件でございます。

以上でございます。

議長（下川正剛君） 答弁が終わりました。質疑はありませんか。篠崎久美子議員。

第2番（篠崎久美子君） ただいまご説明を頂戴しました。所有者の誤りということでございますが、それがわかるに至ったのは、どういう事由でこれがわかることになったのかお伺いしたいと思います。

議長（下川正剛君） 答弁を求めます。横澤税務課長。

税務課長（横澤英明君） これにつきましては、昨年3月にもこの補填金の補正をお願いしてお認めいただいたところでございますけれども、そのときの担当委員会からも指示がありまして、法務局の登記と村の台帳とのチェックをするという中で、なかなか全件すべて1年間でということは難しいわけでありまして、約1,200件登記をチェックいたしまして、その中の6件分に誤りがあったということでございます。

議長（下川正剛君） 答弁が終わりました。ほかに質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（下川正剛君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

審議の途中でありますけれども、1時まで休憩といたします。

休憩 午前11時54分

再開 午後 1時00分

議長（下川正剛君） 午前中に引き続き会議を開きます。

△日程第31 議案第27号 平成24年度白馬村国民健康保険事業勘定特別会計補正予算
(第1号)

議長（下川正剛君） 次に、日程第31 議案第27号 平成24年度白馬村国民健康保険事業勘定特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。倉科住民福祉課長。

住民福祉課長（倉科宜秀君） 議案第27号 平成24年度白馬村国民健康保険事業勘定特別会計補正予算（第1号）について説明をいたします。

歳入歳出予算の補正でございますが、第1条にありますとおり、予算の総額に2,417万8,000円を追加し、12億5,576万3,000円とするものでございます。

内容について説明をいたしますので、5ページをお開きください。歳入でございます。2款1項1目療養給付費等負担金を725万1,000円減額するものでございます。

3款1項1目療養給付費等交付金は、退職被保険者療養給付費等交付金現年度分を1,000万円減額するものでございます。

4款1項1目前期高齢者交付金は214万7,000円の減額。

7款2項1目給付費準備基金繰入金は727万6,000円の減額。

次のページをお願いします。8款1項1目繰越金は前年度の繰越金で、5,085万2,000円を追加するものでございます。

7ページをお願いします。歳出でございます。2款1項1目一般被保険者療養給付費と2目退職被保険者療養給付費は、財源の内訳を特定財源から一般財源に変えるものでございます。

8ページをお願いします。2項1目一般被保険者高額療養費は400万円の追加です。

9ページをお願いします。7款1項1目高額医療費共同事業医療費拠出金は795万1,000円の追加、2項1目保険財政共同安定化事業拠出金は295万7,000円の追加。

8款2項2目疾病予防費は、人間ドック補助金を30万円追加するものでございます。

10ページをお願いします。10款諸支出金、2項国庫支出金等返納金、1目療養給付費負担金等返納金は848万円の追加です。これにつきましては、平成23年度に概算交付を受けた療養給付費等負担金が精算の結果、交付を受けている額が超過していたことによる返納金ということでございます。

以上で説明を終わります。

議長（下川正剛君） 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(下川正剛君) 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

△日程第32 議案第28号 平成24年度白馬村下水道事業特別会計補正予算(第3号)

議長(下川正剛君) 日程第32 議案第28号 平成24年度白馬村下水道事業特別会計補正予算(第3号)を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。太田建設水道課長。

建設水道課長(太田今朝治君) 議案第28号 平成24年度白馬村下水道事業特別会計補正予算(第3号)について説明申し上げます。

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ167万6,000円を追加し、歳入歳出それぞれ6億3,661万1,000円とするものでございます。これは確定しております繰越金の増額とそれに伴う今月借入れ予定の下水道資本費平準化債の減額、また、歳出では、受益者負担金過誤納金の還付金を計上するものでございます。

6ページの歳入明細をごらんください。2款使用料及び手数料、1目下水道使用料現年分が157万2,000円の減額。

5款繰越金、前年度繰越金が1,324万8,000円の増額。

7款村債、下水道資本費平準化債が1,000万円の減額でございます。

7ページの歳出明細をごらんください。1款下水道費、1目一般管理費が155万2,000円の増額。うち受益者負担金還付金が117万2,000円でございます。1目公共下水道建設費、前納報償金が12万4,000円の増額でございます。

説明は以上でございます。

議長(下川正剛君) 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。第5番太田修議員。

第5番(太田 修君) 5番太田修です。ただいまの予算書にございます第3号の中の7ページで、歳出明細のほうの1款1項1目の管理費の説明の中の23002受益者負担金還付金の117万2,000円、また、下段になります1款2項1目の公共下水道建設費の説明の中の08021前納報償金他12万4,000円にかかわりますこの件数並びに発生事由について伺いをしたいと思います。よろしくお願いします。

議長(下川正剛君) 答弁を求めます。太田建設水道課長。

建設水道課長(太田今朝治君) ただいまの太田議員からのご質問にお答えをいたします。

初めに、受益者負担金の還付金についてでございますが、117万2,000円の受益者負担金還付金の内訳でございますが、時効成立後の受益者に対して賦課したものの歳出還付金2件でございます。2件の合計が101万700円、及びその2件に対する還付加算金16万500円

でございます。

続きまして、前納報償金でございますが、12万4,000円の内訳については、今年度は前納報償金の対象が7件、金額で32万3,200円でございます。当初予算で20万円計上してありますので、不足分12万4,000円を今回補正計上をいたしました。

説明は以上です。

議長（下川正剛君） 答弁が終わりました。ほかに質疑はありませんか。太田修議員。

第5番（太田 修君） この発覚といたしますか、出たものは調査事務をする中で出てきたものでしょうか、それとも受益者のほうから申請があったものか、その辺についてお伺いをいたします。

議長（下川正剛君） 答弁を求めます。太田建設水道課長。

建設水道課長（太田今朝治君） 2件の内訳というか、発覚理由でございますが、1件は村、これは村のほうに還付すると。これは昨年ちょっと一般質問等でもございましたが、B&Gの徴収をいたしました23年度分の受益者負担金でございます。これはいわゆる賦課漏れ、本来賦課されるべき年度に賦課をされなく、誤って23年度に接続申請があったために徴収をしてしまいましたが、本来賦課すべき年から3年賦課しないとこれはもう時効になってしまうという物件で、いわゆる誤って徴収してしまったものでございます。それから、もう1件につきましては、個人の方で、これは調査により23年度に徴収したのが間違いということがわかったものでございます。以上です。

議長（下川正剛君） 答弁が終わりました。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（下川正剛君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

△日程第33 議案第29号 平成24年度白馬村水道事業会計補正予算（第2号）

議長（下川正剛君） 日程第33 議案第29号 平成24年度白馬村水道事業会計補正予算（第2号）を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。太田建設水道課長。

建設水道課長（太田今朝治君） 議案第29号 平成24年度白馬村水道事業会計補正予算（第2号）について説明申し上げます。

これにつきましては、3月の決算期による精算でございます。予算第2条の収益的収入及び支出については、収入では1款水道事業収益、1項営業収益が水道使用料等591万円の減額で、支出では1款水道事業費用、1項営業費用が賃金等の減額と検満メーターの固定資産除却費の増額などで130万円の減額、2項営業外費用が消費税等が60万円の増額でございます。

予算第4条の資本的収入及び支出でございますが、収入では1款資本的収入、1項負担金が150万円の減額で、支出では1款資本的支出、1項建設改良費が請負工事費などが1,924万円の減額でございます。

説明は以上でございます。

議長（下川正剛君） 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（下川正剛君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

お諮りをいたします。ただいま議題となっております議案第2号から議案第29号までにつきましては、お手元に配付してあります平成25年第1回白馬村議会定例会常任委員会等付託書のとおり付託をしたいと思います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（下川正剛君） 異議なしと認めます。よって、別紙付託書のとおり常任委員会に付託することに決定をいたしました。

△日程第34 議案第30号 平成25年度白馬村一般会計予算

議長（下川正剛君） 日程第34 議案第30号 平成25年度白馬村一般会計予算を議題といたします。

提案理由の説明は各課ごとに行います。提案理由の説明を求めます。横川総務課長。

総務課長（横川宗幸君） 議案第30号 平成25年度白馬村一般会計予算についてご説明いたします。

私のほうからは、歳入全般と議会、会計、総務課に係る部分の歳出について説明をいたします。その他の歳出については、順次各担当課長が説明いたしますので、よろしく願いいたします。

2ページをお開きください。平成25年度白馬村の一般会計予算は、歳入歳出それぞれ4億7億100万円とするものであり、地方債についてはこの後ご説明いたします。一時借入金については、限度額を15億円と定めるものでございます。

予算書9ページ、第2表地方債をごらんください。交付税の不足を補う臨時財政対策債は、限度額を2億7,505万8,000円とするものであります。社会福祉施設整備事業については、デイサービス施設整備に3,800万円、林道整備事業は林道細野線に300万円、農業農村整備事業は県営平川小水力発電施設整備に2,700万円、地域活性化事業は奈良井有効利用に1億1,160万円、観光レクリエーション施設改修事業はスノーハーブクロスカントリー場の排水対策等改修に5,560万円を予定しております。社会教育施設改修事業につきましては、歴史民俗資料館のトイレ改修工事に750万円、道路新設改良事業は1億2,550万円の起債を予定するものであります。

なお、それぞれの起債の借り入れ方法、利率、償還についてはごらんのとおりでございます。

13ページをお開きください。歳入明細からおおむね500万円以上の主なものを中心にご説明いたしますので、よろしく願いをいたします。

1 款村税、1 目村民税は、今までの実績を考慮し、1 目個人村民税を 8 8 3 万 2, 0 0 0 円増の 2 億 5, 0 9 7 万 8, 0 0 0 円といたしました。

2 項 1 目固定資産税は、8 4 1 万 8, 0 0 0 円の増で、滞納繰越分に 1 億円を計上し滞納処分強化による増収を見込んでの計上でございます。

1 4 ページ、4 項村たばこ税、1 目村たばこ税は 6, 0 0 0 万円で、1, 0 0 0 万円の増となりますが、税率改正による増を見込んでおります。

1 5 ページ、2 款地方譲与税、3 款利子割交付金、4 款配当割交付金、1 6 ページ、5 款株式等譲渡所得割交付金、6 款地方消費税交付金、7 款自動車取得税交付金、8 款地方特例交付金は、国の地方財政計画、2 5 年度予算編成スケジュールが大幅におくれ、村の予算編成に間に合わない状況でありましたので、過去の実績等、村の仮試算により推計値で計上となりました。したがって、今後大きく変わる可能性がございますので、よろしく願いをいたします。

1 7 ページ、9 款地方交付税についても、地方譲与税と同様で国数値が示されない中で近年の実績等から 5, 0 4 8 万 1, 0 0 0 円増の額を見込み、そのうち普通交付税は 1 4 億 7, 7 5 0 万円、特別交付税については 1 億 7, 8 0 0 万円と、強めの計上をしたところでございます。

1 8 ページ、1 1 款分担金及び負担金、2 項 1 目民生費負担金は、社会福祉の老人福祉施設入所者負担金 4 3 5 万 8, 0 0 0 円、児童福祉費の保育所保育料負担金 2, 8 1 0 万円で、前年並みでございます。

2 目農林業費負担金は、林道改良事業負担金が皆増となります。

1 2 款使用料及び手数料、1 目総務使用料は、ジャンプ台リフト使用料、ケーブルテレビ関係利用料が主なもので、前年並みでございます。

2 0 ページ、1 3 款国庫支出金、1 項国庫負担金は、児童手当負担金が 3 1 0 万円ほど減で、身体障害者福祉負担金が 8 5 0 万円ほど増となっております。

2 1 ページ、2 項国庫補助金について主なものは、3 目の土木費国庫補助金で、楠川橋修繕工事、オリンピック道路舗装修繕等、社会資本整備総合交付金が 3, 8 0 0 万円増加の 8, 0 5 0 万円、6 目農林業費国庫補助金は、小水力支援事業補助金 8 0 0 万円が新たに計上となりました。

3 項国庫委託金は、前年度同額でございます。

2 2 ページ、1 4 款県支出金、1 目民生費県負担金は、2 4 7 万 1, 0 0 0 円の増となりましたが、身体障害者福祉負担金の増が主なものでございます。

2 項県補助金については、総務費補助金がオリンピック施設起債償還費等補助金で 3 1 9 万円の減、緊急雇用創出事業補助金は 2 2 0 万円ほど増、社会福祉事業補助金では身体障害者医療給付事業補助金が前年並みで 1, 0 0 0 万円。2 3 ページ、児童福祉費補助金の乳幼児医療給付事

業補助金も前年並みの550万円、環境衛生費補助金、合併浄化槽整備事業補助金は前年並みで470万円、農業費補助金、中山間地域等直接支払事業交付金472万円。24ページ、地籍調査事業補助金は637万5,000円で、98万円ほどの増でございます。経営体育成交付金1,491万円、これにつきましては新規計上となっております。

3項県委託金については、総務費委託金、ジャンプ台管理委託金が前年並みの4,100万円、徴税費委託金も前年並みの1,477万5,000円でございます。選挙費委託金658万4,000円は、参議院議員選挙事務委託金でございます。

26ページ、財産運用収入は前年並みの計上でございます。

27ページへまいりまして、17款繰入金は歳入減、村の経済活性化のため財政調整基金から3,500万円、義務教育施設整備基金から3,200万円、福祉基金から1,200万円を繰り入れ、昨年より1,700万円ほど増の基金取り崩しとなりました。

28ページ、18款繰越金は24年度の不用額を見込み、4,000万円を計上いたしました。

29ページ、19款諸収入、1目貸付金元利収入については、白馬村商工振興資金預託金回収金2,000万円が主なものでございます。

19款諸収入、1目雑入について大きなものについてでございますが、ごみ袋販売手数料871万円、粗大ごみ処理手数料が530万8,000円、消防団員退職報償金400万円。30ページへまいりまして、長野県市町村振興協会市町村交付金500万円、スポーツ拠点づくり推進事業助成金400万円、介護保険地域支援事業受託金2,273万9,000円が主なものでございます。前年より5,300万円ほど減となっておりますが、B&G財団助成、それからSAJオリンピック施設助成金、それから介護給付金が減となったことによる減額で5,320万円ほどの減となっております。

20款村債については、第2表地方債で説明をしておりますので、ごらんをいただきたいと思っております。

次に、歳出であります。32ページをお開きください。1款議会費、1目議会費は7,822万7,000円で、前年に比べ1,008万2,000円の増となっております。現在、議員1名欠員となっておりますが、定数どおりの議員報酬の計上等、人件費増が主なものでございます。

33ページ、2款総務費、1項1目一般管理費は、2億1,057万4,000円で、特別職及び総務関係一般職や区役員、各委員会等の人件費を計上している科目で、退職手当組合、共済組合負担金、例規システム利用料等が増加となりました。

36ページ、2目財産管理費でございます。4,113万6,000円は、庁舎等財産管理に係る費用を計上している目でございます。主なものについてでございますが、庁舎管理賃金493万2,000円、燃料費473万円、光熱水費540万6,000円、建物災害共済保険

料502万5,000円が主なものとなっております。

37ページ、6目企画費は4,824万6,000円で、北アルプス広域経常費負担金900万9,000円。

38ページに移りまして、情報化対策事業でウィンドウズXPの更新に伴いパソコン等購入費600万円、公園管理事業のいこいの杜借上料に800万円、コミュニティ推進事業の地域づくり事業等補助金に500万円、ケーブルテレビ白馬管理運営事業として1,248万8,000円を計上いたしました。

39ページ、7目会計管理費は、ほぼ前年並みでございます。8目の電算業務費2,594万9,000円は、前年に比べ506万4,000円の増となりました。広域情報系システム移行に伴う広域負担金の増が主なものでございますが、基幹系情報系を広域共同化し、各市町村の負担を軽減することを目的としております。

43ページ、4項選挙費、3目の村議会議員選挙費は、本年4月に行われる選挙費用で644万円を計上いたしました。

44ページ、4目参議院議員選挙費659万4,000円は、7月に予定をされている選挙費用でございます。

45ページ、5項統計調査費は、25年度予定される統計調査に係る費用でございます。

46ページ、6項監査委員費は、前年並みの計上となっております。

消防費に飛びますが、88ページをお開きください。8款消防費、1目非常備消防費は2,480万7,000円で、ほぼ前年並みの予算となっております。消防団員の報酬や出動賃金、公務災害補償掛金、消防行事に係る経費が主なものでございます。

90ページ、2目広域常備消防費1億3,852万4,000円、前年に比べまして1,237万4,000円の増となりました。広域の消防指令センター整備等、消防通信指令体制の整備に伴う増でございます。

3目消防施設費415万円は、前年より615万円の減となっておりますが、消防車両購入が完了したことによる減となっております。

108ページ、公債費をごらんください。11款公債費、1目元金5億4,629万5,000円、2目利子8,159万6,000円で、合わせて前年より4,599万2,000円の減となっております。

12款諸支出金は、基金利子の積立金でございます。

111ページ以降、118ページまでは給与費明細でございます。

119ページ、120ページ、債務負担行為に関する調書でありますので、それぞれごらんをいただき、説明については省略をさせていただきたいと思っております。

121ページ、地方債に関する調書でございます。平成25年度末の村の村債残高については、

約56億5,900万円となる見込みでございます。

以上、よろしくお願いをいたします。

議長（下川正剛君） 次に、横澤税務課長。

税務課長（横澤英明君） 税務課の関係する予算につきまして説明をさせていただきますので、よろしくお願いをいたします。

予算書40ページをお願いいたします。2款総務費、2項徴税費、1目税務総務費でございますが、本年度予算額7,314万1,000円で、前年比447万9,000円の増でございます。これにつきましては、職員10名、滞納整理機構派遣1名も含まれますけれども、人件費が主なものでございます。

41ページの2目賦課徴収費でございますが、3,072万2,000円で、417万2,000円の増でございます。事業別に右のほうで賦課徴収事業でございますが、この中での主なものは、臨時職員賃金が239万8,000円で長期1名、短期2名分でございます。それから、土地鑑定評価委託料が237万9,000円で、前年比224万7,000円の増でございますけれども、27年度の土地評価がえの準備のための32地点の土地鑑定評価の費用が主なものでございます。その次の賦課収納業務電算委託料887万円ほどでございますけれども、これは243万円ほどの減でございます。下のほうの債権回収事業でございますが、989万1,000円で、この中の主なものは公売手数料が98万円ほど、搜索・公売関係委託料が152万円ほどで、この中の主なものは公売する土地の不動産鑑定委託料139万円ほどが主なものでございます。

次のページの42ページをお願いいたします。長野県地方税滞納整理機構負担金でございますが、729万円の前年比392万円ほど増でございますが、この内訳ですけれども、均等割が5万円、それから処理件数割が20件分で196万円、徴収実績割が527万9,900円ということで、23年度、24年度は徴収実績割というものが実績がなかったのでありませんでしたけれども、23年度の実績を踏まえて25年度の徴収実績割を10%ということで定められておりますので、その分がふえているというところでございます。

税務課関係は以上でございます。よろしくお願いをいたします。

議長（下川正剛君） 次に、倉科住民福祉課長。

住民福祉課長（倉科宜秀君） それでは、住民福祉課関係について説明をいたします。

42ページをお願いします。2款3項1目戸籍住民基本台帳費は3,314万3,000円で、戸籍住民基本台帳、印鑑登録などに関する費用で、職員の人件費と電算の委託料が主な支出となっております。1,331万円の増額については、職員1名の増員と国が進めている戸籍副本管理システム構築事業が主な理由でございます。

民生費の説明をいたしますので、49ページをお願いします。3款1項1目社会福祉総務費は

7, 738万2, 000円で、職員の人件費、民生児童委員の報酬等委託料、社会福祉協議会への補助金2, 361万円が主な支出でございます。721万8, 000円の増額は、職員人件費の増でございます。

50ページをお開きください。2目老人福祉費は5, 995万3, 000円でございます。説明欄をごらんください。老人福祉事業では、高齢者のみ世帯を対象とした雪害救助員の賃金、養護老人ホームへの入所費である老人福祉施設措置費2, 766万9, 000円が主な支出でございます。介護予防・地域支え合い事業は、高齢者の生活支援に関する費用でございます。

次のページをごらんください。デイサービスセンターの開所準備や配食サービスなどの委託料、緊急通報装置の使用料が主な支出でございます。乗合タクシーの運行事業は、運行委託料1, 065万3, 000円が主な支出となっております。

52ページをお開きください。3目障害者福祉費は1億756万3, 000円で、障害者の自立した生活を支える各種の給付と地域生活を支えるサービス等の費用でございます。2, 020万円余りの増については、サービス利用人員の増によるものでございます。

説明欄、心身障害者福祉事業を説明しますので、次のページをごらんください。自立支援給付費8, 282万円は、ケアホーム等の施設入所やリハビリなどの訓練に係る費用でございます。

次のページをごらんください。地域生活支援事業ですが、障害者自立支援センター運営負担金と54ページにあります日常生活用具給付費が主な支出となっております。

54ページをお願いします。4目社会福祉施設費7, 821万3, 000円でございます。保健福祉ふれあいセンターの維持管理事業は、光熱水費が主な支出でございます。社会福祉施設事業では、岳の湯をデイサービスセンターへ改修する事業費として5, 077万円余りと大北地域で整備された福祉施設に対する北アルプス広域連合などへの負担金でございます。この負担金は特別養護老人ホーム建設に対する補助金、鹿島荘の整備や運営費用として支出するものでございます。

次のページをごらんください。5目介護保険費は、前年度より1, 327万4, 000円減額の1億6, 859万3, 000円を計上いたしました。これは民間の2つの事業者が居宅介護支援事業所を開設したことに伴い、村の居宅介護支援事業所を廃止するためでございます。説明欄、介護保険事業1億4, 039万5, 000円は、北アルプス広域連合への負担金で、主には介護給付に係る費用でございます。地域包括支援センター・地域支援事業は、北アルプス広域連合からの委託により介護予防事業を実施する費用で、職員の人件費やよりえプラザ等の委託料が主なものでございます。

56ページをお開きください。6目住民総務費は2億402万8, 000円で、57ページにあります国保会計への繰出金1億541万6, 000円、後期高齢者医療事業9, 225万1, 000円となっております。

57ページになりますが、7目福祉医療費は4,640万8,000円で、医療費自己負担分の軽減に係る費用です。乳幼児医療給付費は、満18歳まで支給を拡大したことにより200万円増額の2,100万円、重度心身障害者医療給付費2,000万円が主な支出となっています。

58ページをお開きください。2項児童福祉費です。1目児童福祉総務費は625万9,000円で、放課後児童クラブの指導員の賃金が主なものでございます。

2目子育て支援費は1億4,893万9,000円で、児童手当の支給に関するものでございます。

59ページをお願いします。3目保育所費は1億4,047万5,000円で、しろうま保育園と子育て支援ルームの運営費用でございます。しろうま保育園運営事業は、職員の人件費が主な支出となっております。

61ページをお願いします。61ページの中段にあります子育て支援ルーム運営事業は、休日保育、一時保育のサービスに係る費用で人件費が主な支出でございます。

62ページをお開きください。3項1目年金総務費は453万4,000円で、人件費が主な支出でございます。

少し飛びますが。65ページをお開きください。1項2目保健予防費は6,629万9,000円を計上いたしました。職員の人件費の組みかえ、保健師の増員、母子保健の管理システムの導入により前年度より1,113万7,000円増額となりました。説明欄、保健予防事業は、麻疹、風疹、高齢者のインフルエンザ、子宮頸がん、肺炎球菌などの予防注射、各種のがんや妊婦などの検診に伴う支出が主なものでございます。なお、平成25年度より、40歳、50歳、60歳、70歳の方を対象に歯周疾患検診を行うことにいたしました。下段のがん検診推進事業は、女性特有のがんと大腸がん検診を行うための支出でございます。

次のページをごらんください。3目医療対策事業は932万7,000円を計上してございます。説明欄の医療対策事業、北アルプス広域連合負担金は、病院群輪番制や平日夜間救急医療などに係る負担金でございます。白馬村索道協議会と協力して行っているスキー傷害診療事業は、200万円を予定しております。

以上で住民福祉課関係の説明を終わります。

議長（下川正剛君） 次に、丸山環境課長。

環境課長（丸山勇太郎君） 63ページをお願いいたします。衛生費の中の環境衛生費です。7,798万1,000円。主なものは雑排水収集処理委託料の348万円、北アルプス広域連合負担金2,162万9,000円、これはごみ処理広域化推進費と火葬場の運営費を含んだものでございます。

次のページの64ページ、公衆トイレ管理事業では合計で865万8,000円となっております。合併浄化槽整備事業については、上下水道課の所管となります。

次に、66ページ、衛生費の中の塵芥処理費でございます。1億7,819万6,000円でございます。消耗品は指定ごみ袋の製作費でございます。

67ページの塵芥処理委託料は3,939万8,000円、10項目の一般廃棄物の収集処理が含まれております。その下の不法投棄物処理業務委託料として128万1,000円、白馬山麓の清掃センター負担金が1億2,223万6,000円、ごみ集積場設置補助金として300万円を計上いたしました。し尿処理費は8,037万9,000円で、クリーンコスモの負担金でございます。

次の68ページでございます。新たに3項といたしまして、自然環境費を新設いたしました。この中に1目の環境保全費103万9,000円と2目の環境政策費775万5,000円という目を設けてございます。環境保全費の中では、18年度から取り組んでおります廃屋対策事業補助金に80万円を計上してございます。環境政策費のほうには、温暖化対策の取り組みとして新たにEV（電気自動車）の充電器設置工事請負費として400万円、その下の太陽光発電施設等設置補助金として320万円を計上してございますが、この「等」の中には太陽光120万円の補助金のほかにEVの普通充電器の設置に対する補助金として200万円を計上して、合わせて「等」という表現となっております。

次に、飛びますけれども、87ページ、土木費の中の都市計画費でございますが、1項都市計画総務費は85万3,000円、2項の都市公園費は60万4,000円、都市公園費は大出公園の管理費用でございます。

以上です。

議長（下川正剛君） 次に、平林観光農政課長。

観光農政課長（平林 豊君） 観光農政課関係につきましてご説明いたします。

予算書の69ページをごらんいただきたいと思います。農業委員会費1,257万8,000円は、職員1名、臨時職員1名分の人件費と農業委員14名分の報酬が主なものであります。2目農業総務費3,408万5,000円は、職員4名分の人件費が主なものであります。

70ページ、3目農業振興費3,383万6,000円は、農業体験実習館、野外緑地広場、神城多目的集会施設等の維持管理費、認定農業者、農業法人の多様な経営体の育成確保を図る上で必要となる農業用機械や施設の導入支援1,491万円、カドミウム調査事業58万8,000円、米の生産調整に係る転作作物の推進のためトマト、アスパラ、リンドウ、ベリーの苗代補助160万円、中山間地域における耕作放棄の発生を防止し、多面的機能を確保するため7地区等に対し交付金672万円と、72ページになります。魅力ある特産品の開発、加工販売などの主体的な取り組みを要する経費の3分の2以内、50万円を上限額とし、村内の農産物を利用して特産品の生産及び販売に取り組む行政区、グループ等の団体に対し補助金250万円、地域の中心となる経営体の農地集積に協力する農地の所有者に対し、経営転換協力金5件と地域

の中心となる経営体の分散した農地の連担化に協力する農業者に対し、分散錯圃解消協力金 30アール分191万5,000円が主なものであります。

4目農地費2億508万2,000円は、奈良井公園整備事業に1億2,409万4,000円、9地区へ農地・水保全管理支払交付金143万円、2カ所の小水力発電施設概略設計と4カ所の安定形成委託798万円、県営平川小水力発電事業2億円の事業費の15%、3,000万円の負担金、土地改良区補助金259万5,000円、土地改良事業償還助成金1,030万6,000円、農業集落排水事業特別会計繰出金2,350万円が主なものであります。

74ページ、1目林業振興費3,056万4,000円は、林道の維持管理費、林道細野線の落石防止事業1,027万円、5.5ヘクタールの緩衝帯整備225万円、70ヘクタールの間伐に対するかさ上げ補助222万5,000円、適切な森林整備の推進を通じ森林の有する多面的機能発揮を図る観点から森林経営計画の作成、施業集約化の促進、作業路網の改良事業に交付金312万円、鳥獣被害対策実施隊員の報酬、平成25年度鳥獣被害防止計画による有害鳥獣の捕獲、電気柵の設置補助など有害鳥獣被害対策事業として443万8,000円、ナラ枯れに伴う伐倒燻蒸処理、樹幹注入剤、粘着剤の購入183万円、森林計画図、林班図のデータ整備事業108万円、平成25年度本村が当番ということで、大北地区植樹祭の経費166万7,000円が主なものであります。

77ページ、1目地籍調査事業費3,293万1,000円は、北城17区0.12キロ平方メートルと新規に北城18区、17区の西側で県道白馬岳線から松川の間になります0.22キロ平方メートルの地籍調査費であります。

次に、78ページ、1目観光総務費4,289万8,000円は、観光局派遣職員を含む4名分の人件費と白馬の夏祭り負担金150万円、特産品販促PR事業200万円、天狗山荘頂上宿舎等の改修による県観光協会への償還金911万円が主なものであります。

79ページ、2目観光施設整備費1,928万5,000円は、オリンピック記念館、塩の道看板、山岳トイレ、登山道等観光施設の維持管理費であります。平成25年度から白馬駅前の観光案内所を北アルプス総合案内所に委託し、観光案内を充実させていきたいと考えております。

80ページ、3目観光宣伝振興費8,865万6,000円は、観光局負担金、北アルプス観光協会等観光振興団体への負担金、ナイトシャトルバス運行経費が主なものであります。観光局負担金7,977万円の内訳は、管理経費分1,486万円、人件費分2,966万円、事業費分3,200万円、雪恋まつり325万円であります。

81ページ、4目観光安全浄化対策費417万8,000円は、北アルプスを美しくする会、八方尾根安全管理協議会等への負担金が主なものであります。5目観光特産費241万8,000円は、塩の道白馬の土地借上料が主なものであります。6目遭難対策費299万8,000円は、遭難対策センターの維持管理費と年間45日開設する登山相談所相談員の賃金が主

なものであります。

82ページ、1目商工振興費5,409万5,000円は、長野県信用保証協会保証料の補給負担金600万円、経営改善普及事業補助金750万円、商工振興資金預託金2,000万円、個人住宅等リフォーム事業補助金2,000万円が主なものであります。リフォーム事業補助金につきましては、平成24年度当初より500万円増額してあります。

以上で観光農政課関係の説明を終わります。

議長（下川正剛君） 次に、太田建設水道課長。

建設水道課長（太田今朝治君） 白馬村一般会計予算の建設水道課関係についてご説明いたします。

それでは、予算書の65ページをお開きください。1目環境衛生費の説明欄の一番下にあります合併処理浄化槽整備事業補助金です。下水道排水区域内で設置される合併浄化槽に対する補助金1,410万1,000円でございます。

続きまして、土木費の説明をいたしますので、飛びますが83ページをお開きください。最初に土木総務費でございますが、これにつきましては、職員の人件費が主なものでございます。

次のページをごらんください。2項道路橋梁費、1目道路橋梁総務費は、道路台帳の補正委託料165万1,000円が主な支出でございます。2目道路維持費、説明欄の道路維持補修事業は、村道の維持管理に要する費用で、光熱水費255万7,000円は、道路照明等の電気料でございます。原材料費630万8,000円は、各行政区で行っております共同作業に必要な資材の購入費用等でございます。

次に、85ページでございますが、除雪事業の光熱水費654万8,000円は、無散水消雪施設3カ所の電気料です。除雪委託料1億5,200万円は、民間事業者に除雪をお願いする委託料、機材借上料の313万8,000円は、定置式の凍結防止剤散布機6基分のリース料、原材料費580万円は、道路凍結防止剤の購入費用でございます。

次のページをごらんください。3目道路新設改良費、村道改良国庫補助事業は、橋梁長寿命化修繕計画に基づく橋梁修繕工事を25年度から着手してまいります。旧国道通地区の村道3143号線の楠川橋の架けかえを計上してありますが、先ごろ24年度緊急経済対策において前倒し予算化ができました。さらなる事業の進捗を図るため、25年度事業費を要望してまいります。また、村道0105号線飯盛地区から新田地区までのオリンピック道路と山麓線は、供用開始から15年以上経過しており、舗装の劣化により損傷や騒音が問題になっております。舗装の打ちかえの全体事業費は2億8,500万円と大きな額でございますが、今年度から舗装修繕工事に着手してまいります。道路改良起債事業は、継続事業である落倉地区、森上地区の道路改良と八方口、塩の道の歩道設置、ほかに舗装修繕など全部で8路線の工事を予定しております。その下の村道改良単独事業は、野平地区の村道3037号線の舗装工事ほか1路線でございます。

次に、4目交通安全施設整備事業は、村道のガードレール、センターライン等交通安全施設を

整備する工事費です。

次のページですが、3項河川費、1目河川総務費、工事請負費50万円は、小姫川の背面修繕工事費、負担金、補助及び交付金は、砂防事業に係る負担金が主なものでございます。

次のページをごらんください。4項都市計画費、3目公共下水道事業費は、下水道事業特別会計への繰出金2億9,500万円でございます。

5項住宅費、1目住宅管理費は、村営住宅16戸分の管理費用でございます。

以上で建設水道課関係の説明を終わります。

議長（下川正剛君） 次に、松澤教育課長兼スポーツ課長。

教育課長兼スポーツ課長（松澤忠明君） 教育課、スポーツ課関係につきましてご説明いたします。

46ページをお願いいたします。スポーツ事業費、スポーツ事業総務費は、職員2名分の人件費であります。

施設管理費1億5,759万円余りは、スノーハープとジャンプ競技場の維持管理費であります。スノーハープ維持管理費は7,475万円余りで、前年度はA1号橋を改修しましたが、25年度はメイン会場東側のり面と会場周りの排水設備の改修、ローラースキーコースの一部整備を予定しております。事業費、設計監理委託費として560万円、工事費として5,000万円余りを予定しております。ジャンプ競技場の維持管理費は8,283万円余りで、県委託金4,100万円、リフト使用料3,100万円を充当してあります。

なお、昨年まで充当していましたが全日本スキー連盟の施設改修工事費500万円は終了となりました。

48ページをお願いいたします。スポーツ事業振興費は3,517万円余りで、全国中学生マウンテンバイク大会に400万円、スキー選手育成のため1,000万円の補助を予定しております。

なお、FISサマーグランプリ白馬大会、白馬少年スキー大会、サマーフェスティバル、全日本スキー技術選手権大会、4年ぶりに開催される長野県スキー大会週間等、大会負担金に合計で1,250万円を計上してございます。

スキー選手育成事業補助金の財源として、スキースポーツ育成振興基金とふるさと白馬村を応援する基金から200万円余りの繰り入れを予定しております。

次に、91ページをお願いいたします。教育総務費、教育委員会費は、教育委員4名分の報酬と大北教育委員会連合会協議会負担金が主なものであります。

事務局費8,262万円余りは、就学時の学校医報酬、教育長、職員3名分の人件費と5歳児健診開始に伴う発達支援、療育相談員両川先生とSST講師光保先生の新規分でございます。

小中教職員福利厚生事業補助金150万円、93ページをお願いいたします。幼稚園就園奨励費補助金417万円余りが主なものでございます。

なお、幼稚園就園奨励費補助金は、低所得者層に対する補助ということで、園児24名分を計上してございます。

学校環境整備事業は、24年度より3カ年で実施しております。2年目の25年度は、義務教育施設整備基金より3,200万円を繰り入れ、主な工事は白馬南小北校舎床改修599万円、白馬北小電話設備工事121万円、白馬中学グラウンド改修に1,500万円が主なものとなっております。

次に、小学校費、学校管理費として2,296万円を、教育振興費として3,810万円余りを計上してございます。前年度と比較して約300万円余り増額になっております。これは白馬南小自電設備の更新、校庭西階段上ののり面の補修、図書館床カーペットの張りかえ、白馬北小黒板の塗りかえ、音楽準備室整備棚の設置等でございます。

98ページをお願いいたします。中学校費は全体で4,015万円余りで、99ページをぐらぐらください。情報教育環境整備事業リース代に262万円を計上いたしました。7年前に購入しましたパソコン教室のPCやサーバ周辺機器を5年リースで更新をし、情報教育の充実を図るものでございます。

100ページをお願いいたします。社会教育費、社会教育総務費1,577万円余りは、職員2名分の人件費とウイング21自主公演委託料200万円、児童国際交流補助金、韓国の横浜小学校との交流、これはお迎えをするほうでございますが、78万円が主なものでございます。

公民館費249万円余りは、分館長、各種講座の講師謝礼が主なものでございます。

図書館費1,037万円余りは、司書の賃金と図書購入費120万円、図書館システムの保守委託料と図書館蔵書システムが主なものでございます。

102ページをお開きください。文化財保護費は2,465万円余りで、主なものは歴史民俗資料館トイレ改修に1,000万円、貞麟寺しだれ桜樹勢回復事業に、それから伝統的建造物群保存事業として、青鬼の神津氏の母屋と青鬼神社参道の石段、それから棚田の改修に1,244万円の補助金を計上してございます。

103ページでございます。保健体育総務費は1,086万円余りで、職員1名分の人件費とスポーツ教室、スポーツ少年団、体育協会への補助金が主なものでございます。

104ページでございます。体育施設費3,899万円は、ウイング21、南北のグラウンド、体育館、B&Gプール、グリーンスポーツの維持管理費でございます。昨年度、B&Gプールの改修工事終了に伴いまして8,358万円の減額となっております。主な支出といたしましては、リニューアルいたしましたB&Gのプールの監視員の賃金約300万円ほど、グリーンスポーツの入り口の看板、それから北部トレーニングセンターの排煙窓の修繕、北部トレーニングセンタープール下水道接続工事、プール入り口の舗装。

105ページをお願いいたします。ウイング21維持管理費は2,290万円余りで、臨時職

員2名、夜間臨時2名、ホール管理臨時2名の573万円。

106ページをお願いいたします。故障しております煙感知器の修繕に141万円、廃油管の改修に、そして空調清掃、舞台装置、音響照明委託管理に552万円でございます。

学校給食費は、前年並みの南小給食1,405万円余りで、主に調理員3名、栄養士1名と代替臨時合わせて1,034万1,000円です。準要保護児童援助費11名分が含まれてございます。共同調理場は2,805万円余りで、主に調理員6名、代替臨時2名、準要保護児童生徒援助費58名分を計上してございます。

以上で教育、スポーツ課関係の説明を終わります。

議長（下川正剛君） 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑も各課ごとに行います。

最初に、総務課関係で質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（下川正剛君） 質疑なしと認めます。

次に、税務課関係では質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（下川正剛君） 質疑なしと認めます。

次に、住民福祉課関係では質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（下川正剛君） 質疑なしと認めます。

次に、環境課関係では質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（下川正剛君） 質疑なしと認めます。

次に、観光農政課関係では質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（下川正剛君） 質疑なしと認めます。

次に、建設水道課関係では質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（下川正剛君） 質疑なしと認めます。

次に、教育課とスポーツ課関係では質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（下川正剛君） 質疑なしと認めます。

全体を通して質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（下川正剛君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

△日程第35 議案第31号 平成25年度白馬村国民健康保険事業勘定特別会計予算

議長（下川正剛君） 日程第35 議案第31号 平成25年度白馬村国民健康保険事業勘定特別会計予算を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。倉科住民福祉課長。

住民福祉課長（倉科宜秀君） 議案第31号 平成25年度白馬村国民健康保険事業勘定特別会計予算について説明をいたします。

白馬村特別会計予算書の4ページをお願いします。第1条をごらんください。予算の総額は歳入歳出それぞれ12億5,138万5,000円で、前年度予算額と比べ1,980万円の増額となります。第2条の一時借入金の限度額は5,000万円と決めました。

歳入から説明をしますので、11ページをお願いします。1款1項1目一般被保険者国民健康保険税は、500万円増の2億6,260万円を見込みました。

2目退職被保険者国民健康保険税は、120万円減額の2,342万円を見込みました。

12ページをお願いします。2款2項国庫負担金2億2,590万円で、療養給付費、介護納付金、後期高齢者支援金などに対する負担金でございます。

2項国庫補助金は7,234万3,000円で、調整交付金ということでございます。

13ページをお願いします。3款1項1目療養給付費等交付金は8,151万6,000円で、退職被保険者に係る健康保険組合などの医療保険者からの交付金でございます。

4款1項1目前期高齢者交付金は2億6,107万7,000円、5款1項1目共同事業交付金は2,364万9,000円をそれぞれ見込みました。

14ページをお願いします。2項1目保険財政共同安定化事業交付金は1億188万3,000円、7款1項1目一般会計繰入金は1億541万6,000円で、保険基盤の安定、人件費、事務費等に係る繰入金でございます。

15ページになります。2項1目給付費準備基金繰入金は、歳入が歳出に対して不足するため2,122万3,000円を見込みました。

17ページをお開きください。10款1項県負担金は1,034万6,000円で、高額医療費共同事業と特定健康診査等に対するものでございます。

2項県補助金は5,884万3,000円で、調整交付金ということでございます。

18ページをお願いします。歳出について説明をいたします。1款1項1目一般管理費は1,930万3,000円で、職員の人件費に係るものが主なものでございます。

19ページをごらんください。2項1目賦課徴税費は145万5,000円で、電算の委託料が主な支出でございます。

一番下段にあります2款1項1目一般被保険者療養給付費は6億2,000万円。

21ページをお願いします。2目退職被保険者療養給付費は5,500万円で、いずれも過去の医療給付費の動向等を見て計上いたしました。

3目一般被保険者療養費は900万円。

22ページをお願いします。5目審査支払手数料は227万5,000円で、レセプトの審査の手数料でございます。

23ページをごらんください。2項高額療養費です。1目一般被保険者分で8,100万円、2目退職被保険者分で1,000万円を計上いたしました。

次のページをお願いします。中段にあります4項1目出産育児一時金は1,260万7,000円でございます。

25ページをお願いします。6項1目精神給付金は108万円でございます。

26ページをお願いします。4款1項1目後期高齢者支援金は1億7,964万6,000円でございます。

27ページをごらんください。6款1項1目介護納付金は8,712万円。

28ページをお願いします。7款1項1目高額医療費共同事業医療費拠出金は3,378万5,000円。

29ページをお願いします。2項1目保険財政共同安定化事業拠出金は1億1,320万5,000円。

8款1項1目特定健康診査等事業は1,459万7,000円で、健診の委託料が主な支出でございます。

30ページをお願いします。2項2目疾病予防費は290万円で、人間ドックの補助金が主な支出となっております。

31ページになります。10款1項償還金及び還付加算金は220万円で、国民健康保険税の還付金、2項国庫支出金等返納金は200万円で、療養給付費負担金の返納金でございます。

12款予備費は200万円でございます。

32ページ以降につきましては、給与費明細書でございますので、説明を省略させていただきます。

以上で説明を終わります。

議長（下川正剛君） 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑はありますか。

（「なし」の声あり）

議長（下川正剛君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

△日程第36 議案第32号 平成25年度白馬村後期高齢者医療特別会計予算

議長（下川正剛君） 日程第36 議案第32号 平成25年度白馬村後期高齢者医療特別会計予

算を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。倉科住民福祉課長。

住民福祉課長（倉科宜秀君） 議案第32号 平成25年度白馬村後期高齢者医療特別会計予算について説明をいたします。

特別会計予算書の38ページをお開きください。第1条をごらんください。予算の総額は歳入歳出それぞれ6,820万円で、24年度の予算額と比べ26万3,000円の増額となります。第2条ですが、一時借入金の限度額を1,000万円と決めました。

43ページをお願いします。歳入の説明をいたします。1款1項1目後期高齢者医療保険料は4,839万7,000円。

3款1項2目保険基盤安定繰入金は1,859万9,000円で、保険料の軽減分としての繰り入れでございます。

45ページをお願いします。歳出について説明をいたします。1款1項1目徴収費は93万3,000円で、納付書等の消耗品費や電算委託料などの徴収に係る支出です。

2款1項1目広域連合負担金は6,700万6,000円で、白馬村が徴収した保険料を広域連合へ支出するものでございます。

以上で説明を終わります。

議長（下川正剛君） 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（下川正剛君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

△日程第37 議案第33号 平成25年度白馬村下水道事業特別会計予算

議長（下川正剛君） 日程第37 議案第33号 平成25年度白馬村下水道事業特別会計予算を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。太田建設水道課長。

建設水道課長（太田今朝治君） 議案第33号 平成25年度白馬村下水道事業特別会計予算について説明をいたします。

予算書の48ページをお開きください。下水道事業特別会計予算は、第1条にありますとおり、予算総額6億3,771万円で、24年度当初予算額に比べ5,979万9,000円の増額となっております。第3条の一時借入金の限度額は3億円と決めました。

51ページをお開きください。第2表地方債です。金利3.5%以内として1億2,830万円を限度額としております。

歳入歳出明細により予算の概要を説明いたしますので、54ページをお開きください。歳入から説明します。1項の分担金は10万円、2項負担金は670万円を見込みました。

2 款使用料及び手数料は、ほぼ前年同額の 1 億 8, 1 0 0 万円を、3 款国庫支出金は東部農集排統合事業の工事費と浄化センターの長寿命化計画策定業務委託料に対する社会資本整備総合交付金 2, 3 3 0 万円をそれぞれ見込みました。

次のページをごらんください。4 款 1 項 1 目一般会計繰入金は 2 億 9, 5 0 0 万円を、7 款村債は、東部農集排統合事業における公共下水道事業債が 1, 8 3 0 万円と歳入の不足を補うための資本費平準化債で 1 億 1, 0 0 0 万円を予定しております。

歳出の説明をいたしますので、5 6 ページをお開きください。1 款下水道費、1 目一般管理費は 7 0 0 万 9, 0 0 0 円の減額となっております。浄化センターの長寿命化計画策定費用 1, 0 0 0 万円が主なものでございます。

次の 5 7 ページの 2 目施設管理費につきましては、浄化センター及び下水道管の維持管理に係る費用でございます。主な支出は、電気料、各種機械等の修繕費、委託料で、委託料については、運転管理、汚泥処理、水質検査、マンホールポンプ等に係る委託料でございます。

5 8 ページをお開きください。2 項下水道建設費、1 目公共下水道建設費は 5, 5 3 0 万 9, 0 0 0 円の増額でございます。これは東部農集排統合事業が新たに新事業として加わったためですが、先ごろの 2 4 年度緊急経済対策において前倒し予算化ができましたので、今後補正で減額をする予定でございます。このほかは、公共ますの設置工事費 2 0 0 万円、共同排水設備設置等補助金 2 5 0 万円が主な支出でございます。

5 9 ページをごらんください。2 款公債費、1 目元金は 3 億 5, 3 4 5 万 4, 0 0 0 円、2 目利子は 1 億 2, 0 3 2 万 7, 0 0 0 円をそれぞれ見込みました。2 5 年度末の地方債残高は、6 4 ページにありますとおり、5 5 億 4 8 7 万 5, 0 0 0 円となります。

6 0 ページ以降は給与費明細書等でございますので、説明を省略いたします。

以上で説明を終わります。

議長（下川正剛君） 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑はありますか。

（「なし」の声あり）

議長（下川正剛君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

△日程第 3 8 議案第 3 4 号 平成 2 5 年度白馬村農業集落排水事業特別会計予算

議長（下川正剛君） 日程第 3 8 議案第 3 4 号 平成 2 5 年度白馬村農業集落排水事業特別会計予算を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。太田建設水道課長。

建設水道課長（太田今朝治君） 議案第 3 4 号 平成 2 5 年度白馬村農業集落排水事業特別会計予算について説明いたします。

予算書の 6 6 ページをお開きください。平成 2 5 年度の予算は、第 1 条にありますとおり、予

算総額3,452万2,000円で、24年度と比べ149万8,000円の減額となります。一時借入金は、第2条にありますとおり、限度額を2,500万円といたしました。

歳入歳出明細により予算の概要を説明いたしますので、71ページをお開きください。歳入から説明いたします。1款使用料及び手数料は、過去の使用料を参考に852万2,000円を、2款一般会計繰入金は、前年度150万円減額の2,350万円をそれぞれ見込みました。

諸収入の雑入は、東部地区と野平地区からの償還金に対する地元負担金が主なものでございます。

72ページをお開きください。歳出を説明します。2目施設維持管理費は、汚水処理場の稼働に関する支出で、光熱水費は主に電気料で262万2,000円、汚泥処理料175万円、運転管理委託料205万8,000円が主な支出となっております。

73ページをごらんください。2款公債費、1目元金は1,851万2,000円、2目利子は622万4,000円を見込みました。

74ページをお開きください。平成25年度末の地方債残高は、1億7,277万9,000円となります。

以上で説明を終わります。

議長（下川正剛君） 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑はありますか。

（「なし」の声あり）

議長（下川正剛君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

△日程第39 議案第35号 平成25年度白馬村水道事業会計予算

議長（下川正剛君） 日程第39 議案第35号 平成25年度白馬村水道事業会計予算を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。太田建設水道課長。

建設水道課長（太田今朝治君） 議案第35号 平成25年度白馬村水道事業会計予算について説明いたします。

予算書の76ページをお開きください。第3条は、収益的収入及び支出の予定額でございます。収入では2億8,418万4,000円、支出では2億8,230万7,000円で、187万7,000円の黒字を予定しております。

77ページをごらんください。第4条は資本的収入及び支出です。収入は693万9,000円、支出は9,130万1,000円で、不足する額8,436万2,000円は、地方公営企業法の定めにより減価償却費等の損益勘定留保資金、建設改良積立金等で補填することにしております。

78ページをお開きください。第5条の一時借入金は1億円を、第7条のたな卸資産の購入は

4, 000万円をそれぞれ限度として定めております。

79ページをごらんください。予算の実施計画を説明いたします。収益的収入では、水道使用料2億7,368万1,000円が主なものでございます。

80ページをお開きください。収益的支出です。1目の浄水費は、二股浄水場の各種施設の維持管理に係る委託料610万7,000円、修繕費238万円。動力費は電気料が主なもので、600万円でございます。

2目配水及び給水費は、配水管及び配水池等の維持管理に係る経費でございます。嘱託職員1名分の報酬、自動検針関係工事の臨時職員2名分の賃金、水質検査、上水道台帳補正等の委託料382万3,000円、水道メーター交換等の工事請負費775万円。動力費は配水池の電気料で1,500万円をそれぞれ予定しております。

4目総係費は、水道料金の賦課徴収に係る経費でございます。

82ページをお開きください。5目減価償却費は1億2,252万9,000円を、2項営業外費用では、起債償還利子等の支払利息と消費税で3,221万1,000円をそれぞれ見込んでおります。

83ページをごらんください。1款資本的収入は、加入負担金と工事負担金で100万1,000円、出資金は統合前の簡易水道事業が借りた起債の元金償還に対する一般会計からの補助金593万8,000円を見込んでいます。

84ページをお開きください。資本的支出です。1項1目配水設備工事費の工事請負費は沢渡地区と落倉地区の配水管布設替え、源太郎配水池の井戸ポンプと楠川配水池及び二股浄水場の取水ポンプのそれぞれ1台ずつ取りかえ等で2,153万5,000円といたしました。

2目営業設備費844万3,000円は、計量法の規定により8年ごとに行う水道メーター交換に伴うメーターの購入費用でございます。

2項の企業債償還金5,600万3,000円は、元金の償還でございます。

平成25年度末の企業債残高は、6億1,098万円となる見込みです。

85ページ以降は説明を省略いたします。

以上で説明を終わります。

議長（下川正剛君） 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑はありますか。

（「なし」の声あり）

議長（下川正剛君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

△日程第40 予算特別委員会の設置について

議長（下川正剛君） 日程第40 予算特別委員会の設置についてを議題といたします。

お諮りをいたします。議案第30号から議案第35号までは、いずれも平成25年度予算の案

件であります。この審議につきましては、議長を除く議員全員を委員とする予算特別委員会を設置し、審議を付託したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(下川正剛君) 異議なしと認めます。よって、議案第30号から議案第35号までの議案は、議長を除く議員全員を委員とする予算特別委員会を設置し、これに付託の上、審議することに決定いたしました。

これで、本定例会第1日目の議事日程は全てを終了いたしました。

お諮りをいたします。あすから3月14日までの間を休会とし、その間、常任委員会、ごみ処理特別委員会、予算特別委員会等を行い、3月15日午前10時から本会議を行いたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(下川正剛君) 異議なしと認めます。よって、あすから3月14日までの間を休会とし、その間、常任委員会、ごみ処理特別委員会、予算特別委員会等を行い、3月15日午前10時から本会議を行うことに決定いたしました。

これをもって、本日は散会といたします。大変ご苦労さまでした。

散会 午後 2時40分

平成25年第1回白馬村議会定例会議事日程

平成25年3月15日（金）午前10時開議

（第2日目）

1. 開 議 宣 告

日程第1 一般質問

平成25年第1回白馬村議会定例会（第2日目）

1. 日 時 平成25年3月15日 午前10時より

2. 場 所 白馬村議会議場

3. 応招議員

第2番	篠崎久美子	第8番	高橋賢一
第3番	太田伸子	第10番	小林英雄
第5番	太田修	第11番	太谷正治
第6番	柏原良章	第12番	松沢貞一
第7番	田中榮一	第13番	下川正剛

4. 欠席議員

第1番 横田孝穂

5. 地方自治法第121条の規定により説明のため議会に出席した者の職氏名

村 長	太田紘熙	副 村 長	窪田徳右衛門
教 育 長	福島総一郎	総 務 課 長	横川宗幸
税 務 課 長	横澤英明	住 民 福 祉 課 長	倉科宜秀
観 光 農 政 課 長	平林豊	建 設 水 道 課 長	太田今朝治
環 境 課 長	丸山勇太郎	教 育 課 長 兼 ス ポ ー ツ 課 長	松沢忠明
総務課長補佐兼総務係長	横山秋一		

6. 職務のため出席した事務局職員

議会事務局長 太田文敏

7. 本日の日程

1) 一般質問

1. 開議宣告

議長（下川正剛君） おはようございます。

ただいまの出席議員は10名です。

これより平成25年第1回白馬村議会定例会第2日目の会議を開きます。

2. 議事日程の報告

議長（下川正剛君） 本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付してあります資料のとおりです。

第1番横田孝穂議員が病氣療養中のため欠席をしておりますので報告をいたします。

△日程第1 一般質問

議長（下川正剛君） 日程第1 一般質問を行います。

会議規則第61条第2項の規定により、本定例会に一般質問の通告をされた方は5名です。本日は通告をされた5名の方の一般質問を行います。

質問をされる議員は、質問、答弁を含めた1時間の中で、質問事項を明確、簡潔に質問されるようお願いをいたします。

なお、本定例会の再質問につきましては、会議規則第63条の規定により、1議員1議題3回までと定められておりますが、制限時間内での再質問は議長においてこれを許可いたしますので申し添えます。

それでは、あらかじめ質問の順位を定めてありますので、順次一般質問を行います。

最初に、第2番篠崎久美子議員の一般質問を許します。第2番篠崎久美子議員。

第2番（篠崎久美子君） おはようございます。2番篠崎久美子でございます。

この冬は、当村へのスキー伝来100周年の節目ということでございまして、昨年から新たにデビューいたしましたイメージキャラクター、ヴィクトワール・シュヴァルブラン・村男Ⅲ世君も、新たに着ぐるみとしてスキー場での各地のイベントにも参加しておりまして、子どもさんたちに歓迎されている姿をよく見ることができました。いよいよこれからの本格的な彼の活躍とその効果を大いに期待するところでございます。

また、スキー場の入り込みも現在のところ増加傾向であったとお聞きしております。年度の節目を迎えまして、今後は昨年末の総選挙での政権交代による経済刺激策にも期待をしながら、当村においては実力をつけて実質を伴った経済の好転、切れ目のない社会の安心の構築、福祉、教育など暮らしの充実などを期待するところでございます。

私どもはこの4年間の任期最後の議会となりました。今まで私どもが行ってまいりました一般質問が、微力ではあっても少しでも住民の暮らしやすい社会の構築に役立ってきたところもあればと、今振り返って思うところでございます。

今回は、自分を含めまして5人が一般質問をする予定でございしますが、まず最初、私がトップ

バッターを務めさせていただきたいと思います。

それでは、通告に従いまして、本日4問の質問をさせていただきたいと思います。

まず、第1問は住民監査請求について、そして課の再編計画について、観光への新たな取り組みについて、最後に乳幼児の健診について、以上4問お伺いしたいと思います。お願いいたします。

それでは、第1番目の質問をさせていただきます。

まず、住民監査請求結果についてでございます。下水道受益者負担金時効問題でございますが、これはいまだにすっきりとした解決を見ていない状態ではございますが、これにつきましては、昨年12月14日に住民から監査請求が出されることとなりました。この監査は正当な理由があると認められ、受理されるに至り監査が行われております。そして監査結果及びその勧告は、この2月18日に出されたところであります。それによりますと、この請求が受理された理由として、受益者負担金の徴収を怠る事実及び受益者負担金等の消滅時効に係る損害賠償請求権の行使を怠る事実を対象としてなされたもので、それが理解され受理され請求に基づいた監査が行われたということでございます。

結果としては、今も述べましたように受益者負担金の賦課または徴収を怠る事実と、受益者負担金等の時効消滅に係る損害賠償請求権の行使を怠る事実の存在が確認され、それに基づいて村長への勧告がなされております。勧告の主な内容といたしましては、受益者負担金の未納については、法令にのっとり徴収や滞納処分に係る措置を適正に講じられたい。時効にかかる経緯については、住民に対しさらなる説明責任を果たされる努力をされたい。また損害賠償にも触れており、共同での損害賠償をするよう村長は損害賠償請求権を行使していただきたいというものであります。また、結果の最後に述べられている意見の中には、時効消滅した債権の額は非常に大きく期間も長いものであった。これにより住民の白馬村役場に対する信用は失墜したと断じてよいと思われるという厳しい指摘がありました。

この中で特に注目すべきは、白馬村役場に対する信用が失墜したという、ここの部分が非常に厳しいことだと思っております。そして、具体的には組織としての危機意識の欠如、コンピューターシステムの変更の影響、賦課自体が正しくされてきたか、つまり賦課の精査の必要性、徴収猶予についての検討の必要性なども指摘され、意見の中では、新しい制度の制定等を含めた対策を早急に立てるよというものが含まれておりました。特に平成13年に行われました賦課がえについては、行政側の過去の説明では、債権の保全につながる処分と解釈して行ってきたということでしたが、監査の結果の勧告においてはその言葉の内容とは全く違い、それは保全されているのではなく、結果として債権を放棄した形になっているという結果が述べられています。

なお、勧告によれば、勧告を受けて講じる措置は勧告日、この2月18日からになりますが、

そこから6カ月以内に講ずることとされ、地方自治法第242条第9項の定めにとつてこうした措置については監査委員に通知されたいとあります。

そこで、今回以下についてお伺いをいたします。

この住民監査の結果の勧告を受け、今後はどのように対処する予定であるかをお伺いいたします。

議長（下川正剛君） 答弁を求めます。太田村長。

村長（太田紘熙君） 篠崎久美子議員から4つの一般質問を通告していただいております。順次お答えをさせていただきます。

最初に、住民監査請求の結果についてということで、住民監査請求結果の勧告を受け、今後どのように対処する予定かのご質問であります。これは村の公共下水道受益者負担金に多額な回収不能額を発生させてしまったことにあるわけでありまして、改めて村民の皆様への行政に対する信頼を大きく失墜をさせてしまったことに、深くおわびを申し上げるところでございます。

さて、お尋ねの監査勧告についての対処であります。昨年12月14日に白馬村長及び職員措置請求が提出されて以来、監査委員には連日慎重かつ詳細にわたり監査をいただき、2月18日に住民監査請求の監査結果に伴う勧告として受領をいたしました。その内容は23ページにわたり、私が監査要求した内容よりも、さらに踏み込んだ重い勧告と受けとめております。

その主な内容は、時効にかかわる件について説明責任を果たされる努力をされたい。また時効となった受益者負担金、いわゆる白馬村がこうむったとされる損害額を確定し、関係者に対して損害賠償権を行使していただきたいとなっております。これを重く受けとめ勧告の趣旨に沿って対処することとし、法律の専門家や上部機関と検討をしております。12月定例会でも第三者機関の立ち上げについて質問をいただいたところでもありますけれども、まずこの勧告の損害額を確定し、損害賠償権を行使していただきたいとの指摘を受けて、賠償の有無、賠償額の確定、賠償対象者の範囲などを判定審査する機関が必要であると考えておりますので、この審査会の設置を今定例会最終日に上程をしたいと考えております。また、勧告書の末尾にあります意見についての対応につきましては、下水道事業に精通した機関や法規の専門家に検証、指導いただくよう速やかに取り組みをしたいと考えていますが、多岐にわたる検討が必要だということをご理解をいただきますようお願いを申し上げて、答弁とさせていただきます。

議長（下川正剛君） 答弁が終わりました。篠崎議員、質問はありませんか。篠崎議員。

第2番（篠崎久美子君） 今審査会の立ち上げをご検討されているというご答弁をいただきましたけれども、具体的にはいつごろで、審査会のメンバーの方々はどのような方々を考えていらっしゃるのかをお伺いしたいと思います。

議長（下川正剛君） 答弁を求めます。太田村長。

村長（太田紘熙君） お答えをいたします。

この審査会の立ち上げについては、既に関係の皆様にもお願いをしているところでありますけれども、先ほどご答弁申し上げましたように、最終日に上程をしてお認めをいただければすぐ発足ができるよう、大体メンバー構成は5人から7人を目途にその取り組みをしまいたいと、そして一日も早く結論を出していただきたいと、そんな思いで今後進めさせていただきたいと思っておりますので、よろしくお願いをいたします。

議長（下川正剛君） 答弁が終わりました。質問はありませんか。篠崎議員。

第2番（篠崎久美子君） ぜひ速やかにお願いしたいところだと思います。しかしながら、この審査会を立ち上げをしたということで、もう全てが解決するということでは当然ございません。特に庁舎内の体制をきちんと整えていくことが大事かと思っておりますけれども、今回コンピューターシステムの変更ということが予算の中にも上がってきておりますし、ここについての必要性、あるいは今する、この時期が適切であるのかということがちょっと疑問であります。といいますのは、前にもシステムを変更したことによって少し混乱があったということでございますが、今はただでさえ時効物件、過去のものについての精査をしているところであったり、人手不足ではないかと危惧しているところでありますが、このシステム変更の理由と、現在の時期が適切であるかということについて伺いしたいと思います。

議長（下川正剛君） 答弁を求めます。太田建設水道課長。

建設水道課長（太田今朝治君） システム変更のご質問でございますが、確かに過去に平成14年度に株式会社電算のシステムから三谷コンピュータのほうに切りかえをしております。その当時はそれがベストという結論でシステムを変えたと思うんですが、ここへ来て、やはり猶予地等の管理が非常にふぐあいが起きているというようなところで、今回システム変更の一番の目的は、猶予地を含む受益地が適正に管理できる環境が整うと私どもは考えております。システムを変更することによって、税務課の資産税システムによる固定資産税データとの連動が可能となりまして、土地の移動データが新たなシステムに情報提供されることとなります。

システムについては、平成25年度に導入をして入力作業を行い、何度もテストを行い、新システムへの切りかえを平成26年度に考えております。これが昨年の6月下旬に調査報告書を議会の皆様方に報告しておりますが、その中でも徴収対策というところでシステムを新たに変更をしたいというようなことを述べております。その時点から我々は、新しいシステムにすることによってメリットがあるというような課内での討論をしまして、今回予算を上げて25年度に導入したいというふうに考えているところでございます。

以上です。

議長（下川正剛君） 答弁が終わりました。篠崎議員、質問はありませんか。篠崎議員。

第2番（篠崎久美子君） そうしますと、システムの変更もある、現在精査もしなければいけないということで、現場の人員の体制というものほどのように考えられているのか、その辺をお

伺いしたいと思います。

議長（下川正剛君） 答弁を求めます。太田村長。

村長（太田紘熙君） お答えをいたします。

この後、課の再編計画の中でもお話を申し上げるつもりでございましたけれども、当時の状況を振り返ってみますと、この下水道事業をやるきっかけはオリンピックの開催にあったと考えております。そういったことから、オリンピックのために下水道整備が必要だということで整備に入り、またその時を同じくして、国策としても下水道整備に対する補助金も多額に出るというようないろいろな要件が絡み合って、下水道推進を図ってきたものだと考えております。そうした中において結果としてわかったことでありますけれども、下水道区域が拡張し、その拡張に伴って必要な事業事務も増えてきたわけでありまして、その増えとともに人員もふえればこうしたミスも少なく済んだのではないかと思いますけれども、人的な面での配慮が足りなかったところもあったのではないかと、こんなふうに反省をしております。

そうしたことから今度の課の再編につきましても、この下水道区域については、今までの手法でいきますと将来にわたってずっと下水道区域内における土地の移動の管理等をしていかなければならないわけでありまして、当然人の配置もそれなりに考えていかなければいけないと、こんなふうに思って、これからの課の再編の中にもそうしたことを加味しながら再編計画を立てたということで、ご理解いただきたいと思っております。

議長（下川正剛君） 答弁が終わりました。質問はありませんか。篠崎議員。

第2番（篠崎久美子君） 要するに、システムのところの業務が増えたり、あるいは今事務量が膨大になっているところに対して人員をおつけになるのかどうかということです、そこをお伺いしたいと思います。

議長（下川正剛君） 答弁を求めます。窪田副村長。

副村長（窪田徳右衛門君） 今回の下水道受益者負担金の問題に関して、村長のほうからは基本的な課の再編ということでご答弁をさせていただきましたけれども、ご承知のように村には幾つかの課がありまして、それぞれ重要な仕事を担っていただいて、いずれも停滞を許すような状況にあるわけではございません。庁内に職員は73名おりまして、それぞれの部署に張りつけております。現状を言いますと、職員不足という状況がここ数年起こっております、その中で何とかやりくりをしているというような状況であります。足りない部分を補うために臨時職員を採用しての業務遂行ということでありまして。

今回下水道の関係のつきましても、議会の決算の折にご指摘もありますし、それから監査の報告にも触れておりますように調査を徹底してやりなさいというようなことがありますので、そういった担当の者を設置する考えで今後人事を詰めていきたいと思っておりますので、よろしくお伺いしたいと思っております。

議長（下川正剛君） 答弁が終わりました。質問はありませんか。篠崎議員。

第2番（篠崎久美子君） 過去の経験をこれこそ生かしていただいて、事務が偏って現場が、しかも問題の共有が図られないことが結局問題をこれだけ大きくしてきてしまったということを、私たち説明員の方、参考人の方々のお話を特別委員会の中で聞く中で思ったところが非常に多くあります。やはり問題を1人で抱え込んでしまわない、あるいは事務量をみんながわかるようにして、直接担当という意味ではありませんけれども、問題がどこにあるかということぐらいはせめて共有をして持っていく体制をぜひ構築していただきたいと思います。それが現場の士気にもつながると思いますので、そのところをぜひ配慮していただけたらと思います。

先ほども申しましたが、第三者委員会の立ち上げ、あるいは審査会の立ち上げというもので全てを解決するものではありませんので、この検証結果なり反省を生かして、ぜひ次につながる体制をとっていただけたらと強く願うところでございます。

それでは、2番目の質問に移りたいと思います。

課の再編計画についてお伺いをいたします。

新年度に向けまして課の再編計画が予定されてきております。伺うところによれば、この再編は数年ぶりということではございますけれども、再編計画は当然目標を持っての計画と思っております。私たち議会は、この1年間の研修の中で、三重県にあります高校生レストランまごの店で有名になりました多気町でありますとか、美しい町並みを持ち魅力的な図書館運営などを運営しております小布施町などに視察に行っていました。その中で非常に課のあり方というものには大事であり、熱意ある地域づくりの担当者がいるということが、しかるべき結果を生み出しているのだなということを強く感じてまいりました。

そこで、次についてお伺いをいたします。

今回の再編計画の理由と目標は何であり、住民にとっての再編のメリットはどのようなものを目指しているのかをお伺いいたします。

また、私、質問票に和歌山県と書いてありますが、三重県に訂正していただきたいと思います、失礼いたしました。三重県の多気町や小布施町の例のように、村づくりを推進するために中心となる担当部署が必要ではないかと思いますが、この件に関してどのようにお考えになっているのかをお伺いいたします。

議長（下川正剛君） 答弁を求めます。太田村長。

村長（太田紘熙君） 2つ目のご質問である課の再編計画についてお答えをいたします。

まず最初に、今回の再編計画の理由と目標は何であり、住民にとっての再編メリットはどのようなものを目指しているかのお尋ねでございますが、本定例会に上程をいたしました議案、白馬村課設置条例の一部改正でお示しをしたとおり、住民福祉、観光農政、建設水道各課を2課に分け、環境課の業務を総務課、新住民課、新建設課に移管するものでございます。

その理由と目的であります。前回行った平成20年度の課の再編から4年余り経過をし、各課の現状を改めて見たとき、まず課の構成員を比較すると、正職員だけで比較しても、15人の住民福祉課に対し環境課は3名と非常にアンバランスがある点、過去10年以内に合体した観光農政課、建設水道課が果たして合体の効果があったのかという点などが気になっておりました。特に役場の観光行政と観光局のあり方について検証が必要、下水道受益者負担金問題に課の合体は影響したのか等の思いが強くなり、昨年8月の課題検討課長会議に、課の再編を念頭に検討を指示いたしました。以来8回にわたり課題検討及び定例課長会議で議論を重ね、その間には係長クラスの意見を聞く機会、課長が課ごとに意見を吸い上げる機会をも設け、固まってきたものでございます。

私は常々組織において管理職のマネジメント能力が組織の活性化に大変重要であると考えておりますが、現状の住民福祉課の規模だとなかなか目が届かない面があること、逆に小規模の環境課では、現場へ職員が複数行くと、事務室では電話対応、来客対応で手がいっぱいになると弊害が指摘をされ、観光農政課も、その業務の間口の広さ、関係団体の多さ等から、その会議等の対応に追われ適正なマネジメントが困難であること、建設水道課は合併したメリットは感じられず、逆に下水、上水とも課題が顕在化していることから、適正なマネジメントがしやすい適正な規模の課編成となるよう今回の再編案としたものであります。したがって、これが組織活性化につながり、職員資質の向上、ひいては住民サービスの向上に結びつけられることがメリットではないかと思っております。

次に、三重県多気町や小布施町の例のように、村づくりを推進するために中心となる部署が必要と思うがいかがかというご質問でございます。これは私も同じ考えでございます。村づくりの施策の根幹をなすのは総合計画であり、担当は総務課企画係が担い、同係は実施計画、情報公開、広報、ホームページ、有線テレビ、事務事業評価など、住民の声をお聞きしながら住民へ情報を発信している部署で、村づくりの中心となる部署であります。さらに今回の課の再編により、景観形成、EV推進を初めとする地球温暖化対策など、いわゆるまちづくりに密接に関係する部署でございます。ただ、こうした総合計画をつくるに当たっても、当然今まで住民参加のもとに総合計画もつくってきておりますけれども、それはそれとしてもこの多気町や小布施の先進的な取り組みを参考にしながら、まちづくりに向けての取り組みを進めてまいりたいと、このように考えております。

ただ、まちづくりは今申し上げましたように、一つの課だけ、あるいは行政だけでできるわけではありません。それぞれの課にかかわる事務と密接に関係をしておりますので、関係課との協議や相互調整を行うなど、場合によっては、課横断的にまちづくりチームなども検討しながら進めてまいりたいと考えておりますし、何はともあれ、村民との協働によるまちづくり計画を策定することが大事だと思っております。こうしたことも加味しながらこれからまちづくりに取り組

んで進んでまいりたいと考えているところでありますので、よろしくお願いをいたします。

議長（下川正剛君） 答弁が終わりました。篠崎議員、質問はありませんか。篠崎議員。

第2番（篠崎久美子君） 今回の住民にとってのメリットという部分で、組織を再編することによってきめ細やかになり、住民サービスの向上につながるという意味のところがあったと思いますけれども、住民にとってみると、実は課が6課から8課になります。1課なくなり3課ふえて8課になるわけですけれども、縦割り行政の弊害というものが常に言われているわけですね。行政に来てワンストップサービスということはもうほとんど望めない状態で、隣の課であっても、ここにおいて隣の課に行ってくださいということが常々実際あるわけです。8課になるということで、さらに縦割り行政の弊害というものがふえるというおそれも反面持っているのではないかと思いますけれども、その辺はいかがでしょうか。

議長（下川正剛君） 答弁を求めます。太田村長。

村長（太田紘熙君） 議員ご指摘のとおりだと考えております。今の建物の状況から言いますと、私も一時ワンストップでの住民サービスができるようにと考えたこともありますけれども、建物の状況はなかなかそうはいかないということがございます。きめ細かな対応をしていくためには分課をすることも一つの方法と考えておりますが、ただ分課をしたことによって村民の皆様にも余計わかりにくくなったというようなことのないよう、本年度は職員を総合窓口案内に専門に配置をし、そしてその案内をできる人は英語にも堪能な人ということで新たに採用をし、議員ご心配の点の解消をしていきたい。加えて、課の横断的な連携、決して人の課以外のことは関係ないというようなことではなくて、お互いにその辺の連携を深めることで何としても住民サービスが滞ることのないような、今まで以上に低下することのないようには十分な配慮をしましてまいりたいと考えております。

以上でございます。

議長（下川正剛君） 答弁が終わりました。質問はありませんか。篠崎議員。

第2番（篠崎久美子君） きめ細やかに業務に当たれるというところもありますけれども、今言ったような反面的なところもあると思いますので、ぜひそのところは常に念頭に置いて、住民がいつ来てもやはり縦割り行政ではないかと言われるようにならないようにと、ぜひお願いしたいと思います。

この課の再編について、もう1点だけお伺いしたいと思います。

環境課にかかわる事業のことでございます。今お伺いしますと、環境課は今回廃止ということでございますけれども、環境課の中で特に大事な今まちづくり、村づくりに関係する分野というふうに村長のお言葉もありましたが、景観形成や自然環境保全というのは、即これまちづくりにつながりますし、その結果として観光にも役立つ、住民の暮らしやすさにもつながるということで、これは今時代の要請のある分野ではないかと思うんですけれども、それを分散させて一つ課

の中に入れ込んでしまうことで非常に動きが鈍くなるのではないかという懸念があるのですけれども、その辺についてはどのように思われているのでしょうか。

議長（下川正剛君） 答弁を求めます。太田村長。

村長（太田紘熙君） 議員ご指摘のご心配をされる点は、私どもも十分考慮しながらこうした結果を出してきたつもりでございます。今、国でも国策として新エネルギー対策、CO²削減等の問題も大きな問題として取り上げてきております。したがって、今その事業導入等については、実務に入る以前に国の政策等とのすり合わせ、整合性を図っていくには、やはり総務課に置いたほうが好ましい点、あるいは今までの現場での対応を充実したほうがいい面、そういう面を考えながら総務課所管の中に入れる、あるいは住民課の中に置くと、そして一つの例ですが、建築確認等は従来やっていた建設課のほうが好ましいというようなことを内部では相当考えながら、こうした分課をすることに、そしてまた事業の分担をすることによって今までのサービスより低下することのないような取り組みができるよう十分考慮してやってきたつもりでございますので、議員ご指摘のことは十分多く捉えて対応はしてまいりたいと考えております。

議長（下川正剛君） 答弁が終わりました。質問はありませんか。篠崎議員。

第2番（篠崎久美子君） 一つ一つが独立しているものではなく、例えば景観形成、自然エネルギーの活用、あるいは観光であるとかまちづくり、住みやすさというものはやはりどうしてもリンクしているものでありますので、先ほど、課としてはまちづくり、村づくりという課はないということでございますけれども、言葉の中に、まちづくりチームというものを、課を横断的にしたまちづくりチームの検討ということをお考えになっていらっしゃるということでございますので、ぜひこのところに期待しているということをお伝えしておきたいと思っております。

それでは、次の質問に移らせていただきます。

観光への新たな取り組みについてということでお伺いしたいと思います。

今冬は、先ほども冒頭に申し上げましたように、スキー伝来100周年という記念すべき節目でございました、そこが過ぎようとしております。そこを過ぎて観光の次のステージを新たに迎えるこの時期となりました。インバウンドの可能性や広域観光への取り組みなども当然期待されるところではございますが、新年度の観光への取り組みについて、以下を伺いたいと思っております。

1番、観光局の移転計画はどのようなものであるのかをお伺いいたします。次に、課の再編に伴い観光局との業務分担はどのようなものになるのかをお伺いいたします。また、これは過去に同僚議員が何回が一般質問をしているところでございますが、いわゆる観光大使の任命についてのお考えはないかということをお伺いいたします。最後に、このごろでは障害のある方の旅行ニーズというものが非常に多くなってきておりますが、旅行代理店においても、専用デスクを置くなどして扱うところも出てきております。有数の観光地であるこの当村においても、観光施設のバリアフリー化などを進めることが必要と思っておりますが、お考えをお伺いいたします。

議長（下川正剛君） 答弁を求めます。太田村長。

村長（太田紘熙君） 議員から3つ目のご質問、観光への新たな取り組みについて4点にわたってお尋ねをいただいております。順を追ってお答えをさせていただきます。

まず、最初の観光局の移転計画はどのようなものかというお尋ねであります。観光局の移転につきましては、ノルウェービレッジの敷地の賃貸借契約や建物取得にかかわる償還の状況を鑑みて、平成25年度中に移転することを前提に、観光局の理事の方々のご意見も聞きながら、白馬駅前周辺か役場敷地内に候補を絞って検討してまいりました。その結果、観光局職員の構成は企業からの派遣に頼っている現状で、昨今の経済状況から派遣が非常に厳しくなる、取りやめとなる可能性もあることから、そうしたことも想定しながら、課の再編にあわせ観光課と同じフロアに観光局の事務局を置くことにより連携強化が図られると判断をし、白馬村多目的研修施設2階に移転をすることにいたしました。今後は、5月末の観光局定時社員総会の議決を経て、7月1日に移転する計画で進めていくこととなります。

昨年、太田議員からの一般質問でも答弁いたしましたけれども、将来観光局は、地域高規格道路白馬ルート計画にあわせ、休憩機能、情報機能、地域の連携とビジターセンター機能を備えた複合施設内にと考えております。よって、今回そうした状況になるまで白馬村多目的集会施設で事務をとるというふうにしたものでございます。当初計画のような状況が一日も早く来ればと思っているところでございます。

それから、2つ目の課の再編に伴い観光局との業務分担はどのようなものになるかとお尋ねであります。業務分担の変更は今のところ考えておりませんが、観光局は会員のための運営組織とし、行政は、村の観光施策を中心として企画立案する担当課として独立することが望ましいと考えておりますが、企画立案の中では当然双方共通する部分が出てまいりますので、時間をかけて調整をし整理をしていくこととなります。ちなみに、現行の白馬村組織規則で規定をしている観光系の分掌事務を、1つに観光振興に関する事項、2つに遭難対策に関する事項、3つにスキー場安全対策に関する事項、4つに観光局との連絡調整に関する事項、5つに所管行政財産の管理運営に関する事項を改正をし、平成25年4月1日から施行したいと考えております。この中の観光振興に関する事項は、基盤整備と関係機関との連絡調整が主な業務となります。観光局は情報発信と誘客が主な業務であり、第9期の重点事項として観光局組織に関する検討と中長期プランの策定、大町市、小谷村との連携強化による集客事業、夏期冬期集客対策について、観光局所員はもとより村民との連携を深めながら事業を推進しているところであります。業務分担の見直しにつきましては、9期の執行部会でも検討してきましたけれども、今後、中長期観光振興計画を策定をし、この計画の実現に向けてどのような推進体制が望ましいか、行政と観光局の役割も含めて判断してまいりたいと考えております。

3つ目の観光大使の任命についての考えはないかとお尋ねであります。観光大使につきま

しては、市町村出身者やゆかりがある方等を任命し、当該市町村の象徴的な存在として広報活動に携わっていただくものでございます。村としてもこの観光大使については考えてまいりました。一時上村愛子さんというようなお言葉もお聞きをいたしましたけれども、現役でいる間は組織上非常に難しいところがございますし、状況は厳しいというところであります。また、議員からも一時こういう人はどうかというご指摘もいただいた時点もでございます。そんなことも含めながら、これから皆様からのご提案をいただく中で観光大使を決定してまいりたいと、常々考えているところでございます。

4つ目の、最近では障害のある方の旅行へのニーズが大きくなり旅行代理店などでも扱うところが出てきているが、観光施設のバリアフリー化を進める必要があると思うが、考えはというお尋ねでございます。

平成18年12月20日に施行された高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律、いわゆるバリアフリー新法により、大規模な建築物の新築や増築をする場合にはバリアフリー基準への適合義務が課せられているほか、長野県におきましても福祉のまちづくり条例が平成7年に制定施行され、国、地方公共団体及び民間施設のバリアフリー化への努力義務と、その目標となる基準を定めているところでございます。村においても、公営施設における園路等の設置基準を定める条例を本定例会に提出をしているところでございますが、民間におけるお宿等のバリアフリーについて私どもがいろいろ指摘をすることは大変難しいところがありますけれども、宿泊施設を運営されている方々にはそれぞれのニーズに応えられる施設にしていきたいと、またそうした啓発をしていくことも必要だと思っているところであります。今民間の方でも既にそれを先取りしながらオールバリアフリー化をしながらお客さんの誘致につなげている、大きな結果を出している方もおいでになるというふう聞いておりますので、村としてもそのための取り組みができる点についてはともに研究をしていきたいと、このように考えております。加えて、このバリアフリーにあわせてユニバーサルデザイン等も取り入れながら考えていくことが大事ではないかと、このように思っているところでございます。

以上で、観光への取り組みについての答弁とさせていただきます。

議長（下川正剛君） 答弁が終わりました。質問はありませんか。篠崎議員。

第2番（篠崎久美子君） まず、最初の質問の観光局の移転計画のところに関してでございますが、多目的研修集会施設2階へ移転ということですが、そうしますと、現在スキークラブさんがそちらのほうにいらっしゃるわけですが、スキークラブさんの移転もあり得るのか、あるいは新しくなります観光課も同じ場所に移転するご予定であるのか、その辺をお伺いしたいと思います。

議長（下川正剛君） 答弁を求めます。太田村長。

村長（太田紘熙君） 先ほども答弁で申し上げましたように、観光課と観光局は同一フロアに置き

たいということ、そして今いるスキークラブについては、今会長ともお話をしながらクラブの移転先の検討をしているところであります。

議長（下川正剛君） 答弁が終わりました。質問はありませんか。篠崎議員。

第2番（篠崎久美子君） そうしますと、現在の場所にありますジャンプ台の前の場所のところでございますけれども、そこには当然オリンピック記念館もあるわけなんです、かねがねオリンピック記念館については内容の充実というものをうたっていらっしやいました。そしてまた、今回はこの7月1日に観光局がこちらに来るということでございますけれども、オリンピック記念館そのものの指定管理を今お願いしているわけですが、この運営に関してはどのようにお考えになっていらっしやるのでしょうか。あそこから観光局がこちらに来るということになれば、オリンピック記念館のところに新たに人を配置するなりをしないとできないかと思うのですが、その辺をちょっとお伺いをしたいと思います。

議長（下川正剛君） 答弁を求めます。太田村長。

村長（太田紘熙君） お答えをいたします。

地権者へあの土地をお返しをするということは、契約にのっとってやらなければいけないことであります。そうした中で、私どももあの記念館をどうするかということも大きな問題として捉え、今検討中ではありますが、議員ご指摘のように、あの施設に人を専属に配置してということは非常に効率の面からも好ましいことではないというふうを考えておりますので、そうしたことも同時に解決できるような対策がないかと、今鋭意検討中であります。

以上であります。

議長（下川正剛君） 答弁が終わりました。質問はありませんか。篠崎議員。

第2番（篠崎久美子君） ただいま検討中ということでございますが、地権者には土地を契約が切れるということでお返しするという、そうすると、建物の利用はどうなる、建物そのものが取得したものであると思うんですけれども、そこはどのようにお考えになっていらっしやるのでしょうか。

議長（下川正剛君） 答弁を求めます。太田村長。

村長（太田紘熙君） 今地権者との話し合いを進めております。当初の契約にのっとってお返しをするということになると、あの建物を全て撤去して更地にしてお返しするというのが当初の計画でございます。そうしたことも同時に、あの建物をどうするかということも非常に考え方によってはいろいろな利用方法というものがあろうかと思っております。地権者もその辺のところを考えながら相談をさせてほしいというところもありますので、地権者の方ともお話をしながら考えていかなければいけない、このように考えていることと、当初の契約当時でいくと、あの建物はあの場所から移動しなければいけないということになってくるわけでありまして。そうしたことになる大変多額のお金を使うことにもなるとは思いますが、有効利用するという点で一つ

の選択肢としては、村民にあそこの土地を有効利用する、あそこで事業を起こしたいというような人に入ってもらうというようなこともまた一つの方法であります、それについても地権者が絡んでくることでもありますので、地権者との話し合いをまず優先的に進めさせていただき、結果を順次出していきたいと、そんなふうを考えております。

議長（下川正剛君） 答弁が終わりました。篠崎議員、残り9分少々ですが、質問はありませんか。篠崎議員。

第2番（篠崎久美子君） 観光業務の中の一つ大事な事業であります案内業務なんです、駅前案内所について移転があるというふうな計画をお伺いしておりますけれども、民間にお願いするという形で現在のところでの観光業務を村が直接というものはなくなるということをお伺いしておりますが、そうしますと、そここのところの建物自体も、駅前そのものが今活気がなくなっているというお話があって、シャッターが閉まっているのを何とかしようというところの中なんですけれども、観光業務は民間にお願いするとしても、あの建物の利用自体そういったものに関して、あるいは駅前の活性化ということに関してはどのようにお考えになっているかをお伺いします。

議長（下川正剛君） 答弁を求めます。太田村長。

村長（太田紘熙君） ちょっと私、逆にお尋ねしたいことは、観光局として駅前の活性化をどう考えているかということですか。

議長（下川正剛君） もう一度、質問事項をお願いします。

第2番（篠崎久美子君） 村としてということです。

村長（太田紘熙君） 村として駅前の活性化を図りたいということは、私は考えているところでございます。案内所とは別にして何とか駅前のシャッター街の解消につなげていきたいということで、今それなりきの結果の出るようというところで進めているところでありますけれども、まだ発表できる段階ではありませんけれども、駅前の活性化に向けての取り組みは今後村を挙げての取り組みにしていかなければいけないことだろうと、このように考えているところであります。

議長（下川正剛君） 答弁が終わりました。質問はありませんか。篠崎議員。

第2番（篠崎久美子君） 非常に隔靴搔痒の感じのお答えが続いていて、もうちょっと前長に計画を練り込んで持ってくるべきではなかったのかなと思いますが、ぜひ移転に関して、あるいは局、課の編成に関しても、目指すところを明確に持ってやっていただければと思います。

最後の質問に移りたいと思います。

ご答弁を伺うだけになるかと思いますが、母子保健システムが乳幼児健診がされているわけですが、来年度新たに母子保健にかかわる電算システムが導入される、それについての予算も立てられてきておりますが、その導入の目的と対象者や内容がどのようなものになるのか、また私、質問表には視力検査と書いてございますが、次の質問ですが、3歳児健診での眼科検診というのは、8歳までに視機能が確定されるという中で、弱視を防ぐために非常に大事など

ころなんでございますが、この健診が現在村でどのようにされているのか。そこについてご答弁をお伺いしたいと思います。

議長（下川正剛君） 答弁を求めます。太田村長。

村長（太田紘熙君） 4つ目の乳幼児健診についてのお尋ねでございます。

1つ目に、来年度から予定する母子保健の電算システムの導入目的と、対象者の内容はどのようになるかのお尋ねでありますけれども、母子保健事業は母性及び乳幼児の健康の保持及び増進のため保健指導、健康診査、医療などを行う事業であり、子どもの健やかな成長のためには必要不可欠なものであり、元気な子どもの創出の原点だと思っております。適切な事業の実施のためには母子保健情報を一元管理し、関係機関が情報を共有し連絡を密にすることが必要であります。このため、現在紙ベースで保存し活用している乳幼児健診等のデータを電算化により管理し、関係機関で情報を共有化していくことにいたしました。対象者やシステムの内容と3歳児健診での視力検査の実施状況は、担当課長に答弁をさせますのでよろしくお願いいたします。

議長（下川正剛君） 続いて答弁を求めます。倉科住民福祉課長。

住民福祉課長（倉科宜秀君） 来年度導入する母子保健も含めたシステムの内容から説明をいたします。

導入するシステムについては、妊娠から死亡まで生涯を通じた健康管理情報を現在別々な紙ベースというもので保管をしております。電子データで一元化することになります。本年度までに予防注射、各種健診のシステムについては整備が終了してございます。そのシステムに新たに母子保健システムを追加するというものでございます。しかし、現在整備をされております予防注射、各種健診のシステムについては、平成27年度で保守が終了してしまうため、母子保健システムの追加ということではなくて、予防注射、各種健診、それと母子保健システムを含む健康管理システムを新しく整備するという形になります。対象者については白馬村に住所のある方全員となります。しかし、職域保険加入者の特定健診結果や人間ドック結果など、情報に反映できないというものもございます。妊娠中からの情報が電子化されるということになります。これにより必要なデータが机上で速やかに取り出し、対応ができるということになります。

次に、3歳児健診での視力検査、目の検査の状況ということで説明をいたします。

母子保健法では、目の疾病及び異常の有無は必須の項目になっておりますので、健診を行うようになった平成9年度から全員の方を対象として実施をしております。方法については、3歳児健診を行う前に保護者の方に自宅で視力検査を行っていただき、その実施状況を問診票により保健師が聞き取り、その結果で判断をして必要に応じて再検査、医療機関への受診等々をアドバイスするというような方法で行っております。なお、その日に行うことができなかった場合については、2カ月後に保護者の方と連絡をとり合い、必ず実施をしていただくようにしております。また、1歳6カ月健診などの質問の項目にも目に関する項目を設け、必要に応じ相談、アドバイス

等を行っております。

以上で答弁を終わります。

議長（下川正剛君） 答弁が終わりました。篠崎議員の質問時間はあと1分少々です。質問はありませんか。篠崎議員。

第2番（篠崎久美子君） 眼科検診ですが、二次健診のところで専門家の導入が必要ではないかと思われませんが、現在保健師さんということですが、視能訓練士等の導入はお考えになっていないのかお伺いします。

議長（下川正剛君） 答弁を求めます。倉科住民福祉課長。

住民福祉課長（倉科宜秀君） 現在考えてはおりません。現在のやっている方法につきましては、先ほど申し上げましたように眼科の専門医の受診をアドバイスしているという状況です。

以上です。

議長（下川正剛君） 答弁が終わりました。質問はありませんか。

第2番（篠崎久美子君） 結構です。

議長（下川正剛君） 質問がありませんので、第2番篠崎久美子議員の一般質問を終結をいたします。

次に、第3番太田伸子議員の一般質問を許します。第3番太田伸子議員。

第3番（太田伸子君） 3番太田伸子でございます。

本定例会では、白馬高校存続について、建物耐震についての2点についてお伺いいたします。まず初めに、白馬高校存続について伺います。

私は、12月の定例会でも白馬高校について一般質問しておりますが、白馬高校存続については緊急の課題でもありますので、今ここでもう一度質問させていただきます。

白馬高校の今年の前期選抜では32名の合格者がありましたが、後期選抜では志願者が17名と新聞報道されています。全員が合格されても49名で、60名が卒業したことしは全校生徒数で160名には届きません。県教育委員会の高校再編基準にかかわってまいりました。

私は、白馬高校魅力づくり検討委員会にも出席させていただいておりますが、2月6日に白馬高校魅力づくり検討委員会から提出された中間報告の内容の新聞報道では、白馬高校に観光学科をとされておりました。報道をごらんになって白馬高校に観光学科ができるものと思っておられる方々が多くいらっしゃいます。しかし、高校が勝手に学科を設置することはできないということを周知することが必要ですし、白馬高校存続のために、全国募集できる観光学科を県教育委員会でぜひ白馬高校に認定していただかなければならないと思います。

そこで、今回は2月6日に白馬高校魅力づくり検討委員会から、白馬高校を育てる懇話会の会長でもあります村長に中間報告が提出されましたので、報告を受けて村長のお考えを伺います。

1番目に、白馬高校魅力づくり検討委員会の中間報告にある観光学科転換についてのお考えを、

2番目に、学科転換にはまだまだ高いハードルがあることを周知していただくことが必要ではないかということで、村長のお考えを、また3番目に、学科転換の認可がおりる前に白馬高校の在校生160名を維持するための行政の協力についてどのようにお考えか、以上3点についてお伺いいたします。

議長（下川正剛君） 答弁を求めます。太田村長。

村長（太田紘熙君） 太田伸子議員から、白馬高校の存続について3点についてお尋ねをいただいております。それぞれ関係がございますので、まとめてご答弁をさせていただきたいと思っております。

昨年9月からご検討いただいております白馬高校魅力づくり検討委員会では、ことしに入り2回の会議を開催をし、検討結果を中間報告として、2月6日に宮沢県議委員長より白馬高校を育てる懇話会の会長としての私に報告をいただいたところであります。

白馬高校魅力づくり検討委員会の中間報告では大きく3点に意見集約がされました。1点目は、白馬、小谷地域は観光を中心に発展してきた経過があり、この方向性はこれからも変わらない、この意味で地域の次代を担う若者の教育に携わる白馬高校に観光学科を設置することは、白馬高校の魅力づくりにつながる。2点目は、当地域の著しい生徒減に対しては、特色ある専門学科設置により全国を含め広域から生徒を募集することが必要である。3点目は、普通学科を志望する生徒は都市部に集中する傾向があることから、普通科以外の専門学科設置により生徒を確保すべきであるという内容でございました。

検討結果のまとめとして、観光学科転換により1学年2クラス規模の高等学校を維持する、1クラスを普通科、1クラスを観光学科とする。2つ目には、全国募集を含め広域からの志願者増大を図る、3つ目には、観光学科のカリキュラムや地域との連携のあり方等については関係団体等との協議を含め引き続き当委員会で検討し、白馬高校を育てる懇話会に答申をする。当委員会では、検討した結果については白馬高校を育てる懇話会より長野県教育委員会に要望をさせていただきたい、これが検討結果のまとめでございます。この検討結果を受けて、2月16日に白馬高校を育てる懇話会を開催し、中間報告の内容について委員全員の賛成で承認をし、今後に向けての意思統一を図ったところであります。

このような状況の中、白馬高等学校が地域高校として今後も存続していくためにも、懇話会での意思統一を図ることができましたので、今後、要望事項実現に向けて、取り急ぎ懇話会会長として3月中に県教育委員会への要望活動を行う予定としているところであります。

今後の取り組みとしましては、4月に開催される区長会議で白馬高校魅力づくりに関する観光学科転換、全国募集等の説明を申し上げご理解を深めていただくとともに、白馬村、小谷村それぞれで、白馬高校の生徒数確保と魅力づくりのために村民大会などを開催して、村民の意識高揚を図ることが何よりも大事だと考えておりますので、その実現を図ってまいりたいと思っております。

何としても、地域高校として白馬高校を存続させることは、子どものみならず地域の活性化にも大変大きな役割を果たしてくれるところでもあります。そうした観点の中でも、やはり保護者の皆様方のご理解もいただくことが何よりも大事だと考えておりますので、議員ご指摘のように、もう既に観光学科ができるといったような誤った情報として多くの人に捉えられることのないように、状況を正確に今後お伝えをしていきたいと、このように思っているところでございます。

白馬高校の存続については、以上で答弁を終わりとさせていただきます。

議長（下川正剛君） 答弁が終わりました。質問はありませんか。太田議員。

第3番（太田伸子君） 県の教育委員会では、平成30年までは県内の高校の学科転換は考えていなかったようですが、長野県の知事のお考えの長野の観光から観光教育には前向きで、観光学科の学科転換には前向きな県教育委員長の発言があります。まさに今このときを逃さず、白馬高校に学科転換をお願いするときであると考えています。

県教育長、教育委員長は、課題として地元のニーズ、卒業後の出口保証、地元の観光業界や自治体の全面的な支援、生徒にどのような魅力ある教育内容が提供できるかなどを挙げられております。村長は、行政の長として支援をどのようにお考えになっておりますでしょうか。

議長（下川正剛君） 答弁を求めます。太田村長。

村長（太田紘熙君） お答えをいたします。

議員もご承知のことですけれども、今県の教育委員会の方針としては学科転換はしないというスタンスで進んできておりますが、県議会等の質問の中でも全く考えないという答弁ではなくて、やはり一番問題になるのは地域として存続に向けての機運の盛り上がり、実情がどうかというところが非常に大きな分かれ目になるのではないかと、こんなふうには想像をしております。そういった面ではいろいろ問い合わせもございますので、そうした問い合わせに答えられるような村民の機運、要するに村としての学科転換に向けて存続をさせたいという、その気持ちを上に上げていく、県につながっていくこと、このように思っておりますので、機会を捉えながら情報提供をし機運の盛り上げをしていただきたいと、また村も先頭に立って機運を盛り上げていきたいと、このように思っているところであります。今後、学校そしてPTAの皆さん方、先ほど申し上げましたような区長会等、あらゆる機関を通じながらその思いを伝えていく必要があると、このように思っております。

以上であります。

議長（下川正剛君） 答弁が終わりました。質問はありませんか。太田議員。

第3番（太田伸子君） 白馬、小谷の両村の行政の全面的なバックアップというのは不可欠であると思います。そして、県の教育委員長がおっしゃっておられます地元のニーズ、地元の熱望というところを県にも示していくことも大切だと思っております。

先ほど、村民大会などを開いてという開催の発言がありましたが、村民大会、また注目される

と思いますので、熱い村民大会にしなければならないと思いますが、どのように、またいつごろ開催されるような計画をお考えになっているのでしょうか。

議長（下川正剛君） 答弁を求めます。太田村長。

村長（太田紘熙君） お答えをいたします。

その盛り上げる内容については具体的にまだ検討はしておりませんが、村の意思、村民の意思を確認をするという点から先ほど村民大会というふうなお話をしましたけれども、6月から7月にかけてのころを今予定をしているところであります。

議長（下川正剛君） 答弁が終わりました。質問はありませんか。太田議員。

第3番（太田伸子君） 今学科転換ばかりに気をとられて力を入れているんですけれども、来年の入試において今年以上、今年の特にもう既に先ほど申し上げましたとおり、60名が卒業して多くても49名ということは11名が足りない、それで来年の卒業生の人数から考えましても、65名以上の入学生が必要となってきます。来年の入学生を受け入れるために、その辺のところを何かお考えになっているところはありますでしょうか。

議長（下川正剛君） 答弁を求めます。太田村長。

村長（太田紘熙君） お答えをいたします。

ことしの3年生が60名卒業をするのに対して、25年度に入学してくる生徒はその数字を下回っているわけでありまして。決めから言いますと、当然存続に向けては大変厳しい状況になってくるわけでありまして、そうした中で何とか存続をしたい。具体的な模索を検討をしていくことも大事なことでありますし、今中学校の校長先生も非常に力を入れていただき、高校との交流等にも気を配っていただいておりますが、なかなかそのところ、我々の立場からも白馬高校へ行けというようなことで生徒確保ができるわけではございませんので、何よりも保護者の皆さんの理解、やはりここに住む白馬村民の白馬高校の地域高校としての必要性、そういうものを何しろ上げていく、そしてやはり白馬高校としての知名度を上げていくということを我々とすれば努力していかなければ、我々だけで制度的にできることはやったにしても、それだけで生徒が集まるという保証にはつながらない、そのように考えておりますので、議員の皆さん方にもお力をかりながら、何とかこの白馬高校の存続に向けての具体的な検討にぜひまたご参加をしていただきたいと、このように思っております。

議長（下川正剛君） 答弁が終わりました。質問はありませんか。太田議員。

第3番（太田伸子君） この大北地域だけでなくいろいろなところで今少子化が言われておりまして、生徒数もこの大北地域、とても減ってきているというところが実情であります。この地域の子どもたちが減ってきている中で、長野のほうへ出ていかれる方、長野のほうの教育を受けておられる方もたくさんおられます。長野方面のところというのは、やはり人数が多い分生徒数も多いというところで、小谷、白馬の両村で今白馬からバスに乗って長野へ教育を受けに行っておら

れる方々がいるというところで、長野から白馬高校へのバスを出して生徒の確保をすとか、そういうふうに行政でまたぜひお願いしなければいけない、また財政的な面もあると思いますが、そういうふうな話が出たときには検討していただけるのか、ちょっとお伺いしたいと思います。

議長（下川正剛君） 答弁を求めます。太田村長。

村長（太田紘熙君） お答えをいたします。

観光学科を設けて全国募集ができるシステムをつくりたいということも、一つの検討委員会の中で出ておりますので、決して長野から白馬に来る、長野を限定にして物を考える必要はないと思います。ただ検討委員会の中でも、やはり特色ある学科をつくらないと、今少子化時代にあつて、普通科へ進学するお子さん方はどうしても都市部へ集中しがちだという状況にあります。大町においても定員に満たないというようなこともちょっと聞いておりますので、いずれの高校もよほどの特色がないと、なかなか生徒確保が難しいというのが実情だと思います。

そうしたことから、個々については申し上げられませんが、枠を大きく広げて観光学科という名の学科の中で、観光に携わっていく子どもたちがやはり学びたいというような学科をつくるのが一番いいのではないかというのが検討結果でも出ていることであります。そうしたことを中心に据えて全国募集をしていくということが、当面検討委員会としても望ましいことだという結果だというふうに認識をしております。

議長（下川正剛君） 答弁が終わりました。太田議員、質問はありますか。太田議員。

第3番（太田伸子君） ぜひ白馬高校に学科転換ができることを私たちも応援して、また村民を盛り上げていって熱い白馬村が戻ってくることを願っております。

次に、建物耐震についてお伺いいたします。

2年前の東日本大震災が起きた3月11日2時46分は、3月定例会の総務社会委員会中のことであります。ことしも、11日の総務社会委員会中の2時46分に全員で黙禱させていただきました。亡くなられた方、またいまだ行方不明の方、合わせて1万8,000人以上になる大災害でありました。改めてご冥福とお見舞いを申し上げたいと思います。

さて、この震災を踏まえ政府は2013年通常国会で大規模建築物の耐震義務化の法案が提出されるようです。そこで、白馬村の耐震診断、耐震補助事業について、2番目に観光立村をうたう本村において観光業を営む施設の耐震状況、また耐震改修に係る費用の補助のお考えの3点をお伺いいたします。

議長（下川正剛君） 答弁を求めます。太田村長。

村長（太田紘熙君） 太田議員、2つ目の建物耐震について3項目についてお尋ねをいただいております。順次お答えをしてみたいと思います。

最初の1つ目であり本村の耐震診断、耐震補助事業はとのお尋ねであります。

白馬村では、平成16年度から木造住宅の耐震診断、改修事業を行っております。この事業は、

国庫補助事業である住宅・建築物安全ストック形成事業と県費補助事業である住宅建築物耐震改修促進事業等を活用しながら実施をしているところであります。耐震診断につきましては、所有者または居住者の負担なく診断を受けることができる制度となっており、耐震改修につきましては、60万円を限度として耐震改修工事費の2分の1を補助する制度となっております。ただし、対象となる住宅はいずれも昭和56年5月31日以前に着工された木造住宅、いわゆる旧耐震基準のもとで建築された住宅に限られています。村内の民宿やペンションといった宿泊施設は住宅も兼ねていることが多いと思われませんが、こうした併用住宅であっても床面積の2分の1以上を居住の用に供していれば、この事業の対象となります。これまでに90棟の住宅が耐震診断を受診しており、精密耐震診断の結果倒壊の可能性があるかと判定された住宅は17棟、倒壊する可能性が高いと判定された住宅は24棟でありました。これらのうちの6棟は補助金を活用しながら耐震改修工事を行い、耐震性能を向上させております。

次に、観光立村をうたう本村において観光業を営む施設の耐震状況はとのお尋ねでございます。

白馬村では、平成20年2月に耐震改修促進計画を策定し、これに基づいて耐震診断、改修事業を進めております。この計画の中に耐震化の状況に関する記載がありますので、この計画を用いてご説明させていただきます。あらかじめ申し上げておきますけれども、データは平成19年の固定資産課税台帳を用いておりますのでよろしくお願いをいたします。

まず、併用住宅を含む住宅の耐震化の状況であります。住宅総数4,169戸のうち、新耐震基準下で建築された住宅数2,349戸に、旧耐震基準下で建築された住宅であっても耐震性を満たしていると推測される住宅数297戸と、耐震改修工事により耐震性を満たした住宅数5戸を加えた2,651戸は耐震性を満たしていると認められますので、住宅の耐震化率は63.6%となっております。

次に、ホテルや旅館といった大規模な宿泊施設の耐震化の状況になりますが、建築物の耐震改修の促進に関する法律施行令では、ホテルや旅館については3階以上かつ床面積1,000平米以上の施設を多数の者が利用する特定建築物として規定をされております。村内にはこの基準に該当する施設が57棟あり、そのうち新耐震基準下で建築された施設は50棟でありますので、耐震化率は87.7%となっております。したがって、ホテルや旅館といった大規模な宿泊施設は耐震性を有している一方で、家族経営の民宿やペンションといった宿泊施設の耐震性は低いものと推測がされます。

3つ目の耐震改修に係る費用補助の考えはとのお尋ねであります。先ほどご説明をいたしました耐震化の状況を踏まえますと、宿泊施設に限っていえば、ホテルや旅館といった大規模施設でなく、民宿やペンションといった小規模施設の耐震性を向上させていかなければならないといえると思います。補助事業のご説明の中でも触れましたが、併用住宅であっても床面積の2分の1以上を居住の用に供していれば補助事業の対象となります。ただ、これに該当しない施設も相当数

が存在していると思われまので、こうした施設の所有者または居住者に耐震改修の意向があれば、国や県の補助金によらず、村の財源のみで補助できるような制度の検討もしていかなければと考えているところであります。

また、現行の補助事業は非木造建築物には対応していません。村内を見渡してみると、旧耐震基準下で建築された非木造建築物が多数あります。例えば白馬駅周辺にはこうした建物が集中しております。いずれも3階以上の建築物であり、幹線道路に面していることから、大規模な地震が発生したときに倒壊した建物等が道路を寸断してしまうようなことも想定がされます。こうした建築物の耐震性を確保することの優先度の高さは十分に認識しているところではありますが、非木造建築物の耐震診断や耐震改修に要する費用が木造建築物のそれとは比較にならないほど高額であること、所有者または居住者が耐震化の重要性を理解した上で負担を許容してくれるのかといった高いハードルがあるのも事実であります。災害時、幹線道路は緊急輸送道路として発災から復興期までの長い期間、大きな役割を果たします。緊急輸送道路の確保という点からも所有者または居住者が許容できる範囲の負担、耐震診断、耐震改修の実施へ誘導できるような補助制度の模索や検討をしていかなければならないと考えているところでございます。

建物の耐震については、以上で答弁とさせていただきます。

議長（下川正剛君） 答弁が終わりました。太田議員、質問はありませんか。太田議員。

第3番（太田伸子君） 今回出されます法案の大規模建築物の耐震化ですけれども、大規模建築物ということで延べ床面積が一応5,000平米以上というふうになっております。村内で5,000平米以上の対象になる建物というものは何棟ぐらいあるのでしょうか。

議長（下川正剛君） 答弁を求めます。横川総務課長。

総務課長（横川宗幸君） 太田議員の質問にお答えをさせていただきます。

5,000平米以上の建物ということで、こちらのほうで把握している件数でございますが3棟でございます。1つはスキー場関係、またもう一つは宿泊施設関係、もう1件は福祉等の施設関係でございます、ということで3件あるということでございます。よろしく申し上げます。

議長（下川正剛君） 答弁が終わりました。太田議員、質問はありませんか。太田議員。

第3番（太田伸子君） 答弁の中でもありましたが、現在の村の耐震診断、耐震補助事業は木造併用住宅が対象となっております。営業施設はオリンピックを機に建てられた建物が多いのですが、民宿発祥の地と言われる本村では昭和56年以前に建てられた営業施設や床面積が1,000平米に達しない非木造建築物も数多くあると思われま。先ほどの答弁で、このような非木造建築物に対しても検討するお考えがあるようですので、ぜひお願いしたいと思ひます。それで、国の補助を待つのではなく、ここ白馬の地というのは糸魚川静岡構造線の上で生活する村でもあります。自然災害の震災というものはいつ来るのかわからないというところで、財政苦しいものもありますが、早急な制度の検討をお願いしたいと思ひますが、いま一度、早期には無理なんでは

うか。

議長（下川正剛君） 答弁を求めます。横川総務課長。

総務課長（横川宗幸君） お答えさせていただきます。

現在耐震診断の関係につきましては木造住宅が対象というような形でございます。診断については村が主体となっております、100%村のほうで負担ができるというようなこと、それから改修につきましても、上限が60万円で2分の1というような助成で改修ができると、そんな制度になっております。ただ、今言われましたように非木造の場合についてはこの対象になっていない、また建物、宿等で営業と併用住宅の場合もございます。住宅の部分が2分の1以上あればこの村の耐震診断等の要綱に合致するわけで対象にはなるわけでございますが、それ以上営業部分の大きいものについては対象にならないというようなこともございます。あわせてその部分について、村としても検討が必要であるというように考えておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

以上です。

議長（下川正剛君） 答弁が終わりました。太田議員、質問はありませんか。太田議員。

第3番（太田伸子君） 木造住宅が耐震改修される場合、2分の1の補助があつて60万円という上限で補助が出る。木造住宅を改修する場合の費用というものと非木造住宅の建物の改修とでは比にならないというふうに思ひます。それで、費用の大きくかかる建物の営業施設の方々のほうがお客様を迎えるに当つて胸を張つて耐震改修ができているというふうにしたところだと思ひますが、今の村の観光の状況からいつて大変苦しい、改修はしたいけれどもやまやまなどところがあるというところもお聞きしておひます。そこでぜひ相談に乗つていただき、営業の方々の費用の補償というか、制度を考えるというふうにはならないでしょうか。

議長（下川正剛君） 答弁を求めます。横川総務課長。

総務課長（横川宗幸君） 現在国のほうでも、大規模の建物等助成制度等の検討もされているようでございます。国・県の動向等も見ながら、また村のほうでも検討を加えながら対応できるような方向の模索もしてまいりたいというふうに考えておひます。よろしくお願ひします。

議長（下川正剛君） 答弁が終わりました。太田議員、質問はありませんか。太田議員。

第3番（太田伸子君） 今白馬にお越しいただく観光客の皆様も建物の耐震には大変敏感になつておられます。観光で成り立つ白馬のお宿がぜひ胸を張つてお客様を迎えられるような、耐震改修のできている整備された村というふうなことがPRできるような村にしたいと思ひておひます。

私の質問はこれで終わります。ありがとうございました。

議長（下川正剛君） 太田伸子議員の質問が終わりました。第3番太田伸子議員の一般質問を終結をいたします。

ただいまから1時まで休憩いたします。

休憩 午前11時42分

再開 午後1時00分

議長（下川正剛君） 再開をいたします。

第5番太田修議員の一般質問を許します。第5番太田修議員。

第5番（太田 修君） 5番太田修です。

今回は、大きく2問に分けて質問をさせていただきます。

1点目といたしまして、村長公約の進捗状況と予算対応について、また2点目といたしまして、公害防止条例の制定についてお伺いをさせていただきます。

まず、第1点目の村長公約の進捗状況と予算の対応についてお伺いをいたします。

平成25年度一般会計予算47億100万円との発表がありました。予算編成に当たり重点的な取り組みの中で、すぐれた資源と人を生かした活力ある経済を築くとあります。村の主要産業であります観光、農業、商業ともにこの不況から脱却できない状況下にあります。特に観光面では、平成26年3月に開通予定となっております長野新幹線金沢延伸に伴いまして外周軌道が構成されることから、今後ますます村の観光は内陸空洞化が懸念されると思います。

村長さんの2期目出馬に当たり、公約されましたにぎわいと元気のある村づくりを掲げておりますが、政策の四本柱についての公約の進捗状況と、今年度の予算対応についてお伺いをしたいと思います。

まず、四本柱であります財政健全化の中で、1問目といたしまして、滞納金の計画的な徴収方法及び時効等の防止策についてどのようにお考えか、お伺いをしたいと思います。また2点目といたしまして、定住者確保に向けたU・Iターン者などの受け入れ、そしてまた雇用対策、また独身者への婚活支援に向けました予算対応等がどのようになっているのかお伺いをしたいと思います。

また、2つ目であります観光の活性化についてでございますが、まず1点目といたしまして、村及び観光局の平成25年度における主要観光戦略事業と予算の対応について、また観光局の将来的な戦略、方向性についてお伺いをしたいと思います。2点目といたしまして、白馬ブランド化への取り組みと地産地消の進捗状況についてお伺いをいたします。

また、3つ目でございます身近な村政の創出の中では、まず1点目といたしまして、自主放送を活用し積極的な情報公開に取り組みますとありますが、この件の対応をお伺いしたいと思います。また2つ目といたしまして、事務事業の効率的な実施と事務事業評価制度の評価結果の運用についてお伺いをいたします。効率的、そして効果ある伸びる事業の分野等につきましては、やはりめり張りのつけた積極的な予算が必要ではないかなと思うわけでございますが、25年度の予算対応についてどのように取り組まれたかお伺いをしたいと思います。

また、4つ目では、社会福祉、教育施策の充実についてでございます。他の地域と書いてございますが、今年度から野沢温泉では、保育園、小学校、中学校で教育目標と教育内容を共有し、保・小・中の一貫教育を始めるというような見出しがございました。外国人、観光者が多く、英語学習や村の誇りであるスキー学習を取り入れ、特色ある教育に力を入れたいということでございます。既に中学校には飯山北高校の英語の教諭が訪れまして指導に当たったり、あるいはまた保育園では、英語の遊び等を新たに導入してコミュニケーション能力の国際感覚を養うことを行うというようなことが書かれておりました。白馬村におきましても、高校を含めてやはり一貫教育の必要性があるのではないか、村長さんはどのようなお考えかお伺いをしたいと思います。また2つ目といたしまして、福祉施策としての岳の湯改修工事の進捗状況と施設運営の方法についてお伺いをしたいと思います。

それから、公約の中にあります今後の新たな課題というところで辺地債対策（観光レクリエーション事業施設）、スノーハープの整備計画内容と利活用について、以上お伺いをしたいと思います。よろしくお願ひしたいを思います。

議長（下川正剛君） 答弁を求めます。太田村長。

村長（太田紘熙君） 太田議員から大きく2つのご質問をいただいておりますが、項目が非常に多岐にわたりますので答弁が少し長くなりますけれども、お許しをいただきたいと思います。

最初の公約の進捗状況と予算対応についてということで、まず最初に財政の健全化について、滞納金の計画的な徴収方法及び不納欠損等の防止対策についてのお尋ねでございますが、滞納金の計画的な徴収方法につきましては徴収金額を計画的に示してはおりませんが、地方税法には、納期まで納まらないときは督促状を發する、督促状を發したときから10日を経過した日までに完納にならないときは財産の差し押さえをしなければならないと規定されておりますので、基本的に順次滞納処分を行ってまいります。また、延滞金につきましても法律にのっとり対応をしまいたいと考えております。

不納欠損は、滞納処分をすることができる財産がないとき、滞納処分することによってその生活を著しく窮迫させるおそれがあるとき、その所在及び滞納処分することができる財産がともに不明であるときは、滞納処分の執行を停止することができます。執行を停止しさらに調査を進め、3年以内に滞納処分できるような状態にならない場合には不納欠損となっていきます。これは通常あることで、毎年不納欠損として決算書に上げているところでございます。最近はやや減少傾向にありますが、たまたま該当者が少なかったものと思われ、今後とも減っていくとは限らないというふうに認識をしております。しかしながら、時効期限の5年間徴収権を行使せずに時効により消滅することは、極力減らすことが重要であり、そのためにもシステムを平成23年度に新しく導入しておりますので、これを有効に活用して対応を進めてまいりますので、よろしくお願ひをいたします。

2つ目の、定住者確保に向けたU・Iターン者等の雇用対策とそれに向けての予算措置についてお尋ねであります。まず雇用の確保については、今白馬村が直面している大きな課題の一つであることには間違いがございません。都会からの移住者に限らず、今この地に住む私たち村民が生涯安心して働ける場所を確保していくことは、村づくりの根幹であると考えております。しかしながら、かつてもお答えしたことがあります。村外企業の誘致につきましては積雪寒冷地であることや、高速交通網から隔離しているという立地上の条件から、なかなか一筋縄には進んでいかない状況にあるのが現状であります。今ある資源を有効に活用して観光産業の活性化を図り、雇用の受け皿である索道事業者や宿泊施設、飲食店、商業施設、さらには建設業に至るまで、全ての村内事業者にかつてのような元気を取り戻していただくことが、白馬村にできる雇用創出への何よりの近道であると考えております。

既にご説明をさせていただきましたが、当初予算案では観光商工費として2億円余りを計上させていただいております。これは同類の自治体に比べると非常に大きな規模となっております。この大きな投資を観光再生、ひいては雇用に結びつくように観光局、商工会等関係機関とも連携を図りながら有効に活用していくことが重要であると考えております。観光商工費以外では、特に本年度は地域活性化につながる特産品の開発助成に、額は250万円と大きくはありませんが、事業取り組みの中で雇用の確保にもつながり、場合によってはUターン、Iターンによる若手起業家の創出にもつながればと思うところであります。国・県でも過疎地域を中心にU・Iターン支援策に力を入れてきておりますので、村として活用できる事業等にはアンテナを高くし、対応してまいりたいと考えております。

また、温暖化対策事業の中にEV充電器普及関連の予算として600万円余を計上いたしました。これは単にCO²削減効果を狙ったばかりではなく、EV自動車を白馬村民に理解してもらうため今後EV車のデモ車を数台用意し、使用してもらい、結果として環境に優しい村づくりの一翼を担うようになればよいと思っているところであります。このことは、結果としてEV自動車という一つのツールを活用して宿泊施設や飲食店等の誘客に結びつき、その結果として地域経済の底上げにつながることを期待しての予算組みでもございます。

リフォーム補助金の予算化も同様の趣旨と考えております。とかく定住促進というと都市住民の移住を進めること、そしてそれらのニーズを満たすための施策を進めることと思われがちでありますけれども、逆に、ここの村に住んでいる私たちが生活しやすい環境、子育てしやすい環境を整えていくための施策を推進していくことも、大変重要であると考えております。こういった観点から医療費無料化の対象を18歳まで拡充をし、そのための予算も計上させていただきました。

正直申し上げまして、即効性のある雇用確保策というのはこういう田舎であればあるほどなかなか難しいものがありますけれども、地域経済への活性化につながる施策を個々の事業費目の中

にちりばめた予算組みをしたつもりであります。実効が上がるよう、これらを着実に遂行してまいりたいと考えておりますので、よろしく願いをいたします。

2つ目の観光の活性化について、まず最初の、村及び観光局の平成25年度における主要観光戦略事業と予算対応についてのお尋ねでございます。

村は基盤整備と連絡調整が主な業務となります。基盤整備として、平成25年度は、国の直轄施行委託事業として、八方池山荘から八方池までの黒菱唐松岳線歩道尾根ルートのつけかえ等の整備、親海湿原遊歩道の木道改修及び奈良井自然公園整備を予定をしております。

観光局の平成25年度の主要観光戦略事業と予算、将来的な戦略の方向性であります。昨年12月の議会定例会での一般質問で答弁したとおり、観光局ではお客様にとって豊かな時間を過ごせる国際観光村の実現を地域戦略目標として、この目標の実現のために資源の徹底活用、徹底したお客様視点、機能整備の3項目を戦術に掲げております。来る第10期もこの方針に沿って事業を進めていく考えであります。

新たな事業展開としましては、平成26年度末に北陸新幹線の金沢までの延伸を見据え、当該地域への滞留、滞在につなげるための施策として、平成25年度夏期繁忙期に小谷村コルチナスキー場から大町市扇沢間のバス運行を行い、二次交通の充実を図ってまいりたいと考えております。この事業は県の元気づくり支援金を活用し、大町市、白馬村、小谷村で構成する3市村観光連絡会が事業主体で現在申請中でございます。また、この冬期シーズンに五竜、八方地域で宿泊施設とスキー場と飲食施設との連携による宿泊と食事プランを実施してきておりますが、さらに宿泊につながる企画を索道や宿泊関係者等を交えながら検討を進めてまいりたいと考えております。インバウンド事業につきましては、県や近隣市町村と連携しながら東南アジア諸国に重点を置き、セールスプロモーション等の事業を展開してまいりたいと考えております。

次に、白馬ブランド化への取り組みと地産地消の推進状況についてのお尋ねであります。

現在転作作物としてソバの栽培を行い、宿泊、飲食施設でそば料理やそばガレットを提供して生産から消費まで行うそばの里づくりを推進してきておりますし、転作作物の大豆を使ったみそ、紫米及びブルーベリー栽培等の推進に取り組んでまいりました。このような中で、前述の農産物を含む9品目が北アルプス山麓ブランド品に認定されているところであります。また、新たな特産品として陸わさび、ひまわり、食用ほおずき、新品種のベリー等の栽培に取り組んでおり、村の気候、風土に適した農産物として期待をされているところでございます。今後はこれらの農産物等を、白馬らしさがわかる特産品として付加価値を高めていくことが重要だと考えております。

地産地消の推進状況につきましては、現在白馬村地場産推進会が中心となり、生産者が青空市場等で野菜等の販売、野菜を学校給食用食材として提供、食育の一環として村内の親子を対象に野菜栽培指導を行うアグリスクールを開催しております。一方、地産地消を推進するためには、生産者、消費者及び宿泊、飲食施設が情報交換を行い、需要と供給のバランスをとりながら取り

組む必要があることから、今月、白馬村地産地消推進協議会を設置して、白馬村地産地消促進計画の策定など地産地消に関する事項について協議、検討していく予定でございます。

3つ目の身近な村政の創出についての一つであります、自主放送を活用した積極的な情報公開の取り組みについてお尋ねでございます。

私の2期目の公約の一つに、地デジ対策と自主放送設備の完成を掲げました。ご承知のとおり地デジ対策、テレビ難視聴対策として取り組んでまいりましたケーブルテレビジョンにつきましては、平成22年度に完工し、平成23年4月から本格運用を開始したところであります。心配をされておりました平成23年7月のテレビ放送波の完全デジタル化に対しては、村内では特に大きな混乱もなく比較的スムーズに移行できたものと思っております。一方で自主放送を通じた情報提供につきましては、現在指定管理者とも連携を図りながら、放送内容の充実に鋭意努めているところでございます。しかしながら、2月末現在の加入件数が1,873件となっております。全世帯のほぼ半数であります。これは村の中心地域では自家アンテナにより直接放送波を受信できる環境にあることも、伸び悩みの大きな原因になっていると思われませんが、よりの確に情報を発信していくには、加入率アップという命題もクリアしていかなければなりませんので、引き続き村民の皆様から番組に対するご意見等もいただきながら、より親しみやすい番組づくりに傾注してまいりたいと考えております。

なお、情報公開という観点からいうと、情報公開条例の適正運用ということも挙げられると思います。この条例は平成12年に施行されましたが、本年度は下水道関連の公文書を中心に45件の請求がございました。他の村に比べ件数は多く、それだけ村政に対する関心が高いものと受けとめているところであります。もちろん個人情報の保護にはしっかりと配慮をしつつ、条例の趣旨にのっとり引き続き適切な情報公開に努めてまいりたいと思いますので、よろしくお願いをいたします。

2つ目の事務事業の効率的な実施がなされているか、また事務事業評価制度の評価結果の運用についてお尋ねでございます。

この事務事業評価に当たっては、平成20年度から外部評価システムを導入し本年度で5年目となりました。平成24年度は信州大学山岳総合研究所の鈴木教授を初め9名の外部委員にお願いをし、31の事業を抽出して評価作業を行いました。結果につきましては12月議会でもお示しさせていただきましたので、個々の詳細説明は省かせていただきたいと思います。

この評価対象31事業のうち、居宅介護支援事業と首都圏誘客の2事業については、廃止または見直すべきとの評価をいただきましたが、予算編成に当たってはいずれも民間委託、あるいは事業を廃止することを決定し、行政運営の効率化を図ることといたしました。また、自主防災、地籍調査、特産品開発等の6事業について充実すべきとの評価をいただきましたが、新たな財政負担を伴う事業もあることから、事業の緊急性、特定財源の有無等も勘案をして優先順位をつけ、

それぞれ予算措置をしたところでございます。この外部評価システムは、実施から5年を経て一定の方向性が確立してきたと考えておりますが、一部評価手法の見直し等について評価委員からいただいたご意見もありますので、その辺の検証も加えながら次年度以降も継続してまいりたいと考えております。

4つ目の社会福祉、教育施設の充実についてのお尋ねでございます。

1つ目の他の地域が行う地域力を養う地域学校教育についてのお尋ねでございます。

地域とともにつくる新しい教育と題して下高井郡野沢温泉村が、平成25年4月から野沢温泉村の保育園、小学校、中学の一貫教育、高校連携教育を目指す野沢温泉学園をスタートをさせるというふうにお聞きをしております。素直で誠実で明るく伸び伸びと行動し、友達と力を合わせて落ちついた生活を送っている一方、全国学力学習状況調査、野沢温泉村子ども実態調査の結果から、物事に向かう意欲、自己肯定感、学習内容の理解、表現力やコミュニケーション能力、学習習慣や学習習慣形成等々に関する課題が浮かび上がってきたところでございます。これらを踏まえ学園構想のもと、村と園長と各校長が連携してゼロ歳から18歳までを見据えた新しい教育システムを構築していきたいということでございます。

白馬村においては、小学校と中学校、高校の連携を進めており、出前授業や学校訪問等も進める中で、今後は幼稚園や保育園も含め一貫した中で進めていけるように、現在住民福祉課や白馬幼稚園とも打ち合わせをしているところでございます。また、他の地区の状況も研究しながら今後に向けて進めてまいりたいと考えております。

次に、2つ目の福祉施策としての岳の湯改修工事の進捗状況と施設運営方針についてであります。私からは岳の湯施設運営方針について説明を申し上げ、改修工事の進捗状況は、後で担当課長に説明をさせます。

まず、通所介護施設の整備方針につきましては、既存施設を活用することで新築より工事費を抑え、用途変更に必要な改修工事を行うこととして設計作業を進めているところでございます。この施設につきましては、地方自治法244条の2第3項の規定による白馬村公の施設に係る指定管理者の指定の手続に関する条例に基づく施設管理を行わせることで考えております。指定管理者は、条例第5条第1項第1号に規定する当該施設の性格、形態及び機能により公募することが適さないと認める場合にに基づき、公募によらないで選定をしたいと考えております。具体的な施設の運営方針につきましては、今後、指定管理者となるべき者から提出される指定申請書に添付する事業計画書の中で明らかになってまいります。選定に当たっては村での審査後議会の議決が必要となりますので、その中で議会の皆さんに説明をしてまいりたいとこのように思っております。

次に、5問目の今後の新たな課題としてご質問をいただいておりますので、担当課長のお答えする前に、この項について私のほうからお答えをさせていただきたいと思っております。

5番目の新たな課題として辺地対策事業、観光レクリエーション施設、スノーハープの整備計画と利活用についてのお尋ねでございます。

内山辺地の総合整備計画は平成23年度に策定いたしました。当時芝生広場の排水不良に対して平成24年度に調査検討を行う計画でありましたので、喫緊の課題でありました橋の改修と機械類の更新を行う24年度事業のみを計画に盛り込んだところでございます。本年度排水不良に関しての調査、改修方法の方針が定まりましたので、平成25年度、26年度の2カ年をかけて排水対策工事を実施する計画を立てたものであります。また、さらなる施設のグレードアップとして蛍水路や周辺の道路、階段などの環境整備をあわせて行う計画でございます。事業費は2カ年の合計で8,500万円ほど計画しており、財源には辺地対策債を活用する計画となっております。排水対策により良好な芝生環境を整え、周辺環境整備によるアクセスや利用環境の向上によりグリーンシーズンの施設利用者の増加を図り、地域経済の活性化につなげてまいりたいと、このように考えているところでございますので、よろしくご理解をいただきたいと思っております。

それでは、担当課長のほうから岳の湯の進捗状況について説明を申し上げますので、よろしくお願いたします。

議長（下川正剛君） 続いて答弁を求めます。倉科住民福祉課長。

住民福祉課長（倉科宜秀君） 岳の湯の改修工事の進捗状況につきまして説明申し上げます。

平成24年9月議会において補正予算をご承認いただいた詳細設計業務については、入札により北安曇郡池田町の有限会社志ちや設計と、平成24年10月26日に履行期間を平成25年3月19日までとした委託契約を締結し、数回の現地調査により既存施設の確認を行い、現在、成果品の製作及び確認申請等関係機関への届け出を残しているという状況でございます。この間、既存施設を有効かつ効果的となるよう、介護従事者からのご意見も伺いながらレイアウトを決定してきてまいりました。工事に関しましては平成25年度当初予算案に計上しており、本議会でご承認いただければ、新年度のできる限り早い段階で発注を予定しております。なお、本計画の施設規模では工期が6カ月程度必要ということですので、平成25年の10月ころの開所というふうになると考えております。

以上で答弁を終わります。

議長（下川正剛君） 答弁が終わりました。太田議員、質問はありますか。太田議員。

第5番（太田 修君） それでは、公約のほうの関係でございますけれども、四本柱の四本に限って質問させていただきたいと思っております。

まず、1点目であります財政の健全化の中でございますけれども、ただいま財産の差し押さえ等を行っているということでございますが、滞納に対する件数に対してどの程度差し押さえ件数があるのか。また、定住者の関係でございますが、確かに住民が安心して暮らせる環境づくりももちろんですし、また逆に迎え入れていかなければいけない、ある程度バランスをとってやって

いくべき問題ではないかなと思います。というのは、白馬村に住んでいる方がみんな白馬に残るわけではなく、確かに出ていく人もあります。でもまた入ってくる人を拒まず迎えていかないと、ますます減少化につながるのではないかなと、そんな気がします。そんな中で、一応近隣市町村ではいろいろな形でIターン、Uターンの迎え入れ等に努力をしているわけですが、なかなか白馬村については見えてこないというところが本当のところかなと、そんな気がしております。その辺についてどのように考え、そしてまた今後どんなような方策をとっていくのか、以上2点よろしくをお願いします。

議長（下川正剛君） 答弁を求めます。横澤税務課長。

税務課長（横澤英明君） 私のほうから、滞納処分の件数につきましてご説明を申し上げたいと思います。

具体的なデータはちょっと持ってきておりませんが、毎年滞納処分につきましては決算書に件数を載せてございますのでごらんいただきたいと思いますが、やはりこういう法律に沿った適正な徴収を行っていくということが、一番滞納を減らしていくことができる手段であるというふうには思っておりますので、よろしくお願いたします。

議長（下川正剛君） 答弁を求めます。太田村長。

村長（太田紘熙君） 私のほうから、太田議員から来る、受け入れる対策を講ずるべきだというお話をいただきましたが、私も決して白馬に住みたいという人を拒んでいるわけではございませんので、誤解のないようお願いをしたいと思います。

実はもう大分前のことでありますけれども、議員も十分ご承知だと思いますけれども、バブル崩壊後、大変景気が低迷をしている中で空き家が目立ってきて、その対策に村費を投入して補助をしながらその廃屋対策を解決しようという施策を打ち出したところでもありますけれども、件数が多くて、とても村の一財を投入しての解決は図れないと大変心配をしていたところでもあります。その当時オーストラリアのお客さんが非常にふえてきて、廃屋になるものが買収されてリニューアルをして、そして新しくなってきたということで廃屋対策には大変貢献をしていただき、心配も解消されたところでもありますけれども、まだスキーにかかわりのない地域での空き家が最近目立ってきております。こうしたところへ住んでいただくためにどうしたらいいか、そういう対策は当然講じていかなければいけないと思っております。

したがって、そういう方たちに来ていただけるためには、やはりその廃屋が十分住める環境を整えてやる、そして大きなことはそこで生活の手段が確立されるという保証をしてやること、これが大事なことだと思っております。そうしたことを考えれば、ある地域では廃屋を新しくして、そこに見学に来てもらって住むかどうかを決めていただいているというような事例もあります。そうした事例を参考にさせていただきながら、やはり減少している村の人口増にはつなげていきたいと、こういう思いは私も持っておりますので、またいろいろな提案があればいただきたいと、

このように思っております。

以上です。

議長（下川正剛君） 2点の再質問について答弁がありました。太田議員、質問はありませんか。太田議員。

第5番（太田 修君） まず、1点目の滞納のほう、税の関係でございますけれども、一応この税は憲法で定められているわけでございます。本当に払いたくけれども払えない人、そしてまた、払えるのに払わない人、こういったところをよく私も耳にしているところでございます。その辺についてどのように今後対策をとっていくのか、それから今2点目のU・Iターンの関係でございますが、確かに昨年7月から外国人登録制度が変わりまして、9,000人を割った村がまた9,000人に復帰して現在も続いているということは、確かに外国人の方が白馬に住まわれている人数がおおよそ見当がつくのかなと思います。こちらもまた、それに対する問題点等もぼつぼつ出てきております。それにつきましてはまた観光面のほうでお伺いをしていきたいと思っております。とりあえず、今言いました1点目の徴収に対する取り扱いについてどのようにされるか、お考えをお伺いいたします。

議長（下川正剛君） 答弁を求めます。横澤税務課長。

税務課長（横澤英明君） お答えいたします。

払える能力があるかないかというところでありまして、やはり先ほど最初の答弁で村長が申しましたように、督促状を出しても納まらない場合には滞納処分をしなければいけないということが法律上の文言でございまして、そのために、その滞納処分する財産があるかないかという調査を進めていくわけです。不動産はもちろん、預金や保険いろいろなものも調査しますし、最近では建物の中の動産類、換価できるものがあるかないかというような調査のための搜索というようなことも行っておりますので、そういう調査を進める中で、払える能力があるかないかというようなことを判断しながら進めてまいりたいというふうに考えております。

以上です。

議長（下川正剛君） 答弁が終わりました。太田議員、質問はありませんか。太田議員。

第5番（太田 修君） 今ご答弁をいただきました。全くそのとおり、法律に基づいてやる方法が一番理にかなった方法ではないかと私も感じております。なぜこんなようなことを言うかと申しますと、県の公共事業費の6割が今、維持費にかかっていると言われてるんです。これから村もオリンピック施設等々も抱えながら、これから維持費に向ける経費というのが非常に肥大化していくのではないかと、そんな気がしております。そういったためにも収入、支出のバランスをとる、そしてまた、そういった施設が有効に活用できるような、そんな施策をぜひ進めてもらうためにも必要な財源になってくると、そんな思いをしております。

それでは、2つ目のほうに入らせていただきます。

観光施策についてでございますが、まず1点目といたしまして、25年度観光局は7月1日に多目的の2階に行きますよということを、今同僚議員への答弁の中で伺ったわけですが、今現在ある白馬駅前、白馬村観光案内所、この廃止になるということが、どういう経過でどういう話をされ決まったことか、その辺について伺います。

議長（下川正剛君） 答弁を求めます。太田村長。

村長（太田紘熙君） お答えを申し上げます。

白馬駅前の観光案内所については、一時は振興公社に運営を委託しておりました。しかし、まだ振興公社としては独立採算制を堅持するという点から、観光案内所の維持管理を全て振興公社の負担で運営することは厳しいということが数字上でも明確に出たわけであります。その裏には、あの観光案内所へ寄って宿の紹介を依頼するとか旅行手配とかいうお客さんが極端に減ってきたことにより、収入になる部分が本当に少なくなってきたと、こういうことがございました。

そうしたことから、振興公社に頼るのではなくて、やはり観光局にもこういうものをしてもらうということで、昨年まで観光局に委託をして、双方で人的な人を出していただくことで運営をしてみましたが、結果としてなかなか収支を考えると大変厳しいという状況になりました。そういう中であっても玄関口であることから、この白馬の案内をどうやってしていくか、観光案内所の果たす役はそれなりに大きいものがあるというふうに認識をしている中でいい方法がないかということで、たまたま民間の観光業者の方と事務所を共有することで、より中身の濃い案内ができるのではないかと、こういう考えの中で観光局、そして庁内でも検討をし、その方向を探って今回の提案となったわけでございます。

今の事務所を民間の業者と一緒にすることで、今まで観光案内をしていた場所があくわけでありますがけれども、今あそこは足湯としてそれなりに利用していただいているお客さんも多いことから、冬、トップシーズンのグリーン期における登山客の案内については、登山案内組合員の皆様方にあそこを利用していただく等、いろいろな利用方法もあるのではないかと考えておりますので、あそこの利用方法については今後も考えていきたいと、このように思っておりますが、今鋭意その話を進めているところでありますけれども、なかなか明確な答えが出てきていないという状況でありますので、少し時間をかけながら検討をしてみたいと、このように考えております。ただ将来的にはリニアの計画もございまして、そうした計画に村も便乗して、あその周辺の活性化についてはお互いに協力をし合いたいという話も、JRともしているところでありますので、そうしたことも踏まえながら検討を今後は加えていきたいと、このように思っております。

議長（下川正剛君） 答弁が終わりました。太田議員、質問はありますか。太田議員。

第5番（太田 修君） ありがとうございます。

ただいま、村及び観光局の25年度の主要観光戦略ということで伺いをして、その中で豊か

な時間を長く過ごしてもらえようという国際観光を目指すというようなご答弁をいただいたわけなんですけれども、観光局が7月1日から多目的ホールの2階に移ります。そして白馬駅前の観光案内所が、一応現在民間の施設で共用しながらやっていくというようなご説明でございますが、観光案内所が本当になくなって、実際お客さんのニーズといいますか、お客さんがどういうところをどういうふうに、実際お互いに肌と肌で感じ合う、そういったものがなくなってしまうのではないかと、私はそんな気がしますが、その辺についてどうお考えでしょうか。

議長（下川正剛君） 答弁を求めます。太田村長。

村長（太田紘熙君） 観光局、観光案内所の果たす役割は、まさに人と人の触れ合いから始まりますので、非常に収入に結びつかなくても村のグレードアップにはつながってくる大事な施設だと、このように考えております。したがって、民間の施設と一緒にやることにより、より民間の方の厳しさ、民間感覚での業務運営ができるのではないかと、また行政がやってきたそのノウハウもこの中に生かせるのではないかと、そんな思いもしておりますので、やはりお客さんと触れ合う大切な施設としては、もうお客さんをもてなす姿勢としての原点でありますので、その辺はともに考えていかなければいけないことだと、認識としては当然のことというふうに思っておりますので、よろしく願いいたします。

議長（下川正剛君） 答弁が終わりました。太田議員、質問はありますか。太田議員。

第5番（太田 修君） 確かに私どもも観光案内所に実際勤めてみて、大変さ、あるいはまたお客さんがどんなことを求めどんなことをしているのか、非常に肌で感じたものはございました。そういったものが観光白馬が駅前から窓口が消えるということが本当にいいのかどうなのか、そしてまた、新しい目で考えますと、民間と力を合わせてやるということでございますので、ぜひその辺のところを観光の村として、お客さんがどういうものを求め、どういう目的でどうやって来てくれるのか、その辺のところを間違いなく検証していただき、そんな事業を進めていただきたいと思っておりますし、また観光案内所の跡地利用といたしまして、今山岳関係の人たちがというお話もございました。よそでは結構ボランティアガイドみたいな形で非常に活性化されているというようなお話も聞いております。そういったボランティアガイドみたいな養成をしていく考えがあるのかどうなのか、お伺いします。

議長（下川正剛君） 答弁を求めます。太田村長。

村長（太田紘熙君） お答えをいたします。

太田議員ご指摘の件が、実は私どもは数年前から考えていることであります。こちらのボランティアとしてやってくれる方が確保できれば、私は村の歴史、文化、そういうものを含めてやはり教育をしながら、そういう組織をつくっていくことは大事なことで、こんなふうに思っております。一番感じたのは、諏訪へ行ってみまして、諏訪がそういったボランティアの皆さんによる町なか案内をしているというような状況を見るにつけ、やはりグリーンシーズン期なんかは特

に白馬村でもそうした制度をつくることで、より白馬を身近に感じていただけるのではないかと、今後の課題として十分考えてはおりますので、よろしく願いいたします。

議長（下川正剛君） 答弁が終わりました。太田修議員の質問、答弁を含めて、あと10分ですが、質問はありませんか。太田議員。

第5番（太田 修君） 先ほど1点目のお話をさせていただいたんですけれども、外国人資本によります営業施設がどのくらいあるのか、その辺について村はどのように把握しているか。また外国人の人たちが廃屋にならないための施設を購入しながら営業をされているというような形の中で、ビジネスルールというものがあるのではないかと思います。宿泊すれば当然宿泊の許可、営業許可、そういったものが当然あって出されるべきものだと思いますが、その辺についてどのように実態把握をされ、どのように今現在取り組んでいくのか、そしてまた、そういった指導方法がどのようにされているのか、お伺いします。

議長（下川正剛君） 実態について答弁を求めます。平林観光農政課長。

観光農政課長（平林 豊君） 外国人の方が営業をされている施設は、今月、旅館業組合長並びに協会長さんにアンケートを依頼しまして、現在集計ができていますのは49件であります。そのほかにも外国人が所有し日本人の方が営業されている施設もありますので、それらにつきましては今後調査をしていきたいと思っております。村としても外国人の方がどれだけ施設を営業されているか、施設は村のほうとしては把握する必要があると思っておりますのでよろしくお願いしたいと思います。

議長（下川正剛君） 答弁が終わりました。太田議員、質問はありませんか。太田議員。

第5番（太田 修君） 来ていただきますお客様、そしてまた住民が安全・安心できるリゾート地を確保していかなければいけないのではないかなと思います。そういった意味で外国人経営の件数、並びにどういう方がどんなふうにされているのか、個人情報にかからない範囲の中でそういったところをぜひ把握して行ってほしい、そしてまた適切な指示、指導がしていただけると、そんな思いをしております。

次の評価制度の関係でございますけれども、一応評価制度の必要性は、各事業の成果を評価したり、あるいはまた改善につなげ効率的かつ効果的な成果を上げていくことに意味があるわけでございます。正直、今いろいろ見えていますと結構これについて特産品事業につきましては、インターネット等を活用して販路拡大を検討すべきではないかとか、いろいろな意見が出されておりますが、その辺についての対応等もお伺いしたいのですが、時間の関係で飛ばさせていただきます。

また、それからスノーハープの関係でございますけれども、今年度一応表土等を改善するということでございます。正直言いまして、金はかけたけれども効果が出なかったということでは何ら意味もないことでございますので、ぜひその辺のところは調査の上の調査をしていただきなが

ら、確実によくなる方向での検討をお願いしたいと、そんなふうに思っております。

それでは、次の問題に入らせていただきます。

公害防止条例の制定についてお伺いするものでございますが、先ほどのインバウンド等とも関係してきますが、先日のマスコミ報道でインバウンド事業に取り組む白馬村の新たな問題点ということで報道がございました。生活環境の違いから来る問題点などが指摘をされているところでございますが、インバウンド事業に取り組むリゾート地として、お互いに気持ちよく過ごせる環境づくりが必要と感じています。県では昭和48年3月に県公害防止に関する条例が制定をされておりまして、その6条の中に、市町村は住民の健康を保護し、良好な生活環境を保全するための責務を有するという文面がございます。ぜひこの条項等を参考にいただきまして、村の公害防止的な条例が制定できないものかお伺いをしたいものでございます。

水の汚濁関係につきましては、私が去年の9月の定例議会だったかと思われませんが、実際に排水等が河川に流出している、そういった問い合わせが村のほうに何件かありますというような答弁をいただいておりますし、それからまた、一部の外国人とは聞いておりますけれども、本当に文化の違いから深夜に花火をやられたり、あるいは大声を出したり歌を歌ったり、あるいは自分がどこの宿泊所かわからず違う宿で寝泊まりをしてしまうというようなことで村、警察、あるいは関係者で話をしたというような経過がございます。ぜひそんなことを……。

議長（下川正剛君） 太田議員、答弁時間がありませんので。

第5番（太田 修君） ということで、この条例制定についてお伺いをしたいと思います。

以上よろしく申し上げます。

議長（下川正剛君） 答弁を求めます。村長、時間が3分しかございませんので、それなりに答弁をお願いします。

村長（太田紘熙君） 2つ目の公害防止条例の制定改革についてお尋ねであります。

まず1点の水質汚濁及び深夜騒音等に関する条例制定についてであります。

水質汚濁につきましては、生活排水による水源汚濁を防止することを目的に設置をした白馬村合併処理浄化槽設置要綱において、規定を定めております。浄化槽法においては、保守点検や清掃が定められた基準に適合していないなどの違反者に対するさまざまな罰則規定が定められております。浄化槽が管理されていないのではないかと、あるいは違法に河川放流しているのではないかなどの通報があった場合には、地方事務所の環境課と協力して対応をしているところであります。何よりも情報をいただくことが一番大事なことで、このように思っております。また、河川へのごみの投棄についても、毎年塩島、通地区等の懇談会の折に、上部から雑多なごみが流されてきており、水路の詰まりや環境美化の面で地元が片づける労力にも限界があるとの大変お怒りの声もお聞きしておるところでございますので、行政としてはそうした実態を区長会、あるいは衛生組合長会等をお願いをしておりますけれども、なかなかその解消ができていないとい

うのが実態でありますけれども、根気よく啓蒙啓発を続けてまいりたいと、このように思っております。

それから、深夜の外国のお客さんによる騒音につきましては、県の公害防止に関する条例及び公衆に著しく迷惑をかける暴力的不良行為等の防止に関する条例の範囲で、警察とも連携をしながら取り組みをしております。したがって、今のところ、新たな村独自の条例制定は考えておりません。議員のご質問はそうした事例のあったこととお聞きしてお尋ねだと、このように思っておりますが、規制をする前によく地域の皆さんとも、また我々とともに日本の歴史文化を説明をし、お互いに理解し合うところが何よりも大事ではないかと、このように考えておりますので、そんな姿勢を今後も続けながら安心して暮らせる、また安心して訪れて楽しんでいただけるまちづくり、観光地づくりをともに進めていくことが一番肝要だと、このように思っております。

以上です。

議長（下川正剛君） 太田修議員の質問時間が終了をいたしました。第5番太田修議員の一般質問を終結いたします。

第5番（太田 修君） どうもありがとうございました。

議長（下川正剛君） 次に、第10番小林英雄議員の一般質問を許します。第10番小林英雄議員。

第10番（小林英雄君） 10番日本共産党の小林英雄です。

32回目の一般質問をさせていただきます。

まず、質問の項目は2つでございます。村民の暮らし、村民の生活を守る対策について、2つ目は下水道受益者負担金問題についてであります。

まず、生活保護の関連を中心に質問をさせていただきます。

政府は、今年度予算で生活保護基準を本年8月から引き下げると閣議決定をしております。とんでもないことであります。憲法第25条の、言うまでもないことですが、健康で文化的な最低限度の生活の水準は国の財政事情により変動するものではない、国の財政事情により生活保護費を切り捨てる、こんなことをしていいものであるか。また生活保護費の引き下げは受給者以外の村民の暮らしにも重大な影響を及ぼすこととなります。全国の生活保護受給者数215万人を超えております。日本弁護士連合会、この調査でわかったことですが、実際に生活保護を受けている人、これは人口比率でいきますと1.6%、これはヨーロッパの先進国に比べますと際立って低いということになります。ちなみにドイツでは9.7%、それからイギリスでは9.2%、スウェーデンでも4.5%、これはもう日本が際立って低いということになります。

さて、白馬村の生活保護受給世帯は、平成10年度には11世帯あったということでございます。その後少しずつではありますけれども現在は16人ということです。この数字から見ますと、これは生活保護は憲法25条に基づく国民の権利ですが、白馬村の人口8,958人これは昨年4月1日現在ですけれども、それに対して生活保護受給世帯は0.1%にすぎません。これは日

本の人口比率の10分の1にとどまっています。これは実に低いというか少ないというか、これは白馬村が村民が豊かであるということにはならないのではないかと。それには昨年来私どもの組織が暮らしのアンケートを実施いたしました。その調査結果によりますと、村民の暮らしは厳しいものがある、これが浮き彫りになっております。そういうことで以下の質問をさせていただきます。

まず、村民の暮らしを守る対策ということで生活保護利用者が全国的にふえておりますけれども、村内の生活保護利用者は平成10年度に11世帯ということでございます。少しずつ増加はしておりますけれども、現在は15世帯というふうに聞いております。その数は村民の生活実態からすれば大変に少ないというふうに思われてなりません。これはいいことか悪いことか、生活保護は繰り返しになりますけれども、国民が健康で文化的な生活を営む権利であり国の責任であります。生活保護は恥ずかしいと思う、そういう村民の意識があるためではないか、こんなふう感じております。そのためにも、私は生活保護の制度がよくわからないのではないかと、こういう制度を懇切丁寧に知らせるといことも一つ行政の仕事ではないかと思っております。つまり、これは住民課のお話を課長から伺ったんですけれども、生活保護の相談、あるいは直接生活相談、そういう生活相談のしやすい対策をとるべきではないか、そういう意味でこの質問をさせていただくわけでございます。

それから、2点目は、安倍内閣が計画している生活保護基準の引き下げは、生活保護利用者だけでなく、非課税限度額、就学援助金などさまざまな低所得者に影響すると思われま。村民に影響する制度にはどんなものがあるか、また影響が及ばないようにすべきではないか、この2点であります。よろしく申し上げます。

議長（下川正剛君） 答弁を求めます。太田村長。

村長（太田紘熙君） 小林議員からは、大きく2つの質問をいただいております。最初の1つ目の村民の暮らしを守る対策について2項の質問をいただいておりますので、順次お答えをさせていただきます。

まず、1点目の生活保護の制度を知らせ、相談しやすい対策をすべきではないかのお尋ねでございます。

ご存じのとおり、生活保護は生活に困っている人に健康で文化的な最低限度の生活を保障し、自分の力で生活できるようになるまで国が援助するという制度であります。この制度は持っている能力や資産などあらゆるものを使っても、なおかつ最低限度の生活ができない場合に行われることとなります。そのために制約を受けるに当たり、次の4つのことが必要となります。小林議員も十分ご承知のこととは思いますが、説明をさせていただきます。

1つ目は、持っている資産を活用する、これは必要なもの以外の処分等により生活費に充てることを言っております。2つ目は能力に応じて働く、これは働くことのできる人は能力に応じて

働いていただくということを意味しております。3つ目は扶養義務者からの援助を受ける、これは親族等から、可能であれば金銭等の援助をお願いするものであります。最後となります4つ目は、他の法律による援助が優先される、これは障害者自立支援法や年金給付等を指しているものでございます。以上のようにあらゆる努力をしても最低生活が営めない場合には、初めて生活保護が受けられることとなります。

議員からの生活保護の相談は、恥ずかしいと思う村民の意識があるためではないかといったご質問でありますけれども、村では、白馬村地域包括支援センターが実施をしている高齢者への訪問や相談、白馬村居宅介護支援事業所等が行っている業務などにより、高齢者については関係機関との連携が図られているものと思っております。やはり現役世代に関しては、そういった情報については民生児童委員との情報共有や、直接ご本人が電話や来庁による相談といった行動を起こさないとわからない部分がございますので、村では社会福祉協議会への委託事業で実施をしている心配事相談を年数回開催するなどして対応をしているところであります。

しかし、生活保護の相談というものは非常にデリケートなことがありますし、給料や年金等の収入が最低生活費を下回った場合について、その差額を保護費として支給することとなります。このように世帯ごとに状況が異なりますので、広義的には制度は知らせることはできますが、相談者の多くは幾らもらえるのかが一番関心部分となりますので、個々の資産や収入の状況を伺わないと判断ができないということが難しい部分であります。生活保護の相談は、これまでも窓口カウンターではなく住民福祉課奥の相談室等を利用するなど、プライバシーに配慮した対応を行っております。説明は冊子を用いて制度の説明をしておりますので、遠慮なくご相談いただければと思います。役場に相談があった場合には必ずご本人の状況等を伺い、生活保護を実施する北安曇福祉事務所に状況を伝え、再度、福祉事務所の担当者と一緒に相談に乗っているところであります。住民福祉課窓口で生活保護の申請を拒絶するというようなことは一切ありませんので、よろしく願いをいたします。

2つ目の生活保護基準の引き下げは、生活保護利用者だけでなく非課税限度額、就学援助金などさまざまな低所得者に影響すると思われるが、村民に影響する制度にはどんなものがあるか、また影響が及ばないようにすべきではないかというご質問であります。

厚生労働省では、生活扶助基準の見直しに伴い他の制度に生じる影響についての対応方針について、次のように示しております。1つ目として、個人住民税の非課税限度額等についてですが、これは医療保険等の自己負担限度額の軽減などを示しており、平成25年度では影響はないとしており、平成26年度以降の税制改正で対応することとしています。また、非課税限度額を参照しているものも、平成26年度以降の税制改正を踏まえて対応することとしております。2つ目として、その他生活扶助基準の見直しに直接影響を受け得る国の制度については、それぞれの制度の趣旨や目的、実態を十分考慮しながら、できる限りその影響が及ばないよう対応することを

基本的な考え方としております。これは就学援助や保育料の免除及び児童養護施設等の運営費を示しているところであります。

このように平成25年度については、国の生活扶助基準の見直しを受ける制度については村民に影響する制度はないものと、今現在判断をしているところであります。長野県においても、阿部知事はさきの県議会において、県の裁量の余地がある制度については、制度の趣旨や目的、実態を十分考慮しながらできる限りその影響が及ばないように対応すると答弁をしております。白馬村でも、業務の名称以外で生活保護を例規上規定している条例、規則、要綱、要領等は28あり、県同様に村の裁量の余地がある制度については、制度の趣旨や目的、実態を十分考慮しながら、できる限りその影響が及ばないように対応したいと考えており、今後における制度の改正を注視をしてまいりたいと、このように思っているところでございます。

最初のご質問についての答弁は、以上でございます。

議長（下川正剛君） 答弁が終わりました。小林議員、質問はありませんか。小林議員。

第10番（小林英雄君） 答弁をいただきました。

先日、住民福祉課で、私も今村長が話されたことは同じことを課長からも伺いました。それが万全であればそれにこしたことはないわけですが、やはり私が心配するのは、今度のこの質問をするに当たって、先ほども日本弁護士連合会の話をちょっとしましたが、ここに、今日本の生活保護制度はどうなっているか、こういうチラシ、パンフと言っていると思うんですけども、これを読みますと、本当に生活保護とはこんなことだと、自分は知っているつもりでいても、やはり知らない方がやはり村民の中にはまだまだいるんじゃないかと思うんです。これはまあ実にコンパクトにまとめた、こんなパンフもこの手の種類のものはもうたくさん出ているので、これは特別室を設けて奥の部屋でもって生活相談かたがた生活保護の相談もされているという話なんですけれども、やはり私は住民課長とこの間話をする中で、実際に生活保護そのものだけをとりますと、非常に相談件数が多いときでも年間で8人とか10人とか、これはどう考えても、今の白馬村の経済状況といえますか、スキー産業なんかもうんと低迷しているわけで、大変な状況の中で少ないのが不思議に思えてならないんですよ、それは結構なことなのかもしれませんけれども。しかし、私はこの生活保護とは一体何なんだ、どういうことなんだろう。というのは、これも課長との対話なんですけれども、生活保護を受けたいんだけどというような、それでいろいろ聞いてみると、もうとても生活保護を受けられるような境遇ではなくて、何言っているんだと、これはそれこそ申請書を書く前の、もう誰が聞いても生活保護なんか受けるような、そんな暮らしではないと、そういうようなことでとんでもない方もたまには見えるということなんです。

やはり、私は繰り返しますけれども、この制度そのものをもう少し懇切丁寧にPRするぐらいのことはされてもいいと思うんです。それから、なぜこういうことを言うかということ、やはり

そうは言っても生活保護、今非常に問題になっているのは、芸能人の母親が生活保護を受けていたとか、いわゆる生活保護バッシングというのが非常にはやっているわけです。ですから、やはりもう少し気軽に相談窓口といいますか、何かやはり生活保護というのは決して恥ずかしいものでも何でもないので、先ほどもヨーロッパの国の話をしましたけれども、それがもう本当に制度の一部というか身にしみてそれが定着しているという点で、国民性の違いもあるかもしれませんが、やはりもう少し生活相談窓口のようなものを、あるいはこういうパンフレットなんかも用意しておいて、それから申請書なんかも置いておくと、そういう自治体もだんだんふえてきていますから、そういう措置を、ぜひそういうことをやってほしいという意味で言っております。

それから、2つ目の阿部知事の話、これは阿部知事のこの間の県議会での答弁、これは本当に私も評価したいと思うんです。要するに引き下げによって影響を受ける制度が21件あって、県に裁量のあるものはできるだけ影響が及ばないようにしたいと、これについても、今太田村長はそういうスタンスでこれからも対処するというので、そういうふうに阿部知事と同様のスタンスで臨むということをちょっと確認させていただきたいんですけども、それでよろしいでしょうか。

議長（下川正剛君） 答弁を求めます。太田村長。

村長（太田紘熙君） 村の裁量でできるというのには前向きに検討をしてみたいと、このように考えております。

議長（下川正剛君） 答弁が終わりました。小林議員、質問は。小林議員。

第10番（小林英雄君） それでは、もう少しこの生活保護問題について触れさせていただきます。

追加質問ということなんですけれども、政府の統計で年収200万円以下の労働者が1,000万人を超えたということになっております。これは白馬村ではどうかということなんですけれども、わかる範囲で結構です。それから2つ目なんですけれども、年収200万円以下の家庭は生活保護を受けるべきだと思われるんですけれども、利用率が0.1%にとどまっている。これは非常に低いんですね、この理由というのはどういうふうに考えられていますか。

1つ目は政府の統計ですね、200万円以下の労働者が1,000万人を超えたという。白馬村はこれはわかる範囲で結構なんですけれども、どうなんでしょうかと。これは正確な数字ではなくて要するに白馬村はどうかということなんです。それから2つ目は、200万円以下の家庭は生活保護を受けるべきだと思われるんですが、利用率が0.1%にとどまっている理由は何だと考えられますかということです。この2つ、もしおわかりでしたら。

議長（下川正剛君） 答弁を求めます。倉科住民福祉課長。

住民福祉課長（倉科宜秀君） 年収の件については、私のほうでは把握はしてございませんので、答弁は控えさせていただきます。それと、200万円以下の家庭については、なぜ生活保護を受けないのか、その原因はと、どう考えるかというところがございますが、皆さん、頑張れるだけ

頑張ると、自分で頑張るんだと、そういうお考えの方が多いのではないかというふうに思います。
以上です。

議長（下川正剛君） 横澤税務課長。

税務課長（横澤英明君） 年収についてでありますけれども、現在、住民税のデータの中でわかるかどうか調べておりますので、よろしく願いいたします。

議長（下川正剛君） 利用率の低い理由についての答弁漏れがありますので、その関係について答弁をお願いします。倉科住民福祉課長。

住民福祉課長（倉科宜秀君） 利用率というのは、年収200万円以下のご家庭で生活保護を受けていない比率が多いんだという、それは先ほど申し上げたつもりでおりますが、できるだけ自分の収入の中で生活をしていきたいというふうに考えておられる方が多いというのと、ご親族の方等からの援助、それと自分の持っている資産の処分、そういうところで皆さん頑張っておられる方が多いのではないかというふうに思います。

以上です。

議長（下川正剛君） 答弁が終わりました。小林議員、質問はありませんか。小林議員。

第10番（小林英雄君） この問題については、繰り返しになりますけれども、要するにもう少し徹底して、生活保護、この制度は一体何だというようなことは本当に懇切丁寧にこんなもんですよと、これは相談窓口もあって誰でも受けられるんですよという、いろいろ制限はありますけれども、要するに生活保護とは何だろうというようなことをPRするぐらいのことは、行政として当然やるべきではないかと、このことが1つと、それからやはり引き下げによって今までサービスが受けられていたものが受けられなくなると、そういう心配があるからこういう質問をさせていただいているので、そういうことに対して先ほども村長の答弁にありましたように、これは阿部知事と同じようなスタンスで臨むということなので、この2つをぜひ考えていただきたいということで、下水道の質問に移らせていただきます。

それでは、次の質問に移らせていただきます。

下水道の関係でございますけれども、まずこの問題についてはご存じのとおり、昨年夏以来下水道特別委員会を設けまして、議会としても昨日でちょうど17回の特別委員会を開催いたしました。実感ですけれども、これは異例といえば異例ですね、17回開いたと。しかし一向にこの下水道の負担金問題についてなかなか全容解明に至らない。知恵を絞っているいろいろなそれなりの努力は重ねてきたわけですが、やはり17回というのはちょっと異例だなという感じがいたします。それほど奥深い問題だと思います。

そこで、多少同僚議員とダブる質問が入っておりますけれども、住民監査請求の結果をどのように受けとめているかということ。それから2点目は、加入分担金徴収規則は違法と思われると、また現在の受益者負担金制度の存続は支払い済みの土地、時効の土地、賦課がえされた土地、徴

収猶予の土地、加入分担金賦課の土地、（加えて、今度は区域外流入分担金制度の新設）も予定されているようなので、それらが混在をし、管理する上でも把握が困難ではないかと、それから住民監査の結果の意見でも、新しい制度の制定、このことに言及しております。全面的改正に踏み込むべきではないかというのが質問の要旨でございます。よろしくお願いいたします。

議長（下川正剛君） 答弁を求めます。太田村長。

村長（太田紘熙君） 小林議員 2 つ目のご質問であります。下水道受益者負担金問題について、1 つ目は住民監査請求結果をどう受けとめているかとお尋ねでございます。

一般質問の最初の篠崎議員に全てお話を申し上げました。重複するところは避けてお話をさせていただきたいと思いますが、この不祥事につきましては、事件が発覚して以来、そしてまた今定例会の冒頭にも申し上げさせていただきましたが、この下水道受益者負担金問題等で村民の皆様からの行政に対する信用を大変大きく失墜をさせてしまい、今を預かる長としてまことに申しわけなく思い、おわびをするところでございます。

この住民監査請求の結果につきましては、2月18日に監査委員から勧告がなされたものでありますし、その内容を真摯に受けとめ、対応をしまいたいと考えております。この対応につきましては篠崎議員にもお答えしたとおりでありますけれども、報告書の最終ページに記載をされましたそれぞれの検討事項についても重く受けとめ、行政への信頼回復と山積する課題解決に向けて、最大限の努力を惜しまずに取り組んでまいりますし、そのために庁内の組織体制の見直し、そして職員育成などのソフト面も含めてあらゆる方向から取り組みをしなければと、今既に取り組んでいるところでございますので、ぜひご理解のほどお願いをいたしたいと思っております。

それから、2 つ目の加入分担金徴収規則は違法と思われる、現在の受益者負担金制度の存続は支払い済みの土地、賦課がえされた土地など混在し、管理把握が困難であり、住民監査の結果でも新しい制度に言及をしている、全面的改正に踏み込むべきではないかとお尋ねであります。

平成13年度に白馬村下水道加入分担金徴収規則を施行して12年が経過をしております。当時は、議会の皆様にご理解をいただく中で受益者負担金条例を改正をして、加入分担金制度を制定をしております。現在、受益者負担に関する条例第11条第3項による賦課がえ物件は168件、10.7ヘクタールで第6条第1項による加入分担金賦課は138件、17.2ヘクタールでございます。小林議員おっしゃる現在の制度を新たな制度に改正するとすると、この約28ヘクタールの取り扱いについて慎重に検討をしていかなければならないと考えております。下水道の専門家の方などにも相談をしながら、どう改正するのがよいのか、今後検討してまいりたいと考えております。

なお、受益地の管理につきましては、受益者負担金管理システムを現在の三谷コンピュータシステムから株式会社電算のシステムに変更することにより、猶予地を含む受益地が適正に管理できる環境が整うと考えております。システムを変更することによって、税務課の資産税システム

による固定資産税のデータとの連動が可能となり、土地の移動データが新たなシステムに情報提供されることとなります。平成25年度、新システムを導入して入力作業やテストを行い、新システムへの切りかえは平成26年度となります。いずれにいたしましても、二度とこうしたことが起きないように、その対策を真剣に、そして一日も早く取り組みを進めてまいりたいと、このように思っておりますのでよろしくお願いをいたしたいと思えます。

また、つけ加えますけれども、この勧告を受けての対応については、やはり公平、客観的に判断をしていくための第三者委員会の立ち上げについても冒頭お話をしたとおりでございます。そうした方々の専門的な見地からのお話を伺いながらまた結論を出してまいりたいと、このように思っているところでありますので、よろしくお願いをいたしたいと思えます。

以上で、下水道受益者負担金問題についての答弁とさせていただきます。

議長（下川正剛君） 答弁が終わりました。小林議員、質問はありませんか。小林議員。

第10番（小林英雄君） それでは、最初の篠崎議員と多少重複するところがあるんですけども、それはそれといたしまして、それでは住民監査請求の結果について、村長の挨拶では、勧告内容を真摯に受けとめ対応するというところでございますけれども、これは簡単な質問をさせていただきますのでお答えいただければよろしいかと思うんですが、勧告内容、1億円を超える時効額に対して950万円の損害賠償額ということになっているんですけども、これについてどういう感想を持っていらっしゃいますか。

議長（下川正剛君） 答弁を求めます。太田村長。

村長（太田紘熙君） この辺についてもそれぞれ長い経過の中で携わった方々もおいでであります。そうした経緯も踏まえながら990万円の損害賠償が適正であるかどうかということについては、今私のほうから答弁することは差し控えさせていただきたいと思えます。

しかし、この問題を避けて通ることができないことから、専門家の立場で、またこの問題については国内という表現がいいかどうかは別にして、各県でもこの件数は非常に大きいものがございいます。そうしたことも踏まえながらそうした専門家に答えを出していただくことが、村民の皆様にも一番納得していただける方向ではないかと、こんなふうに考えておりますので、その結論を出すために第三者委員会の立ち上げについてこの最終日に議案として上程をさせていただきますので、ご承認をいただき、すぐその作業に取り組んでまいりたいと、このように思っておりますので、ぜひご理解をいただきたいと思えます。

議長（下川正剛君） 答弁が終わりました。小林議員、質問は。小林議員。

第10番（小林英雄君） 2つ目の質問の点なんですけれども、つまり違法ではないかということなんですけれども、次の3つの角度から受益者負担金制度の全面改正をすべきだと思う、そういう立場でちょっと質問させていただきます。

1つは、加入分担金徴収に関する条例規則は、4点で違法と私は思っているんですね。1つ目

は、債権の性質を公債権から私債権に変えてしまうという点です。受益者負担金加入分担金ですね。それから私債権である加入分担金には消費税も課税されるという変わり方になります。それから2つ目、債権の内容は金額も納入期も変えてしまう点、場合によっては払わなくてもよくなることにしてしまう、時効もなくしてしまう、こういう問題点が含まれています。それから3つ目、受益者負担金徴収の根拠は都市計画法第75条であります。加入分担金徴収の根拠を地方自治法224条としている、二重の賦課ではないかという、この点です。それから4点目、分担金は地方自治法第228条で条例で定めていることになっていますが、条例で定めていない。この4つ、これはどう考えても違法な条例で、規則は改正すべきではないかというふうに私は思います。いかがでしょうか。4つ挙げました。

議長（下川正剛君） 答弁を求めます。太田村長。

村長（太田紘熙君） 私のほうからお答えをさせていただきますけれども、私も専門家でないことでもありますので、担当課長のほうからもこれについて説明をさせていただきます。

この公債権を賦課がえによることによって、債権の性質が公債権から私債権に変わってしまうということ、それから私債権であることになれば、納入方法も当然変わってくる、結果として払わなくてもよくなるのではないかということ、都市計画法の75条から二重賦課になるのではないかと、こういうお尋ねでありますし、分担金についても、規則での制定はおかしいのではないかとということでのご質問であろうかと思えます。

決して小林議員ご質問のことに対して、私の立場としても違うとは言い切れないところもありますけれども、議員のご指摘を、議員としてのお考えで当然のことだと思っております。そうしたことも十分理解をする中でも、私どもの勝手な判断を下すよりも、今、小林議員おっしゃられたことも踏まえながら専門家に検討していただくという方針を決めておりますので、時間をいただく中で結論を出してまいりたいと、このように思っております。

私からは以上であります。

議長（下川正剛君） 窪田副村長。

副村長（窪田徳右衛門君） 今後の対応につきましては、今村長が申し上げたとおりでありますし、また勧告書の最終ページに制度見直しというような意見が載っていますので、そういう対応をしたいと思えますが、いわゆる賦課がえについては、私もこの場で何回か答弁をさせていただいております。都市計画法第75条にあります賦課を受ける者の範囲及び徴収の方法については市町村の条例で定めるということで、賦課がえについても白馬村公共下水道受益者負担にかかわる条例の第6条の中に、分担金徴収規則に委ねるといような条項が載っています。これが全て補完をしているかどうかということと若干疑念のあるところでもありますけれども、条例から規則に方法を委ねていると、大枠は条例で定めて詳細については規則に載せているということ判断をしておりますし、一方、これ時効の中断ということ、当初の導入の考え方としては、民法の147条

で規定されています、承認による時効の中断が適用できるのだらうという解釈で、当初導入したというふうに伺っております。

私からの説明は以上です。

議長（下川正剛君） 答弁が終わりました。小林議員、質問は。小林議員。

第10番（小林英雄君） ちょっと消化不良の感じがいたしますけれども、今これは違法ではないかということで質問させていただいているわけなんですけれども、2つ目に、現在の受益者負担金制度は支払い済みの土地、それから時効の土地、賦課がえされた土地、徴収猶予の土地、加入分担金賦課の土地、それに加えて、今度区域外流入分担金制度の新設ということですよ。こういったことが混在してしまっているんですよ。これは非常に監査報告でも再三言われているんですけども、要するに混在していると、今申し上げたことが。管理、把握が困難ですと、複雑性の一例は、先ほど参考に表をお配りしたところなんですけれども、複雑な下水道受益者負担金制度の例として、先ほどちょっと配付させていただいた表があるんですけども、要するに今申し上げたとおり、このままこれを続けてこの制度のままこれから進んでいくと、今後も間違いなくこれ多発することは容易に予想されるんですよ。

それで、3つ目は、住民監査の結果の意見でも1、350円と900円の単価が混在している。転売により所有権が移転したときなどには、これはまた事務的にも混乱すると思います。それから、よくあります分筆、合筆、それから相続、これはまた複雑になりますよね、そういった複雑な事務管理が続くことになるんです。事務処理の理論的整合性をとることと現実の乖離に悩むことになる。これは監査の中でこういう言葉であらわされているわけです。今るる申し上げたことが、事務作業としても大変だし時間もかかるし、何よりも複雑です。

新しい制度にすべきだというふうに言及しているわけです、監査は。繰り返しになりますけれども、先ほどの1のところでは、違法性の解消と事務処理の混乱を避けるため全面的改正に踏み込むべきではないかというのが、私の見解です。じゃ、そうしますというふうな答弁はなさらないと思うんですけども、一応ここまで申し上げておきます。

そして、先ほどの違法性の問題に対する答弁については非常に歯切れが悪くて、私もよくわかりません、そういう答弁では。全面的な改正、つまり制度改正ですよ、この機会に行わないと、今行わないと、このままの制度で下水道問題をこのままいくということは、私には、ますます混乱するし時間もかかるし、また新たな何か問題が起きることが容易に想像できるわけです。ですから、将来に禍根を残さないためにもやはり全面的に改正する、新しい制度をつくるという、そういう決意を今されたらどうですかというのが、私の今の気持ちです。いかがでしょうか。

議長（下川正剛君） 答弁を求めます。太田村長。

村長（太田紘熙君） 今、議員ご指摘の、全面改正をするという約束をこの場でしろということ等をお聞きをいたしました。私は非常に歯切れの悪い言い方になってしまいますけれども、そうし

た結論を出していくにも、第三者委員会的なものをつくってきちんと検証をし、今後の運営について、このことでもいいのかどうなのか検討は当然していくわけでありますけれども、違法かどうかということについては違法という解釈もございます。今私が合法だとか違法だとかということについての断定は差し控えさせていただきますけれども、確かにこうした制度をつくったためにというか、制度の趣旨に沿っていきますと、今後区域指定されている土地の移動等について大変な労力を使っていくことになるわけでありますが、その使った労力が完璧なものになってくれれば、またしていかなければいけないという事務量のふえること、それをこれから今後将来にわたってずっと続けていかなければいけないという状況も、把握はできます。そうしたことも片方には控えながらも、今まで20年近く当初のつくった制度でやってきたこと、今変えることによる整合性等も考えると、非常に結論を出すには我々の能力では難解だと、こういうふうに思っております。決して他意を持っているわけではありませんけれども、そうしたこともぜひご理解をいただいて、私どもが進める委員会等にも具体的に問題点を提示しながら検討していただくことをしながら結論を導いていきたいと、こんなふうに思っておりますので、ぜひご理解をいただきたいと思っております。

議長（下川正剛君） 答弁が終わりました。小林議員、先ほどの生活保護の関係についての質問がありますが、税務課長から発言を求められておりますので、税務課長の発言を許します。横澤税務課長。

税務課長（横澤英明君） 先ほどの年収200万円以下の人数ということですが、ご希望の数字はデータとしては提供できる数字はございませんけれども、住民税の課税標準というものの額でよければ数字が提供できるのですけれども、余り例えば給与が65万円ですと給与所得控除で60万円引かれてゼロになるとか、基礎控除が33万円あるとか、社会保険料、国保や年金それから扶養の控除、あとそのほか医療費やいろいろな控除があるわけですけれども、その引いた答えでありますけれども、10万円以下の金額の人が213人、10万円を超え100万円以下が1,504人という状況になっております。一応参考までに申し上げました。

議長（下川正剛君） 小林議員、よろしいでしょうか。

第10番（小林英雄君） はい。

議長（下川正剛君） それでは、2番目の一般質問の再質問を行います。小林議員、質問はありませんか。小林議員。

第10番（小林英雄君） 時間がなくなりましたので急ぎますけれども、先ほどの違法の問題についてはちょっと納得いかないことがたくさんあります。

住民監査請求の結果なんですけれども、結果では、1平方メートル当たり900円という法外な負担金の額、これ法外だと思います。それから建物もないのに全ての土地に賦課した、巨費を投じて合併浄化槽を整備した、こういう村民の疑問やクレームがあるんです。これに対して職員

が対応し切れなかった状況も監査の中で述べられております。それから、昨年これだけ問題になっている受益者負担金問題なのに、25年度一般会計予算文化財保護費で、加入負担金として計上する、これもちょっと混乱していると思います。それから住民を説得することが困難な制度である、複雑で間違いが起きやすい制度はやはり改善することが必要だということ、しつこいようですけれども、繰り返し申し上げておきます。

それから、全面的な改正の検討に当たってはよく出るんですけれども、第三者委員会、これは先ほど朝の篠崎議員のところでは審査会というんですか、これは同じだと思っただけなんですけれども、これはもう当然第三者委員会を活用すべきであるというふうに思います。第三者委員会は法律や行政の専門家もメンバーにするというので、受益者負担金問題の全容解明と新しい制度、私がここで申し上げるのは全面的改正ということを念頭に置いての新しい制度です。そういうことを第三者委員会、あるいは審査会でも結構ですけれども、依頼すべきだというふうに私は思います。

すみません、時間がなくなりましたので、もちろん改正案は村民の納得するような内容でない、それから内容と手続、そういうことが条件になると思うんです。それで、私はこの全面改正の内容は次のようなことが考えられると思うんですけれども、一応これは申し述べておきます。4つ申し上げますけれども、これは接続するときに支払う制度、これがいいと思うんです。それから2つ目、賦課は建物を基本とすると、それから3つ目、これは先ほども申し上げました、金額が理解できる程度にする、それから4つ目は新しい制度へ再計算をして過払いは返還する、こういうような内容を盛り込んでいただきたいというふうに思うんです。

もう最後になりますけれども、これは申し上げるだけにしておきます。最後に、今議会に白馬村公共下水道流入区域外流入分担金の徴収に関する条例の制定が提案されていますけれども、これが制定されますと、先ほどから申し上げておりますように、ただでさえ複雑なところへ一層複雑になるという、そういう懸念があるから、この新しく出た条例、私は反対の態度をとっているわけです。今まで以上に間違いが多くなると思います。要するにこれは複雑になるということです。

それから、もう一つは、いわゆる賦課がえ、加入分担金賦課による加入分担金に加えて新たな分担金が出てくることになるんですよ。今でも負担金か分担金かわからない。これはどういうことかと言いますと、先日来……。

議長（下川正剛君） 小林議員、今は一般質問です。答弁の時間がありません。簡潔にお願いします。

第10番（小林英雄君） 教育委員会の文化財保護費の予算説明で、これはもう明らかに証明済みです。新たな分担金の制定で混乱はさらに大きくなることは目に見えていると私は思います。現在でも区域外流入が認められ、受益者負担金を一括納入した場合には前納報奨金が払われておりますけれども、この条例が制定されると前納報奨金はなくなります。それから提案説明にはありま

せんでしたけれども、これが果たして理解されるかどうかということ。申しわけありません、本当に時間がなくなってしまうとおわび申し上げますけれども、要するに、このような複雑にする条例は制定しないほうがいい。受益者負担金制度を全面的に改正することを改めて求めて、質問を終わらせていただきます。

議長（下川正剛君） 小林英雄議員の一般質問が終了いたしました。第10番小林英雄議員の一般質問を終結いたします。

ここで、3時15分まで休憩といたします。

休憩 午後 3時01分

再開 午後 3時15分

議長（下川正剛君） 再開をいたします。

次に、第7番田中榮一議員の一般質問を許します。第7番田中榮一議員。

第7番（田中榮一君） 7番田中榮一です。

今回は3つの質問を用意いたしました。1つに防災事業計画について、2つ目に省エネルギー対策について、3つ目に次世代育成支援についてであります。

いまだ30万人を超える避難されている方々が、まだふるさとに帰れない状態が続いております。まだまだ大震災の復興の日はほど遠いようであります。一日も早く穏やかな日常生活が人々に戻りますように、心から願うものであります。東日本大震災から2年がたちました。大震災を教訓として大規模な自然災害への備えは急務であります。次のことについて伺います。

1つ目として、見直しが進められています白馬村地域防災計画の進捗状況は。2つ目として、昨年実施された大規模土砂災害を想定したロールプレイング防災訓練の予定はことしはありますか。3つ目として、国は防災無線のデジタル化を進めておりますけれども、村として整備計画はありますか、あるとすれば、予定年度と予算規模はどのぐらいと想定されておりますか。4つ目として、村内には老朽化している水道ポンプ、水道管など、災害時心配されているインフラが多いと聞いておりますけれども、その整備計画はつくられておりますか。この4点について村長にお伺いをいたします。

議長（下川正剛君） 答弁を求めます。太田村長。

村長（太田紘熙君） 田中議員から3つの質問事項をいただいておりますが、それぞれのご質問について幾つかの項に分かれてお尋ねをいただいておりますので、多少答弁が長くなるかもしれませんが、お許しをいただきたいと思います。

まず、最初の防災事業計画についてであります。

1点目の、見直しが進められている白馬村地域防災計画の進捗状況についてのお尋ねであります。

今年度、県の緊急雇用創出事業を活用しながら白馬村地域防災計画策定業務を行っております。

この業務は、災害対策基本法第42条第1項の規定に基づいて現行の地域防災計画を修正する業務であります。昨年10月から開始したこの業務は修正素案がまとまったことから、2月に開催した庁議においてこれを説明し、現在各課で細かなチェックをしているところであります。今後議会の皆様にもご説明をさせていただく予定でございますけれども、修正素案の主なポイントについて説明をさせていただきます。

1つ目のポイントは、東日本大震災以降の国や県の法制度、計画の変更、トレンドを反映したことで、まず原子力災害対策編を新設をしています。また、白馬村の自然的、地理的条件から比較的発生頻度が高いと考えられる雪害に対応するための計画として、雪害対策編の新設も計画しております。2つ目のポイントは、これも国や県のトレンドに合わせたものでありますが、これまでの災害を教訓に減災という考え方を盛り込んでいる点でございます。3つ目のポイントは、災害時要援護者に配慮した計画にしていることであります。発災時における迅速かつ確実な情報伝達、避難誘導、避難生活などについて、体制の整備と特に配慮すべきポイントを追記しております。4つ目のポイントは、観光地対策という節を予防計画、応急対策それぞれに新設することです。観光客の安全を確保するための確かな情報提供や救助、救急活動を行うことや、被害状況の早期把握による適切な応急対策の実施などについて、観光関連事業者との連携や協力を得ながら対策を進めることを追記しております。

代表的な修正ポイントは以上のとおりであります。地域防災計画策定の全体の狙いは、自助・共助・公助による減災へ向けた仕組みづくりを進めることで、村全体の防災力を高めることであることを最後に申し上げさせていただきます。

今後のスケジュールについてであります。修正素案はこの3月中にまとめる予定でありますので、新年度に入り防災会議を開催して、この修正素案についてご審議をいただく予定であります。防災会議には、国や県、警察、消防といった防災機関、ライフライン事業者、自治防災組織といった地域において重要な役割を担う組織や団体の代表者にも委員として入っていただき、専門的な立場から検討を加えていただくと同時に、現場の声も聞きながら修正素案を充実させていきたいと考えております。その後パブリックコメントの実施、長野県への相談という過程を経て、防災会議において新しい地域防災計画が決定することとなります。なお、この工程は平成25年度上期中に完了する計画でございます。

2つ目の昨年実施された大規模土砂災害を想定したロールプレイング防災訓練の予定は、今年はあるかとお尋ねでございます。昨年1月、白馬村において、大規模土砂災害を想定したロールプレイング防災訓練が開催されました。国土交通省北陸地方整備局松本砂防事務所がロールプレイング型で実施したこの訓練では、実時間の中で災害対応の流れや情報伝達、共有ルールを確認できたことなど、大変大きな成果を得ることができたと考えております。

本年度このロールプレイング方式の防災訓練をやるかとお尋ねでございますが、本年度はロ

ールプレイング型の防災訓練は計画をしておりません。しかし、土砂災害を想定した訓練については、松本砂防事務所が実施する訓練のほか、長野県姫川砂防事務所と白馬村が共同で実施をする訓練がございます。白馬村の会場と小谷村の会場を交互に実施しているこの訓練は、平成25年の出穂期前に白馬村で実施される予定となっております。今後、両者で訓練内容を検討していくこととなりますが、私は地域防災計画の主な修正ポイントである災害時要援護者対策や観光地対策、自助・共助・公助の連携などを訓練主眼に据えてまいりたいと考えているところであります。

3つ目の、国は防災無線のデジタル化を進めているが、村として整備計画があるとすれば予定年度と予算規模の想定はというお尋ねであります。

白馬村同報系防災行政無線、いわゆる広報はくばは、アナログ波を用いた防災行政無線であります。この無線局は昨年12月に平成29年11月までの再免許を取得をしていますので、それまでは利用することができます。ただしそれ以降となると、デジタル波への移行を避けては通れないのが実情でございます。同報系防災行政無線は住民に情報を一斉に伝達することが可能であり、気象予報警報や避難情報の伝達に極めて有効な無線網であり、災害発生時における住民の安全確保や行政サービスの向上を図るためには、不可欠な情報伝達システムであります。したがって、現在の免許期限である平成29年11月までには、デジタル波への移行を完了できるよう計画的に整備を進めていく必要があると考えております。整備に必要な予算の規模は、現在の設備構成をそのままデジタル化することを考えると、先に着手した池田町と同程度の規模になるものと予想されますので、この場合の予算規模は3億円程度になるのではないかと考えております。

なお、デジタル防災行政無線を整備する場合には、起債充当率が90%の防災基盤整備事業債という国の財政支援策を活用することができます。このような起債も含め、適正かつ有利な財源確保についても計画段階から検討してまいらなければならないと、このように考えているところでございます。

4つ目の、村内には老朽化している水道ポンプ、水道管など災害時に心配されているインフラが多いと聞いているが、その整備計画はつくられているかとお尋ねであります。

老朽化した水道ポンプ施設につきましては計画的に更新を実施しております。平成25年度は源太郎配水池の井戸ポンプと楠川配水池及び二股浄水場の取水ポンプを取りかえる予定であります。また、水道本管につきましては、平成3年度から平成8年度まで老朽管更新事業を実施して布設がえをしております。総事業費は約12億円で、布設がえ本管延長は約29キロでございます。また、それ以降は国の基準も変わり、布設がえが必要な場合は耐震管、高密度ポリエチレン管で布設がえを行っております。整備計画につきましては今後国の指導もあり、水道ビジョンの策定とアセットマネジメントの実施を計画しているところでございます。ちなみに、水道ビジョ

ンは水道計画、アセットマネジメントは資産管理の実施でございます。

防災事業計画については、以上で答弁とさせていただきます。

議長（下川正剛君） 答弁が終わりました。田中議員、質問はありませんか。田中議員。

第7番（田中榮一君） 2番目のロールプレイングのところをちょっとお聞きしたいんですけども、村長に、村独自のロールプレイング防災訓練というのをぜひやってほしいというところで質問をしたいというふうに思いますが、ロールプレイングというのは訓練を受ける側、訓練をしかける側と、そういうふうに両方に分かれてやるわけですけども、災害時は、切迫した状況では、生命を守る最低限の避難行動を選択する判断力と行動力が必要であります。それは本当に訓練によって培われるものというふうに私は思うわけであります。このロールプレイング防災訓練というのは、防災の拠点となる主に行政の訓練であります。大きな災害時には国と県というのは頼りにならないわけでありますので、やはりこの村としての訓練というのは、本当に私必要だというふうに考えますので、毎年やれということではないのですが、3年か4年に一度でもいいから、これはやはり実施すべきというふうに考えますが、どうでしょうか。

議長（下川正剛君） 答弁を求めます。太田村長。

村長（太田紘熙君） 田中議員ご指摘のとおり、ロールプレイング型の防災計画の実施については、行政側が主体になるのが非常に多いというふうに考えておりますが、東日本大震災を見ても、消防、警察、自衛隊といったような日ごろからの訓練を積んでいることによって、緊急事態にも迅速に対応ができたという評価をされております。そういったことから、行政の訓練は必要だと考えておりますし、やはり住民の皆さんもまたこの訓練の中で災害に備えての避難訓練を重ねていく必要はあると、このように思っておりますので、今後の計画としては、ある程度計画的に防災訓練をしていく必要があるというふうに考えております。

議長（下川正剛君） 答弁が終わりました。田中議員、質問は。田中議員。

第7番（田中榮一君） それから、3番のところのデジタル化、それから村の整備計画はあるかというところをなぜ質問をしたかというところでありますけれども、一昨年、姫川砂防による防災訓練が体験実習館をベースに行われたわけですけども、その時点において防災無線、屋外サイレンが鳴ったのですけれども、あの場所において聞こえなかったんですね。風向きもあったのかもしれないのですけれども、姫川砂防の所長も、ちょっと聞こえないねという、ここは両方から、飯森のほうからの拡声器から流れるのがここまでは届いてこないというところで、ここはやはり空白の地点であるので、ここは一つの訓練の成果といいますか、ここに気づいたのは非常によかったのではないかということをおっしゃっていたわけであります。

そういうことで、デジタル化を進めるに当たっては、いろいろなやることとといいますか、調査すべきことというのはきっと多いのではないかというふうに思うわけです。だから、できる限りこの事業を29年度を目標にやるとなれば、早目にこの事業計画というのを立てていかなければ、

いろいろなところで検証して立てていかなければならないという思いで、ちょっと早目というところで整備計画はというところで質問をしたわけであります。

それと、先ほど3億円というようなお金がかかるということで、ほとんどのお金は90%は国から来るという説明がありましたけれども、大きなお金が動くときには、できる限り早目に我々にも示していくというところが大事だということで、質問をしたわけであります。わかる範囲内でよろしいのですけれども、デジタル化についての細かい事業内容というものをわかっていれば教えていただきたいのと、早期の事業計画をもう少し前倒しというか、ぎりぎりではなくて、できる限り早目早目というように事業計画を立てたらどうかというこの2点を、もう一度お伺いしたいと思います。よろしいでしょうか。

議長（下川正剛君） 答弁を求めます。太田村長。

村長（太田紘熙君） 今ここで明確にお答えはできませんけれども、庁内で検討しながら、今議員ご指摘のをやるということに仮になれば、どういう年次計画でやっていくかということも当然計画の中に盛り込んでいかなければいけないことでもありますので、検討は進めていきたいと、このように思っております。

ちょっとそれ以外のことについては、今資料をとりに行っておりますので、担当が戻り次第お答えをさせていただきます。

議長（下川正剛君） 答弁が終わりました。田中議員、質問は。田中議員。

第7番（田中榮一君） それでは、その4番目のところをちょっとお伺いをいたします。

先ほど村長の答弁の中に、水道ポンプの取りかえというところで二股の浄水場が入っているというお話がありました。それで、建設課長なり水道課長なりは常に二股が老朽化していてポンプが壊れたらどうしようという、そういう不安な気持ちはあそこにいつも持っているというようなことをよくお聞きしたわけでありますけれども、この水道ポンプを今年取りかえることによってその不安というものは解消されるのかどうか、ほかにもまだちょっと二股浄水場の場合に不安な箇所があるのかどうか、ちょっとお聞きをしたいのですが。

議長（下川正剛君） 答弁を求めます。太田建設水道課長。

建設水道課長（太田今朝治君） 二股につきましてはふぐあいなポンプを25年度に取りかえると、二股については、ポンプ施設については特にこのポンプを取りかえることによって不安は解消されますが、取水ポンプではなく浄水施設について大分施設が老朽化しておりますので、その辺は計画的に単年度で改修というわけにはいきませんが、ふぐあいがあるところを計画的に、長寿命化計画ではないんですが、修繕、取りかえ等を行いたいと思っておりますが、水道の場合はそういったときに補助金がないんですよ。道路とか下水と違って国庫補助金がないもので、多額なものはやはり企業債で対応していかなければいけない。ですので、水道会計の場合は大分企業債の未償還金も減ってきておりますので、その辺で年次計画を立てて、二股浄水場の浄水施設を企業債を借

りながら修繕、取りかえ、整備をしていきたいというふうを考えております。

議長（下川正剛君） 答弁が終わりました。先ほどの質問に対して、横川総務課長。

総務課長（横川宗幸君） 先ほどの整備計画、現在どんな状況であるかというところでございますが、まず電波状況、こちらの調査をできるだけ早目に進めてまいりたいと考えております。機器の関係につきましては、設計段階ということですので、29年11月が更新の期限というような形になりますので、29年度としますとそれよりちょっと前という形になろうかと思っております。よろしくお願ひします。

議長（下川正剛君） 答弁が終わりました。田中議員、質問はありませんか。田中議員。

第7番（田中榮一君） 先ほどの二股の浄水場の管理については、ぜひよろしくお願ひしたいというふうに思います。

次に、省エネルギー対策についてを質問いたします。

平成23年9月議会において、私が質問をいたしました。さらにスピード感を持ってぜひ対応していただきたいということで、再度質問をするものであります。

大震災以降、電力不足が懸念されていますけれども、電気器具のLED化は節電と電気料金の減額につながり、かなりの費用対効果が期待されます。現在補助金対応で各行政区の防犯灯のつけかえを援助しておりますけれども、積極的に各区の防犯灯の種類と年間かかる電気料などを調査をし、村費で全村つけかえに向けて検討されてはどうかということで、村長にお伺いをいたします。

議長（下川正剛君） 答弁を求めます。太田村長。

村長（太田紘熙君） 2つ目のご質問であります省エネルギー対策についてお答えをしてみたいです。

各区の防犯灯の種類と年間かかる電気料などを調査をし、村費で全村の防犯灯をLEDにつけかえに向けて検討してはどうかというお尋ねでございます。

東日本大震災以降の逼迫する電力事情の中、省電力への取り組みは、当村としましても喫緊の課題であると認識をしております。また、田中議員が指摘された電気器具のLED化につきましては、昨今、その消費電量の低さや長寿命などの有効性が浸透してきており、今後も全国的に進展していくものと考えております。

ご質問の村内防犯灯のLED化への取り組みについてであります。村といたしましては、従来から地域づくり事業補助金により地域におけるLED防犯等のつけかえを促進してきたところであります。一昨年の9月定例会におきまして、田中議員より防犯灯LED化にかかわる補助金の補助率、上限額の見直しについてご質問をいただきましたが、地域の要望がどの程度のものであるか不明であったことから、当面は見直しを行わないとの答弁をさせていただきました。

しかしながら、先ほども申し上げましたとおり、LED照明の有効性が全国的に認識されてき

たことにより、地区からのLEDつけかえの要望の声が高まってきたことに加え、村としてもさらなる防犯灯のLED化を促進する必要性から、昨年4月よりLED化にかかわる補助率を3分の1から3分の2に引き上げたところであります。その結果といたしまして、本年度は16地区から申請をいただき111万円の補助金を交付いたしました。これは前年実績に比べると補助額ベースで6倍を超える増加となり、地域防犯灯のLED化推進に一定の貢献ができたのではないかと考えております。

議員ご質問の村費負担による村内全域の防犯灯のつけかえにつきましては、将来に向けた検討課題であるとは認識しておりますが、多額の財政負担が予想されることから、現状の補助制度を拡充して運用していく方法で現在検討しております。具体的には、従来10万円であった防犯灯設置補助金の上限額を増額するとともに、地区の課題に応じた補助金の活用ができるような制度改正を検討しておりますので、よろしく願いをいたします。

以上で、省エネルギー対策についての答弁とさせていただきます。

議長（下川正剛君） 答弁が終わりました。田中議員、質問は。田中議員。

第7番（田中榮一君） 昨年の9月に質問をし、ただいまのお答えをいただいた中で、非常に各区で16の区でぜひやってほしいというような希望があり、やってきたというようなお話がありました。具体的に私自身例を示したいというように思うわけですが、私の住んでいる区では、電気料の減額により3年から5年でもとがとれるというような計算のもとに、区費を100万円ほどかけて、ことし2月、老朽化した60ワットの電球を使っている40基の防犯灯を15ワットのLEDにかえる工事をしました。電気料について私も電力会社に電話をし、直接確認をしましたが、できるだけ早い対応というものが、数多く防犯灯を抱える区にとっては非常に効果が大きいというように思います。つけかえについては、先ほどの1基当たり大体2万5,000円ぐらいのお金がかかるわけですが、まさに数多く持っている区においては、本当に効果が大きいというふうに思うんですけれども、そういう区に対してもぜひ増額ということをもう一度考えていただきたいのですけれども、再度ちょっとお伺いをいたします。

議長（下川正剛君） 答弁を求めます。横川総務課長。

総務課長（横川宗幸君） 先ほど村長の答弁の中でもお話しさせていただきましたが、現在地区に出している補助金がございます。その中の防犯灯の助成事業、それから行政区のほうで行う花づくり等に使える地域活性化事業という事業がございます。これをあわせて防犯灯にも使えるような、そんな仕組みを現在検討をしております。ということで、そうしますと、30万円の助成ができると、そのような形になるわけがございます。一応村のほうは、助成制度の中で助成の額を少しアップをして対応してまいりたいというように考えておりますので、よろしく願いいたします。

議長（下川正剛君） 答弁が終わりました。田中議員、質問は。田中議員。

第7番（田中榮一君） 工事がもう終了しております、私、夜11時ごろちょっと歩いてみました。それをつけかえられた防犯灯は本当に15ワットだと思えない明るさで、外国人の方は夜よく歩いて買い物に行ったり食事をしに行っているわけですけれども、私の住んでいる上は外国人が多いものですから、安全というか防犯の面で、非常にそういう観光客の人々に対しても役立っているのではないかとこのように思います。

そういうことで、環境整備や区費の減額にもつながり、低迷している区の加入率の向上にも役立つ事業だと思いますけれども、どうですか、村長。

議長（下川正剛君） 答弁を求めます。太田村長。

村長（太田紘熙君） 議員おっしゃられるように、その地域でLED化することを通じて区への加入、さらには区費の納入、そして連携、そういうものにつながっていけばこれにまさるものはない、こんなふうに思っております。というのも、今自治組織を立ち上げ、そして区への未加入者がふえている実情の中で、こういうLED化することでそれが解消につながるとすれば、そうしたことに対する地域の力をぜひつけていただきたいと、こんなふうに思っております。それを村が先頭でやるということはそれぞれの地域の事情もありますので、なかなか一律に行政が主導していくということは難しいところがあるのかなと、そんなふうに思っております。

議長（下川正剛君） 答弁が終わりました。田中議員、質問はありませんか。田中議員。

第7番（田中榮一君） では、次に移ります。

3番目の次世代育成支援についてであります。

子どもたちが心豊かで健やかに育つことは、将来の社会や地域が発展するためにも欠かせないものと基本理念でうたっている白馬村次世代育成支援行動後期計画が策定をされておりますけれども、3年がたち残り2年となりました。ということで、次についてお伺いをいたします。3つあります。

1つ目として、計画の実施状況の公表をされておりますか。2つ目として、この計画は住民の声を参考に策定されておりますけれども、特に小学生、保護者が不安に思っているいじめについての相談があった場合はどのように対応しておりますか。3つ目として、しろうま保育園の駐車場が狭いと保護者からの声があり、特に冬場の送迎時間帯は大変混雑をし、毎日不安の中での送迎となっております。用地を取得し広げる考えがありますか。3つをお伺いをいたします。

議長（下川正剛君） 答弁を求めます。太田村長。

村長（太田紘熙君） 田中議員3つ目のご質問であります次世代育成支援について、3点お尋ねをいただいております。私のほうからは、1番と3番について最初に説明をさせていただき、その後、教育長から答弁をさせていただきます。

最初の次世代育成支援の計画の実施状況の公表をしているかとお尋ねですが、白馬村次世代育成支援行動後期計画の実施状況を公表しているかということだと思いますけれども、国

の基準に基づき計画の検証を毎年実施をし、国への報告とともに村のホームページで公表をいたしております。なお、計画の検証に関しては、施策全項目ではなく国の決めた基準の検証を行い公表を行っているところでございます。

3番目のしろま保育園の駐車場が狭いと保護者からの声があり、特に冬場の送迎時間帯は大変な混雑となっていると、用地取得をし広げる考えはないかとお尋ねでございます。

日常的に不足しているという認識は持っておりませんが、運動会、入学式等の大きな行事の場合には、ご質問のとおり不足をする状況もございます。こうしたことを想定しながら近隣の駐車場をお借りすることで地権者にお願いを申し上げ、これまでも理解をいただいて使用させていただいているのが実情でございます。保育園の園長とも相談をいたしております。過去にはこの用地の確保に向けて検討をしたこともありますけれども、当面差し迫って拡張をしないと困るというような状況ではないのではないかとというようなことを踏まえ、今状況を見ているところであります。

議員ご指摘のとおり、保護者の皆さんから朝と夕方の送迎時間帯には混雑をしているというような状況が強い声になれば考えてもいかなければいけませんし、児童数の推計等も含めながら駐車場、保育園への動線等については研究をしてまいりたいと、このように考えているところであります。

私のほうからは以上であります。

議長（下川正剛君） 続いて答弁を求めます。福島教育長。

教育長（福島総一郎君） ご質問にお答えいたします。

いじめについての相談があった場合、どのように対応していますかという関係のご質問でございますけれども、まず次世代育成支援行動計画におけますいじめへの対応の関係の相談的な対応でございますけれども、計画では、いじめを含むあらゆる悩み事の相談の窓口といたしまして、教育相談員によります電話相談と個別相談、また白馬中学校に設置をしています心の教室を継続実施することとしており、今年度もそれぞれ実施してまいりました。

少しその相談内容について申し上げますと、教育相談事業では、県のスクールカウンセラーを務めております相談員1名と雇用契約をいたしまして、1年を通して、毎週火曜日に午前中は各学校への巡回訪問、午後は保健福祉ふれあいセンターの教育相談室で電話相談と個別相談を行っているところです。白馬中学校の心の教室では、放課後児童クラブの指導員を務めている方をお願いをいたしまして、午前中の4時間、年間100日配置をしております。また、村内全ての小中学校の日常では養護教諭が相談窓口となりまして、どんなことでも気軽に相談をしてほしいといった内容を保健室の入り口に表示をいたしまして、児童・生徒及び保護者がいつでも安心して、また気楽に相談できる体制を整えているところでございます。

いじめの相談があった場合の対応はということでございますけれども、申し上げるまでもなく、

いじめというその言葉だけで全てをくくることができないほど非常に複雑であったり、また背景には根深い問題があったりすることもございますので、一口にこうだということは言えないわけでございますけれども、早期の対応の取り組みといたしましては、組織的な支援と指導体制の確立、いじめられた児童・生徒への支援といじめた児童・生徒、周囲の児童・生徒への指導、保護者への対応、保護者との日常的な連携、関係機関との連携などが挙げられるところでございます。教育委員会といたしましては、いじめが把握された場合には学校と適切な連携を図り、当該の学校への支援に万全を期せるように、日ごろから各学校の実情把握に努めてきているところでございます。

それと同時に、各学校では、いじめ対応のマニュアルを作成するよう指示をしてきておりまして、それぞれの学校で独自のマニュアルを作成して、組織的な早期対応や関係機関との連携について全職員で確認をしていただいているところでございますけれども、学校生活の中では、児童・生徒同士のトラブルはある意味日常的なものと言えるかと思えます。そうしたトラブルがいじめ問題へと発展していかないように児童・生徒が本来持っているよさや可能性を引き出すなどの予防、開発的な生徒指導を推進し、いじめが起こりにくい学級、学校づくりに力を尽くすことが何よりも重要であると考えておりまして、そういった中での指導を教育委員会としてしているところでございます。そういった上で、いじめが生じた場合にはいじめられている子どもを必ず守り通すと、そういった覚悟の上に、組織的な対応によって問題の解決を図っていくように努めているところでございます。

以上、答弁といたします。

議長（下川正剛君） 答弁が終わりました。田中議員、質問は。田中議員。

第7番（田中榮一君） それでは、白馬村におけるいじめ問題について、現状はどうでしょうか。

議長（下川正剛君） 答弁を求めます。松澤教育スポーツ課長。

教育課長兼スポーツ課長（松澤忠明君） いじめの現状ということでご質問でございますが、お答えをさせていただきます。

平成23年度では発生件数が3件ということで報告を受けておりますが、認知されたものにつきましては1件でございます。問題解決に向けまして担任、養護教諭、そして校長先生を中心に当該子どもやクラス全体で考えております。もちろん父兄にも説明をしておりまして対応をしておりますので、よろしく願いいたします。

以上です。

議長（下川正剛君） 答弁が終わりました。田中議員、質問は。田中議員。

第7番（田中榮一君） 例えば、電話相談で、いじめられているんですけども何とかして欲しいというように電話相談があった場合に、その方はどう対応されているのでしょうか。

議長（下川正剛君） 答弁を求めます。松澤教育課長。

教育課長兼スポーツ課長（松澤忠明君） 電話相談は、杉原先生が電話相談をさせていただいているわけでございますけれども、その当該事案につきまして学校のほうに確認をし、それらのことが現状あるとすれば、それらのことについて校長先生を中心に対策を練っているということでございます。また、教育委員会としましても、その件につきましてははすぐ先生のほうから報告をいただけるようになっておりますので、教育委員会も力を合わせて対応をしまっておりまして、よろしくお願いたします。

議長（下川正剛君） 答弁が終わりました。田中議員、質問は。田中議員。

第7番（田中榮一君） 先ほど教育長の答弁の中に組織的に対応しているということがありましたけれども、組織的というのはどういうことを指すのか、お伺いします。

議長（下川正剛君） 答弁を求めます。福島教育長。

教育長（福島総一郎君） 教育委員会の関係としましては、現場は教育現場になるわけですが、教育現場におきましては子どもたちのクラブ活動もあり、また総合型の指導員の方々もおり、またPTAもあり、いろいろな関係の方々との連携を深めて、そもそもこの次世代行動計画の目的、いわゆる少子化の対応について地域の方々が、あるいは村民の方々がみんなで支援をして少子化の解消を図ろうということが狙いでありまして、教育現場を預かって監督する教育委員会の立場として、また教育長の立場としても、あらゆる組織、団体等で連携を図って少しでも手助けができればいいのかなということで取り組んでおりますので、そんなことでよろしくお願したいと思っております。

議長（下川正剛君） 答弁が終わりました。田中議員、質問は。田中議員。

第7番（田中榮一君） 私が以前教育委員をやっていたときにあったのか、ちょっとこのところ曖昧なところなので、質問しては申しわけないのですが、いじめの相談があった場合に専任の担当者だけでなく、保育園や学校関係者、相談員、民生児童委員、行政担当者など、親御さんや学校の先生だけが悩むのではなくて、みんなで支えているような連絡会などのサポート制度があったような気がするんですけども、教育長どうでしょうか。

議長（下川正剛君） 答弁を求めます。福島教育長。

教育長（福島総一郎君） 田中議員さんも教育委員としてご存じかと思っておりますけれども、幼稚園の関係からずっと連絡をとり合って対応してきておりますけれども、事いじめの関係については、情報を明かす中で対応していくということが、ある意味では大事だと思いますし、またその範囲を何でもかんでも広げて対応するというのがいいのかということもありますので、慎重にケース・バイ・ケースで取り扱っていきたいというように考えております。それによっては、今ご質問のあります幼稚園から中学の関係のあらゆる機関と、必要によっては連携をとって対応していきたいというふうに思っておりますので、よろしくお願したいと思っております。

議長（下川正剛君） 答弁が終わりました。田中議員、質問は。田中議員。

第7番（田中榮一君） 今のところが一番の重要なところではないかというように私は思うわけです。いじめの場合何かあった場合に、例えば小学生ですよ、その子のことをよく知っている方、今教育長おっしゃったように保育園の先生、その家庭環境も知っている、それから民生委員の方だったら家庭環境もある程度知っている、それから例えば保健士の方、この保健士の方なんかは、もう生まれたときから例えばその子を知っている、お母さんたちとの付き合いの中で知っている、そういう方々のサポート体制ということを見ると、サポート体制はここのところが一番大事なのではないかというように考えるわけです。だから、いろいろプライバシーのところもあるかと思うんですけども、そここのところの難しさはありますけれども、それ以上にそういう情報を持っている方々、そういう白馬村の人材といいますか、そういう方々を駆使していじめ対策に立ち向かうということが大事なところだというように思うんですけども、教育長どうでしょうか。

議長（下川正剛君） 答弁を求めます。福島教育長。

教育長（福島総一郎君） 田中議員さんのおっしゃるとおりだと思います。いじめについては根が深くなればなるほど、その問題解決については困難になってしまいますので、早いうちに芽を摘むと、それにはいろいろな情報を得ている方々、そしてまた意見を持っている方々のお話を聞き取りして対応をしていきたいというふうに思っております。いろいろな事例がないわけではありませぬですし、まず子どもさんのいじめが発生した場合に、保護者にいろいろな関係で指導したりお話を聞いたりしているわけですけども、なかなか保護者の方も一、二度で理解していただくことができない、そういう一つの例を言えば、そういうところに問題の難しさがあるかと思えます。それにしても相談員の方々も根気強くその解決に向けて取り組んでいただいておりますので、教育委員会としても、そういった立場の中で指導できることは強力に指導していきたいというふうに考えております。

議長（下川正剛君） 答弁が終わりました。田中議員、質問は。田中議員。

第7番（田中榮一君） まさにスピーディに早目の対応というところが一番大事ではないかというように思いますので、そここのところをぜひご検討願いたいと思います。

やはり近隣の他地区でもちょっと聞いたんですけども、他の地域でも住民福祉課と教育委員会が連携をしまして、行政が音頭をとって連絡会というものを立ち上げて、保護者を初め担任の先生も非常にありがたいというように思っていると、近隣でもそういういい連絡会を持ってやっているところもありますので、ぜひ参考にさせていただきたいというふうに思います。

まさに心身ともに健やかに成長するこの時期は、人への信頼や感性など一生の土台を築く大事な時期というように考えますので、SOSを出して苦しんでいる子どもや親御さんに対して本当にスピード感を持って対応できるように、くどいようですけども、システムをつくっていただきたいというふうに思います。

除雪基地のほうですけども、村長にお伺いをいたしますけれども、登下校時に除雪車の出動

があそこでもってあるというようなところで、安全という面で非常に保護者の方も心配しているというように聞こえてくるんですけれども、その点どんなものでしょうか。

議長（下川正剛君） 答弁を求めます。太田建設水道課長。

建設水道課長（太田今朝治君） 除雪の車庫があるので、前々からそのような危険であるという父兄の皆さんからお話を伺っておりまして、ここ数年はオペレーターにお迎えの時間帯は入庫とか出庫をしないということを徹底をしているわけですが、たまたま時間帯がずれたりということはシーズンに多少はあるかと思いますが、基本的にはオペレーターに十分気をつけるように言っております。そういったような対応でございます。

議長（下川正剛君） 答弁が終わりました。田中議員、質問は。田中議員。

第7番（田中榮一君） それでは、最後に村長と教育長にお伺いをいたします。

白馬の子どもたちをどう育てていきたいのか、村長と教育長にお伺いをして、私の質問を終わりたいと思います。

議長（下川正剛君） 答弁を求めます。太田村長。

村長（太田紘熙君） 大変難しい質問をいただきましたけれども、私はただ単純に、本当に明るく元気な素直で伸び伸びとした子どもに育ってくればありがたいと、こんなふうに思います。

議長（下川正剛君） 福島教育長。

教育長（福島総一郎君） 村長の今申し上げたことに尽きるわけですがけれども、さらに申し上げると、学力の向上をしていただいただけるとともに育ってほしいと思います。

議長（下川正剛君） 答弁が終わりました。田中議員、質問は。

第7番（田中榮一君） 以上で終わります。ありがとうございました。

議長（下川正剛君） 質問がありませんので、第7番田中榮一議員の一般質問を終結をいたします。

以上で、日程第1 一般質問を終結をいたします。

これで本定例会第2日目の議事日程は全て終了をいたしました。

お諮りをいたします。3月21日は午前10時から本会議を行いたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（下川正剛君） 異議なしと認めます。よって、3月21日午前10時から本会議を行うことに決定をいたしました。

これをもちまして、本日は散会といたします。ご苦労さまでした。

散会 午後 4時13分

平成25年第1回白馬村議会定例会議事日程

平成25年3月21日（木）午前10時開議

（第3日目）

1. 開 議 宣 告

日程第 1 常任委員長報告並びに議案の採決

日程第 2 予算特別委員長報告並びに議案の採決

日程第 3 公共下水道受益者負担金問題調査特別委員会委員長報告

平成25年第1回白馬村議会定例会議事日程

平成25年3月21日（木）

（第3日目）

追加日程

- 日程第 4 ごみ処理特別委員会委員長報告
- 日程第 5 議案第36号 村道路線の認定について
- 日程第 6 議案第37号 村道路線の認定について
- 日程第 7 議案第38号 白馬村公共下水道受益者負担金賠償判定審査会条例の制定について
- 日程第 8 議案第39号 白馬村特別職の職員で非常勤のものの報酬に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第 9 議案第40号 白馬村災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第10 議案第41号 平成24年度白馬村一般会計補正予算（第7号）
- 日程第11 議案第42号 平成24年度白馬村下水道事業特別会計補正予算（第4号）
- 日程第12 同意第 1号 教育委員会委員の任命について
- 日程第13 同意第 2号 教育委員会委員の任命について
- 日程第14 同意第 3号 固定資産評価審査委員会委員の選任について
- 日程第15 発委第 1号 白馬村議会委員会条例の一部を改正する条例について
- 日程第16 発委第 2号 安全・安心の医療・介護実現のための夜勤改善・大幅増員を求める意見書
- 日程第17 発委第 3号 年金2.5%削減中止を求める意見書
- 日程第18 発委第 4号 2020年オリンピック・パラリンピック競技大会東京招致に関する決議
- 日程第19 常任委員会の閉会中の所管事務調査について
- 日程第20 議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査について

平成25年第1回白馬村議会定例会（第3日目）

1. 日 時 平成25年3月21日 午前10時より

2. 場 所 白馬村議会議場

3. 応招議員

第1番	横田孝穂	第8番	高橋賢一
第2番	篠崎久美子	第10番	小林英雄
第3番	太田伸子	第11番	太谷正治
第5番	太田修	第12番	松沢貞一
第6番	柏原良章	第13番	下川正剛
第7番	田中榮一		

4. 欠席議員

なし

5. 地方自治法第121条の規定により説明のため議会に出席した者の職氏名

村 長	太田紘熙	副 村 長	窪田徳右衛門
教 育 長	福島総一郎	総 務 課 長	横川宗幸
税 務 課 長	横澤英明	住 民 福 祉 課 長	倉科宜秀
観 光 農 政 課 長	平林豊	建 設 水 道 課 長	太田今朝治
環 境 課 長	丸山勇太郎	教 育 課 長 兼 ス ポ ー ツ 課 長	松澤忠明
総務課長補佐兼総務係長	横山秋一		

6. 職務のため出席した事務局職員

議 会 事 務 局 長 太田文敏

7. 本日の日程

- 1) 常任委員長報告並びに議案の採決
- 2) 予算特別委員長報告並びに議案の採決
- 3) 公共下水道受益者負担金問題調査特別委員会委員長報告
- 4) 追加議案審議

ごみ処理特別委員会委員長報告

議案第36号及び議案第37号（村長提出議案）説明、質疑、討論、採決

議案第38号から議案第42号まで（村長提出議案）説明、質疑、討論、採決

同意第1号から同意第3号（村長提出同意）説明、採決

発委第1号（議会運営委員長提出議案）説明、質疑、討論、採決

発委第2号から発委第4号（総務社会委員長提出議案）説明、質疑、討論、採決

- 5) 常任委員会の閉会中の所管事務調査について
- 6) 議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査について
8. 地方自治法第149条第1項の規定により長より提出された議案は次のとおりである。
 1. 議案第36号 村道路線の認定について
 2. 議案第37号 村道路線の認定について
 3. 議案第38号 白馬村公共下水道受益者負担金賠償判定審査会条例の制定について
 4. 議案第39号 白馬村特別職の職員で非常勤のものの報酬に関する条例の一部を改正する条例について
 5. 議案第40号 白馬村災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例について
 6. 議案第41号 平成24年度白馬村一般会計補正予算(第7号)
 7. 議案第42号 平成24年度白馬村下水道事業特別会計補正予算(第4号)
 8. 同意第1号 教育委員会委員の任命について
 9. 同意第2号 教育委員会委員の任命について
 10. 同意第3号 固定資産評価審査委員会委員の選任について
9. 地方自治法第99条の規定により委員長から提出された議案は次のとおりである。
 1. 発委第1号 白馬村議会委員会条例の一部を改正する条例について
 2. 発委第2号 安全・安心の医療・介護実現のための夜勤改善・大幅増員を求める意見書
 3. 発委第3号 年金2.5%削減中止を求める意見書
 4. 発委第4号 2020年オリンピック・パラリンピック競技大会東京招致に関する決議

1. 開議宣告

議長（下川正剛君） おはようございます。

ただいまの出席議員は11名全員です。

これより平成25年第1回白馬村議会定例会第3日目の会議を開きます。

2. 議事日程の報告

議長（下川正剛君） 本日の議事日程は、お手元に配付してあります資料のとおりです。

最初に、会議規則第20条の規定により、議案第2号、議案第10号及び議案第30号について、村長から議案の訂正の要求がありました。

これらの議案は既に訂正後の議案で、付託された委員会において審議されておりますが、ここで議案の訂正の理由の説明を求めます。

最初に、議案第2号の訂正の理由を求めます。横川総務課長。

総務課長（横川宗幸君） 議案第2号 白馬村辺地対策総合整備計画の変更について。

総合整備計画案のうち、ローラースキーコース整備に係る事業をスノーハープ周辺環境整備に訂正するもので、理由は芝生広場の排水対策及び周辺環境整備を優先させ、ローラースキーコース整備についてはさらに検討する必要があるため、会議規則第20条の規定により訂正をしたいものであります。よろしく願いいたします。

議長（下川正剛君） お諮りをいたします。

ただいま説明のありました議案第2号の訂正の件を許可することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（下川正剛君） 異議なしと認めます。よって、議案第2号の訂正の件を許可することに決定をいたしました。

続いて、議案第10号の訂正の理由の説明を求めます。太田建設水道課長。

建設水道課長（太田今朝治君） 議案第10号の白馬村公共下水道区域外流入分担金の徴収に関する条例の条文の訂正についてご説明申し上げます。

第5条、分担金の賦課及び徴収の1行目でございますが、白馬村公共下水道区域外流入に関する取扱要綱（平成25年白馬村要綱第1号）を、白馬村公共下水道区域外流入に関する規則（平成25年白馬村規則第1号）に訂正をするものでございます。

説明は以上でございます。よろしく願いいたします。

議長（下川正剛君） 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑はありますか。

（「なし」の声あり）

議長（下川正剛君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

ただいま説明のありました議案第10号の訂正の件を許可することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(下川正剛君) 異議なしと認めます。よって、議案第10号の訂正の件を許可することに決定いたしました。

次に、議案第30号の訂正の理由を求めます。松澤スポーツ課長。

スポーツ課長(松澤忠明君) 議案第30号の訂正の説明を申し上げます。

予算書47ページ、2款総務費7項スポーツ事業費2目施設管理費スノーハープ維持管理事業でございますけれども、芝生広場東側のり面と会場周辺の排水設備の改修を主とし、蛍の生息する水路や周辺の通路、階段などの環境を整備することにより施設全体をグレードアップし、通年の利用者増加を図り経済の活性化を図るために、設計監理委託料に506万1,000円と、施設改修工事費を5,004万3,000円計上したいものでございます。

スノーハープの排水対策工事を最優先といたしまして進めてまいりたいと思いますので、よろしくお祈りいたします。

説明は以上です。

議長(下川正剛君) 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑はありますか。

(「なし」の声あり)

議長(下川正剛君) 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

ただいま説明のありました議案第30号の訂正の件を許可することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(下川正剛君) 異議なしと認めます。よって、議案第30号の訂正の件を許可することに決定をいたしました。

△日程第1 常任委員長報告並びに議案の採決

議長(下川正剛君) 日程第1 常任委員長報告並びに議案の採決を行います。

それぞれ常任委員会に付託されました案件について、順次、各委員長より審査の結果の報告を求めます。

お諮りをいたします。

議案第26号 平成24年度白馬村一般会計補正予算(第6号)は分割審査をしていただいておりますので、常任委員長報告が終了した後に、討論、採決をいたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長（下川正剛君） 異議なしと認めます。よって、議案第26号 平成24年度白馬村一般会計補正予算（第6号）は、常任委員長報告終了後に、討論、採決を行うことに決定をいたしました。

最初に、総務社会委員長より報告を求めます。第3番太田伸子総務社会委員長。

総務社会委員長（太田伸子君） 平成25年度第1回議会定例会において、総務社会委員会に付託されました案件は、議案17件、陳情2件、継続審査となっております陳情1件であります。

審査の概要及び結果をご報告いたします。

議案第2号 白馬村辺地対策総合整備計画の変更についてであります。

内山辺地地区における平成25年度、26年度整備計画に、スノーハープ排水対策事業費等8,500万円を追加するものであります。質疑、討論はなく、採決したところ、委員長を除く委員全員の賛成により、議案第2号 白馬村辺地対策総合整備計画の変更については可決すべきものと決定されました。

議案第3号 白馬村社会福祉法人の補助の手続に関する条例の制定についてであります。

社会福祉法第58条の規定により、社会福祉法人へ行う補助の手続に必要な事項を定めるものであります。質疑、討論はなく、採決したところ、委員長を除く委員全員の賛成により、議案第3号 白馬村社会福祉法人の補助の手続に関する条例の制定については可決すべきものと決定されました。

議案第11号 白馬村新型インフルエンザ等対策本部条例の制定についてであります。

新型インフルエンザ等対策特別措置法が平成24年5月に公布され、法では緊急事態の折には市町村長は直ちに市町村対策本部を設置しなければならないとされており、対策本部に関する事項は市町村条例で定めることとされたための条例制定であります。主な内容は、対策本部の組織、会議等に関する規定を定めるものであります。質疑、討論はなく、委員長を除く委員全員の賛成により、議案第11号 白馬村新型インフルエンザ等対策本部条例の制定については可決すべきものと決定されました。

議案第12号 白馬村在宅介護支援センター条例を廃止する条例についてであります。

白馬村在宅介護支援センター廃止に伴う条例の廃止であります。質疑、討論はなく、採決したところ、委員長を除く委員全員の賛成により、議案第12号 白馬村在宅介護支援センター条例を廃止する条例については可決すべきものと決定されました。

議案第13号 白馬村議会等の求めにより出頭した者に対する実費弁償支給条例の制定についてであります。

議会等の求めにより出頭した者に対する費用弁償の支給について定めるものであり、現行の選挙管理委員会及び議会等の要求により出頭した者等に対する実費費用支給条例が現行法規と合わない点があるため、全部改正するものであります。

質疑に入り、これまでの実費弁償の支給額はどの質疑があり、1日1,000円でした。近隣

の町村を参考にして1日につき2,300円、半日につき1,150円に改めたいと説明がありました。討論はなく、採決したところ、委員長を除く委員全員の賛成により、議案第13号 白馬村議会等の求めにより出頭した者に対する実費弁償支給条例の制定については可決すべきものと決定されました。

議案第14号 白馬村消防団員等公務災害補償条例の制定についてであります。

現行条例の根拠法となっている消防組織法、災害対策基本法の改正に伴い改めるものでありますが、変更すべき点が多岐にわたり、その他の現行法規と整合しない点もあるため全面見直しをし、全部改正するものであります。消防団員の公務上の災害による損害賠償について、その種類、補償基礎額等全てを定めるものであります。

質疑に入り、公務災害時の階級の見直しはとの質疑があり、現況時の階級でありますと説明がありました。討論はなく、採決したところ、委員長を除く委員全員の賛成により、議案第14号 白馬村消防団員等公務災害補償条例の制定については可決すべきものと決定されました。

議案第15号 白馬村課設置条例の一部を改正する条例についてであります。

庁内で検討を重ねてきた役場組織の見直しについて、平成25年4月から改編する課の編成に伴う条例改正で、住民福祉課、観光農政課、建設水道課をそれぞれ2課に分け、環境課の業務を総務、建設、住民各課に移管するものであります。

質疑に入り、課を分ける理由はとの質疑があり、各課の業務の範囲が大き過ぎる。適正規模の課にするとの説明がありました。討論はなく、採決したところ、委員長を除く委員全員の賛成により、議案第15号 白馬村課設置条例の一部を改正する条例については可決すべきものと決定されました。

議案第16号 白馬村個人情報保護条例の一部を改正する条例についてであります。

根拠法令の改正に伴う改正であります。適用除外となる個人情報の定義について、統計法に関する事項につき現行法規に合わせる改正と、その他字句の訂正等であります。

質疑に入り、国勢調査などの統計で区の統計調査員に非協力的な方の対応はとの質疑があり、役場職員が直接出向き、正確な調査にするための依頼をしているとの説明がありました。

討論はなく、採決したところ、委員長を除く委員全員の賛成により、議案第16号 白馬村個人情報保護条例の一部を改正する条例については可決すべきものと決定されました。

議案第17号 白馬村政治倫理条例の一部を改正する条例についてであります。

条例中、引用している法律の題名が変更になったことによる所要の措置で、証券取引法を金融商品取引法に改めるものと、その他字句の訂正であります。

質疑、討論はなく、採決したところ、委員長を除く委員全員の賛成により、議案第17号 白馬村政治倫理条例の一部を改正する条例については可決すべきものと決定されました。

議案第18号 公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部を改正する条例についてで

あります。

条例中引用している法律の題名が変更になったことによる所要の措置で、地方公営企業関係法を地方公営企業等の労働関係に関する法律に改めるものと、その他の字句の改正であります。

質疑、討論はなく、採決したところ、委員長を除く委員全員の賛成により、議案第18号 公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部を改正する条例については、可決すべきものと決定されました。

議案第19号 白馬村特別職の職員で非常勤のものの報酬に関する条例の一部を改正する条例についてであります。

報酬を支給する非常勤特別職を追加するものと、報酬額を変更するものであります。追加する特別職は地産地消推進協議会委員、鳥獣被害対策実施隊員で、報酬額の変更は学校医であります。

質疑に入り、報酬額の変更の算定方法はとの質疑があり、医師会との話し合いによるとの説明がありました。討論はなく、採決したところ、委員長を除く委員全員の賛成により、議案第19号 白馬村特別職の職員で非常勤のものの報酬に関する条例の一部を改正する条例については、可決すべきものと決定されました。

議案第20号 白馬村税条例の一部を改正する条例についてであります。

東日本大震災からの復興に関し、地方公共団体が実施するための施策に必要な財源確保に係る地方税の臨時特例に関する法律により、個人村民税の均等割の標準税率を、平成26年度から35年度まで現行の3,000円に500円を加算するための改正であります。

質疑に入り、どのような施策に使われるのかとの質疑があり、防災・減災に充てるとの説明がありました。県民税はとの質疑があり、県民税も500円上がるとの説明がありました。討論はなく、採決したところ、委員長を除く委員全員の賛成により、議案第20号 白馬村税条例の一部を改正する条例については可決すべきものと決定されました。

議案第21号 白馬村手数料条例の一部を改正する条例についてであります。

条例の税務課所管部分中、村税条例で定めがある部分の削除及び名称の改正等実際の運用に改めるものであります。質疑、討論はなく、採決したところ、委員長を除く委員全員の賛成により、議案第21号 白馬村手数料条例の一部を改正する条例については可決すべきものと決定されました。

議案第22号 白馬村福祉医療費給付条例の一部を改正する条例についてであります。

福祉医療給付対象者を15歳以上から18歳以下に拡充し、引用法律名が変更となったための改正であります。

質疑、討論はなく、採決したところ、委員長を除く委員全員の賛成により、議案第22号 白馬村福祉医療費給付条例の一部を改正する条例については可決すべきものと決定されました。

議案第23号 白馬村国民健康保険条例の一部を改正する条例についてであります。

条例中引用している国民健康保険法等の改正に伴う所要の措置と、目次の追加であります。質疑、討論はなく、採決したところ、委員長を除く委員全員の賛成により、議案第23号 白馬村国民健康保険条例の一部を改正する条例については可決すべきものと決定されました。

議案第26号 平成24年度白馬村一般会計補正予算（第6号）所管事項についてであります。

平成24年度白馬村一般会計補正予算（第6号）は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億1,326万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ47億9,433万9,000円とするものであります。各課事業終了に伴う精算による減額補正であります。

ほかに総務課関係では、2款総務費1項総務管理費1目一般管理費、193万6,000円の増額です。地域主権一括法により例規システムの利用料の増額が主なものであります。

8款消防費1項消防費1目非常備消防費、20万円の増額です。切久保地区の消防積載車の修繕費であります。

税務課関係では、歳入では1款村税1項村民税1目個人村民税、1,100万円の増額です。

1款村税2項固定資産税1目固定資産税、2,000万円の増額です。

歳出では、2款総務費2項徴税費2目賦課徴収費、698万1,000円の増額です。固定資産の所有者の登記誤りが見つかったため、補償補填及び賠償金の689万5,000円の増額と、長野県地方税滞納整理機構負担金35万6,000円の減額が主なものであります。

教育委員会関係では、2款総務費7項スポーツ事業費2目施設管理費に193万円の減額です。スノーハープ1号橋の工事完了に伴い、精算額で359万円の減額、白馬ジャンプ競技場の修理費、消耗品等に166万円の増額が主なものであります。

9款教育費2項小学校費1目学校管理費、194万3,000円の増額です。原油価格高騰による光熱水費の増額と、北小学校の凍結箇所修理費が主なものであります。

9款教育費4項社会教育費1目社会教育総務費、78万円の減額です。北小学校韓国・横浜交流の訪日が放射能の影響で中止になったための減額です。

住民福祉課関係では、3款民生費2項児童福祉費2目子育て支援費、393万6,000円の減額です。制度変更に伴う減額であります。

質疑に入り、ジャンプ競技場の修繕費はどこかとの質疑があり、秋にスコアボードに落雷があったため、損害保険料で手当てするとの説明がありました。

税務課の固定資産の所有者の登記誤りとはとの質疑があり、税務課で固定資産台帳のチェックの中で資産所有者の名義変更が処理されていないものが見つかり、誤りを正した、なお、固定資産税に滞納がある場合は滞納金に充てるとの説明がありました。

税務課の補償補填及び賠償金の686万5,000円は要綱に基づくものかとの質疑があり、要綱に基づくもので、賠償金ではないとの説明がありました。

総務課、税務課、教育委員会、住民福祉課、それぞれ討論はなく、採決したところ、委員長を除く委員全員の賛成により、議案第26号 平成24年度白馬村一般会計補正予算（第6号）所管事項は可決すべきものと決定されました。

議案第27号 平成24年度白馬村国民健康保険事業勘定特別会計補正予算（第1号）についてであります。

平成24年度白馬村国民健康保険事業勘定特別会計補正予算（第1号）は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2,417万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ12億5,576万3,000円とするもので、事業確定により精算するものであります。

質疑、討論はなく、採決したところ、委員長を除く委員全員の賛成により、議案第27号 平成24年度白馬村国民健康保険事業勘定特別会計補正予算（第1号）は可決すべきものと決定されました。

陳情第14号 平成25年度税制改正に関する陳情について。受理年月日、平成24年12月18日。提出者、財団法人大北法人会会長吉田良造、白馬支部長太田勝であります。

陳情の趣旨は、毎年税制改正に関し、政府、政党、関係省庁に対して建設的な意見を提言し、その実現を強く訴えており、今年も平成25年度税制改正に関する提言を取りまとめました。その実現にご配慮を賜りますようお願い申し上げます。

審査に当たり、国の法人税率が下がっているのに、実質、村の法人税も下がっている、提言書の内容で納得できる項目もあり一部採択すべきという意見がありました。

採決したところ、委員長を除く委員多数の賛成により、陳情第14号 平成25年度税制改正に関する陳情については一部採択すべきものと決定されました。

陳情第1号 年金2.5%削減の中止を求める陳情。受理年月日、平成25年2月21日。提出者、全日本年金者組合長野県本部執行委員長松沢秀紀、大北支部支部長井川恵右であります。

陳情の趣旨は、高齢者の大幅収入減は地域の経済に悪い影響を与え、自治体の税収減にも直結することは言うまでもありません。

記

1. 2013年10月からの2.5%の年金の削減を中止すること。

審査に当たり、高齢者の年金を考えるとともつともであるという意見がありました。

採決したところ、委員長を除く委員全員の賛成により、陳情第1号 年金2.5%削減の中止を求める陳情は採択すべきものと決定されました。

次に、継続審査となっております陳情第11号 安全・安心の医療・介護実現のための夜勤改善・大幅増員を求める陳情書。受理年月日、平成24年11月16日。提出者、長野県医療労働組合連合会執行委員長小林吟子であります。

陳情の趣旨は、看護師など夜勤交代制労働者を1日8時間、週32時間以内、勤務間隔12時

間以上とし、労働環境を改善すること。医師、看護師、介護職員などを大幅に増員すること。

審査に当たり、職員の定着率が大変低い、実情は大変深刻である、増床に対して減少の勧告も出されているという意見がありました。

採決したところ、委員長を除く委員全員の賛成により、陳情第11号 安全・安心の医療・介護実現のための夜勤改善・大幅増員を求める陳情書は採択すべきものと決定されました。

次に、教育委員会から、2020年オリンピック・パラリンピック競技大会東京招致に関する決議について、決議を行ったかどうかと提案がありました。

審査したところ、白馬村もオリンピック・パラリンピックを行い、村民も大変感動と勇気をもたらした。ぜひ日本でオリンピック・パラリンピックが開催されるよう支援・協力するべきという意見がありました。

審査の結果、総務社会委員会では発議することに決定いたしました。

総務社会委員会の報告は以上です。

議長（下川正剛君） ただいまの委員長報告に対する質疑はありますか。

（「なし」の声あり）

議長（下川正剛君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

議案第2号の討論に入ります。討論はありますか。

（「なし」の声あり）

議長（下川正剛君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

採決をいたします。

本案に対する委員長報告は可決です。議案第2号 白馬村辺地対策総合整備計画の変更については、総務委員長報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

（全 員 起 立）

議長（下川正剛君） 起立全員です。よって、議案第2号は委員長報告のとおり可決されました。

議案第3号の討論に入ります。討論はありますか。

（「なし」の声あり）

議長（下川正剛君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

採決をいたします。

本件に対する委員長報告は可決です。議案第3号 白馬村社会福祉法人の補助の手続きに関する条例については、総務委員長報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

（全 員 起 立）

議長（下川正剛君） 起立全員です。よって、議案第3号は委員長報告のとおり可決をされました。

議案第11号の討論に入ります。討論はありますか。

（「なし」の声あり）

議長（下川正剛君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

採決をいたします。

本件に対する委員長報告は可決です。議案第11号 白馬村新型インフルエンザ等対策本部条例の制定については、委員長報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

（全 員 起 立）

議長（下川正剛君） 起立全員です。よって、議案第11号は委員長報告のとおり可決されました。

議案第12号の討論に入ります。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（下川正剛君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

採決をいたします。

本件に対する委員長報告は可決です。議案第12号 白馬村在宅介護支援センター条例を廃止する条例については、委員長報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

（全 員 起 立）

議長（下川正剛君） 起立全員です。よって、議案第12号は委員長報告のとおり可決されました。

議案第13号の討論に入ります。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（下川正剛君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

採決いたします。

本件に対する委員長報告は可決です。議案第13号 白馬村議会等の求めにより出頭した者に対する実費弁償支給条例の制定については、委員長報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

（全 員 起 立）

議長（下川正剛君） 起立全員です。よって、議案第13号は委員長報告のとおり可決されました。

議案第14号の討論に入ります。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（下川正剛君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

採決をいたします。

本件に対する委員長報告は可決です。議案第14号 白馬村消防団員等公務災害補償条例の制定については、委員長報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

（全 員 起 立）

議長（下川正剛君） 起立全員です。よって、議案第14号は委員長報告のとおり可決されました。

議案第15号の討論に入ります。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（下川正剛君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決です。議案第15号 白馬村課設置条例の一部を改正する条例については、委員長報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

（全 員 起 立）

議長（下川正剛君） 起立全員です。よって、議案第15号は委員長報告のとおり可決されました。

議案第16号の討論に入ります。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（下川正剛君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決です。議案第16号 白馬村個人情報保護条例の一部を改正する条例については、委員長報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

（全 員 起 立）

議長（下川正剛君） 起立全員です。よって、議案第16号は委員長報告のとおり可決されました。

議案第17号の討論に入ります。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（下川正剛君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決です。議案第17号 白馬村政治倫理条例の一部を改正する条例については、委員長報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

（全 員 起 立）

議長（下川正剛君） 起立全員です。よって、議案第17号は委員長報告のとおり可決されました。

議案第18号の討論に入ります。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（下川正剛君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決です。議案第18号 公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部を改正する条例については、委員長報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

（全 員 起 立）

議長（下川正剛君） 起立全員です。よって、議案第18号は委員長報告のとおり可決されました。

議案第19号の討論に入ります。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（下川正剛君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決です。議案第19号 白馬村特別職の職員で非常勤のものの報酬に関する条例の一部を改正する条例については、委員長報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

（全 員 起 立）

議長（下川正剛君） 起立全員です。よって、議案第19号は委員長報告のとおり可決されました。

議案第20号の討論に入ります。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（下川正剛君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決です。議案第20号 白馬村税条例の一部を改正する条例については、委員長報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

（全 員 起 立）

議長（下川正剛君） 起立全員です。よって、議案第20号は委員長報告のとおり可決されました。

議案第21号の討論に入ります。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（下川正剛君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決です。議案第21号 白馬村手数料条例の一部を改正する条例については、委員長報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

（全 員 起 立）

議長（下川正剛君） 起立全員です。よって、議案第21号は委員長報告のとおり可決されました。

議案第22号の討論に入ります。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（下川正剛君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決です。議案第22号 白馬村福祉医療費給付条例の一部を改正する条例については、委員長報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

（全 員 起 立）

議長（下川正剛君） 起立全員です。よって、議案第22号は委員長報告のとおり可決されました。

議案第23号の討論に入ります。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（下川正剛君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決です。議案第23号 白馬村国民健康保険条例の一部を改正する条例については、委員長報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

（全 員 起 立）

議長（下川正剛君） 起立全員です。よって、議案第23号は委員長報告のとおり可決されました。

議案第27号の討論に入ります。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（下川正剛君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決です。議案第27号 平成24年度白馬村国民健康保険事業勘定特別会計補正予算（第1号）の件は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

（全 員 起 立）

議長（下川正剛君） 起立全員です。よって、議案第27号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、継続審査となっておりました平成24年陳情第11号の討論に入ります。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（下川正剛君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

採決いたします。

本件に対する委員長報告は採択です。平成24年陳情第11号 安全・安心の医療・介護実現のための夜勤改善・大幅増員を求める陳情書の件は、委員長報告のとおり採択とすることに賛成の方の起立を求めます。

（全 員 起 立）

議長（下川正剛君） 起立全員です。よって、平成24年陳情第11号は採択とすることに決定いたしました。

平成24年陳情第14号の討論に入ります。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（下川正剛君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

採決いたします。

本件に対する委員長報告は一部採択です。平成24年陳情第14号 平成25年度税制改正に関する陳情についての件は、委員長報告のとおり一部採択と決定することに賛成の方の起立を求めます。

(全 員 起 立)

議長（下川正剛君） 起立全員です。よって、平成24年陳情第14号は一部採択とすることに決定いたしました。

陳情第1号の討論に入ります。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長（下川正剛君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

採決いたします。

本件に対する委員長報告は採択です。陳情第1号 年金2.5%削減の中止を求める陳情の件は、委員長報告のとおり採択とすることに賛成の方の起立を求めます。

(全 員 起 立)

議長（下川正剛君） 起立全員です。よって、陳情第1号は採択することに決定いたしました。

続いて、産業経済委員長より報告を求めます。第7番田中榮一産業経済委員長。

産業経済委員長（田中榮一君） 平成25年度第1回白馬村議会定例会の産業経済委員会審査報告をいたします。

本定例会において産業経済委員会に付託された案件は、議案12件であります。

議案第4号 白馬村農業振興施設条例の制定についてであります。

現在、施設ごと個別に施設条例を設けている村農業振興施設、白馬村農業体験実習館、神城多目的集会施設、農産物処理加工施設、野外緑地広場施設、白馬村農村広場施設の設置と管理に関する条例を一本化するものです。指定管理制度の導入も視野に入れたものであります。

質疑に入り、来年度から指定管理者を念頭に置かれているのかということに対し、25年度からは導入は考えていない、今後必要な施設もあろうかと思うので視野に入れたとの答弁がありました。

次に、施設を一括して指定管理なのか、ばらばらに指定管理ができるということなのかに対し、一括、ばらばらとは書いていない。状況により一括や一部もあるという答弁がありました。

討論はなく、採決をしたところ、議案第4号は、委員長を除く委員全員の賛成により、可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第5号 白馬村村道の構造の技術的基準に関する条例の制定についてであります。

地域主権改革一括法により道路法が改正され、市町村道の公道に関する技術的基準及び設置する道路標識の寸法について、市町村条例で定めることとされたための条例制定であります。

質疑、討論がなく、採決をしたところ、議案第5号は、委員長を除く委員全員の賛成により、可決すべきものと決定をいたしました。

次に、議案第6号 白馬村移動等円滑化のために必要な新設特定道路の構造の基準を定める条例の制定についてであります。

地域主権改革一括法により、バリアフリー法、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律が改正され、特定道路の新設・改築に当たっては、市町村条例で定める道路移動等円滑化基準に適合させることが必要になったための条例制定であります。

質疑、討論がなく、採決をしたところ、議案第6号は、委員長を除く委員全員の賛成により、可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第7号 白馬村準用河川における河川管理施設等の構造の技術的基準に関する条例の制定についてであります。

地域主権改革一括法により河川法が改正され、準用河川の河川管理施設のうち主要なものの構造に関する技術的な基準を、市町村条例で定めることとされたための条例制定であります。

質疑、討論がなく、採決をしたところ、議案第7号は、委員長を除く委員全員の賛成により、可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第8号 白馬村村営住宅及び共同施設の整備基準に関する条例の制定についてであります。

これは地域主権改革一括法により改正するもので、公営住宅法が改正され、公営住宅の整備基準を市町村の条例で定めることとされたための条例制定であります。

質疑、討論がなく、採決をしたところ、議案第8号は、委員長を除く委員全員の賛成により、可決すべきものと決定いたしました。

議案第9号 白馬村高齢者等に配慮した公園施設の設置基準を定める条例の制定についてであります。

これも地域主権改革一括法によりバリアフリー法、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律が改正され、特定公園施設、駐車場、トイレの新増設、改築に当たっては、市町村条例で定める基準に適合させることが必要となったための条例制定であります。

質疑、討論がなく、採決をしたところ、議案第9号は、委員長を除く委員全員の賛成により、可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第10号 白馬村公共下水道区域外流入分担金の徴収に関する条例の制定についてであります。

これは、公共下水道に係る事業に要する費用の一部に充てるため、公共下水道区域外流入分担金を徴収することに関し必要な事項を定めるものであり、区域外流入に曖昧な部分があったのと、東部地区農業集落排水事業が平成26年4月1日より公共下水道区域に変更になるもので、区域設定、区域外の流入について定めるものです。

質疑に入り、第5条にある規則は条例として定めるべきと思うがに対し、今定例会に提案している議案第5号から第8号は定める趣旨を条例に委ね、技術的な指針は規則で制定をしている。この議案第10号についても分担金徴収に関する条例で、大きなフレームを条例で定め、規則に

よって具体的な許可基準を定めさせていただいたという答弁がありました。

次に、個人の権利にかかわることがない場合はこれでいいが、下水に関しては個人の権利にかかわるところがある。性質によっては条例でうたい込むことのほうがいいのではないかという質疑に対し、個人の権利にかかわるところは条例で定めるべきと思うが、今回の規則の関係については流入に関する規則ということで許可基準にないものを規定しているので、今回に関しては規則でよろしいかなと理解をしているという答弁がありました。

次に、例規関係は公務員の基本とするところであるが、5条に書かれている規則は法規委員会で審査し出されたものかの質問に対し、法令の順位からいうと、条例、規則、要綱、取扱規定と下位に下がっていく。審査委員会で要綱ではなく、より上位のものにすべきとの判断で規則としたという答弁がありました。

次に、全般的に村長が定めるという文言が出ているが、言葉の内容についてという質疑に対し、この例規に限らず、村にはあらゆる例規、条例、規則、要綱などがあるが、最後に「このほか必要な事項は村長が別に定める」という文言が入っている。下水道の例規を見るにつけ、村長が認めた事項とは何か、基準は明らかにすべきなのかというように思っているという答弁がありました。

意見として、規則などに委任すると言っているが、この規則などが文言や構成が未完成であったり、実行されていないので対応を願いたいという意見がありました。

採決をしたところ、議案第10号は、委員長を除く委員全員の賛成により可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第24号 白馬村都市公園条例の一部を改正する条例についてであります。

地域主権改革一括法により改正するもので、公園を設置する場合において、配置及び規模を定めるもの、公園の設置に関する項目を追加するものであります。

質疑、討論がなく、採決をしたところ、議案第24号は、委員長を除く委員全員の賛成により可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第25号 白馬村公共下水道事業受益者負担に関する条例の一部を改正する条例についてであります。

これは、議案第10号 白馬村公共下水道区域外流入分担金の徴収に関する条例及び白馬村公共下水道区域外流入に関する規則制定によるものの改正によるもので、条例第2条の中の「及び白馬村公共下水道条例第14条の規定により排水区域外汚水の排除を認められた者」を削除をし、従来は区域外流入もこの第2条によって区域内の受益者、受益地と同様な扱いになるということで改正するものであります。

質疑、討論がなく、採決をしたところ、議案第25号は、委員長を除く委員全員の賛成により可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第26号 平成24年度白馬村一般会計補正予算（第6号）についてであります。

これは、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億1,326万8,000円を追加し、予算の総額を歳入歳出それぞれ47億9,433万9,000円とするものであります。

環境課関係であります。4款1項1目の環境衛生費132万2,000円を減額するもので、これは雑排水収集処理委託料100万円の減額、それに水道事業会計補助金34万2,000円の減額をするものです。

4款2項1目の塵芥処理費1,030万円の減額するものは、塵芥処理委託料76万7,000円の減額、それに白馬村山麓環境施設組合清掃センターの負担金811万1,000円の減額をするものであります。

4款2項2目のし尿処理費190万2,000円の減額は、白馬村山麓環境施設組合クリーンコスモ負担金の減額であります。

4款3項1目の温暖化対策費44万7,000円の減額は、太陽光発電補助金44万7,000円の減額であります。申請は6件ほどあったという説明がありました。

議案第26号の観光農政課関係であります。

これは債務負担行為補正についてであります。事業完了に伴い、平成24年度山小屋改修事業のために信州・長野県観光協会から観光施設事業として借り入れた元利償還金1,663万6,000円、これは白馬尻荘の基礎解体撤去等のためであります。

次に、信州・長野県観光協会から観光施設事業として借り入れた元利償還金2,674万3,000円に元利を含めた限度額に変更するものであります。

繰越明許費ですが、5款の農林業費、村単土地改良事業に29万円、10款災害復旧費現年発生林道施設災害復旧事業に1,721万2,000円、これは白馬小谷東山線が降雪のために工事ができなくなったために繰り越すものであります。

支出ですが、5款1項3目の農業振興費71万1,000円の減額で、これは農業振興事業9万6,000円の減額、農産物残雪対策事業54万5,000円の減額、農地集積協力金交付事業7万円の減額であります。

5款1項4目の農地費984万5,000円の増額で、県営事業負担金950万円の増額、これは日高小水力発電に国の予算が1億円つき、地元負担金15%で当初予算1,000万円でありましたけれども、最終的には1,950万円の負担となったものであります。

村単土地改良事業に34万5,000円の増額。

次に、5款3項1目の史跡調査事業費に145万7,000円の減額。

10款1項1目の現年発生林道施設災害復旧費に1,190万9,000円の減額、これは設計委託料の10万8,000円の減、工事請負費1,180万1,000円の減額、これは災害査定額の減額によるものであります。

質疑に入り、曲沢2号橋28万円の震災対策の根拠と、ほかにやらなければならない箇所があるかの質問に対し、農道の管理下にあり重要な構造物ということになっていて、採択要件があり対象となった。ほかにも小さな橋があるのでやったほうがいい。構造を確認するだけのものとの答弁がありました。

次に、建設水道課関係であります。

7款2項2目の道路維持費8,370万3,000円の増額、これは村道維持補修工事費300万3,000円の増額、これは舗装の穴埋めどめに使うお金であります。

除雪事業4,420万円の増額で、除雪委託料4,000万円の増額、燃料費150万円の増額、光熱費100万円の増額、修繕費50万円の増額、原材料120万円の増額、これは凍結防止剤であります。11月からの降雪があり、例年以上に金額がかかったものであります。

除雪機械購入費3,650万円の増額で、除雪ロータリー車を購入するもので、平成2年車で老朽化によるもので、財源として国の緊急経済対策事業の補助金を充てるとの説明がありました。

7款2項3目の道路新設改良費5,329万円の増額、これは村道改良国庫補助事業6,005万円の増額、実施設計委託料805万円の増額、工事請負費5,200万円の増額、これはオリンピック道路岩岳トンネル楠川橋橋梁の調査及び設計などであります。

道路改良起債事業に676万円の減額。

次に、7款3項1目河川総務費100万円の減額で、桜並木の工事終了によるものであります。

質疑に入り、除雪費が増額になっているが、時間にしてどのくらいかに対し、時間より出勤回数により、1回出ると600万円ほどかかり、8回ほどの増となったとの答弁がありました。

次に、除雪費総額でどのくらいになったかに対し、1億9,200万円ほどになったという答弁がありました。

次に、落倉で行われている道路工事の見直しはに対して、公図と違う箇所もあり難しい面もあるが、地元の要望であるので工事承諾をとってできる範囲内で進めたいとの答弁がありました。

次に、調査している白馬サンショウウオについてどうなっているのかの質問に対し、調査については25年度、26年度まで行う。白馬サンショウウオは村の文化財でもあり、配慮をした工事内容になっていると答弁がありました。

次に、楠川の橋はかけかえなのかに対し、80年が経過していて老朽化しているのでかけかえとなる。今回補正する楠川の5,200万円は下部工の工事であり、25年度中に発注し仕上げたい。上部工については25年度の国庫補助を要望していきたいとの答弁がありました。

その橋は総額どのくらいかかるかに対し、1億2,000万円ほど予定しているとの答弁がありました。

議案第26号については質疑、討論がなく、26号の採決に入り、議案第26号 平成24年

度白馬村一般会計補正予算（第6号）産業経済委員会所管事項は、委員長を除く委員全員の賛成により可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第28号 平成24年度白馬村下水道事業特別会計補正予算（第3号）についてであります。

これは、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ167万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ6億3,661万1,000円とするものであります。

歳入については、下水道使用料157万2,000円の減額、前年度繰越金が1,324万8,000円、下水道資本費平準化債1,000万円の減額。

歳出ですが、一般管理費155万2,000円の増額、職員手当10万円の増額、印刷製本費28万円の増額、受益者負担金還付金117万2,000円の増額、これは2件分の還付金であります。公共下水道建設費12万4,000円の増額、前納報償金です。受益者負担金納入が7件あり、総額で32万円であり、不足分であります。

質疑に入り、受益者負担金還付金117万2,000円の詳しい説明をの質問に対し、2件とも賦課をするべき年に賦課していなかったもので、1件はB&Gプールの敷地94万2,100円で、もう1件は個人で、調査で判明し時効になってしまったものであり6万8,800円で、加算金が16万5,000円となるというものであるとの答弁がありました。

次に、9月の決算議会において数字が合わなく附帯決議をした。24年度中に修正を求めたが、進捗状況はの質問に対し、精査をしている、もうしばらくすれば確定数字が出ると思っているとの答弁がありました。

採決をしたところ、討論がなく、議案第28号は、委員長を除く委員全員の賛成により可決すべきものと決定いたしました。

議案第29号 平成24年度白馬村水道事業会計補正予算（第2号）についてであります。

収益的収入及び支出、収入ですが、1款1項営業収益591万円の減額、支出は1款1項の営業費用130万円の減額、1款2項の営業外費用60万円の増額。

次に、資本的収入及び支出は、収入は1款1項の負担金150万円の減額、支出として1款1項の建設改良費1,924万円の減額。

質疑、意見もなく、採決をしたところ、討論がなく、議案第29号は、委員長を除く委員全員の賛成により可決すべきものと決定いたしました。

以上です。

議長（下川正剛君） 審議の途中でございますけれども、暫時休憩をいたします。

休憩 午前11時11分

再開 午前11時15分

議長（下川正剛君） 再開いたします。

田中委員長、続けてください。

産業経済委員長（田中榮一君） 先ほど議案第25号についての概要説明のところを、一部漏れておりましたので、つけ加えたいと思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。

もう一度読みます。

議案第25号 白馬村公共下水道事業受益者負担に関する条例の一部を改正する条例について。

議案第10号 白馬村公共下水道区域外流入分担金の徴収に関する条例及び白馬村公共下水道区域外流入に関する規則制定によるものの改正によるもので、条例第2条の中の「及び白馬村公共下水道条例第14条の規定により排水区域外汚水の排除を認められた者」を削除をし、従来は区域外流入もこの第2条によって区域内の受益者、受益地と同様な扱いになるということで、それを区別するために改正するものということに訂正をしたいと思いますので、よろしくお願ひします。

もう一度申し上げます。

初めに、区域内の受益者、受益地と同様な扱いになるということで改正するというように報告をいたしました。が、扱いになるということで、それを区別するために改正するものであるということに変更をしたいものであります。よろしくお願ひしたいと思います。

以上です。

議長（下川正剛君） ただいまの委員長報告に対する質疑はありませんか。

質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

議案第4号の討論に入ります。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（下川正剛君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

採決をいたします。

本案に対する委員長報告は可決です。議案第4号 白馬村農業振興施設条例の制定については、委員長報告のとおり賛成の方の起立を求めます。

（全 員 起 立）

議長（下川正剛君） 起立全員です。よって、議案第4号は委員長報告のとおり可決されました。

議案第5号の討論に入ります。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（下川正剛君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決です。議案第5号 白馬村村道の構造の技術的基準に関する条例の制定については、委員長報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

（全 員 起 立）

議長（下川正剛君） 起立全員です。よって、議案第5号は委員長報告のとおり可決されました。
議案第6号の討論に入ります。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（下川正剛君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決です。議案第6号 白馬村移動等円滑化のために必要な新設特定道路の構造の基準を定める条例の制定については、委員長報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

（全 員 起 立）

議長（下川正剛君） 起立全員です。よって、議案第6号は委員長報告のとおり可決されました。

議案第7号の討論に入ります。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（下川正剛君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決です。議案第7号 白馬村準用河川における河川管理施設等の構造の技術的基準に関する条例の制定については、委員長報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

（全 員 起 立）

議長（下川正剛君） 起立全員であります。よって、議案第7号は委員長報告のとおり可決されました。

議案第8号の討論に入ります。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（下川正剛君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決です。議案第8号 白馬村村営住宅及び共同施設の整備基準に関する条例の制定については、委員長報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

（全 員 起 立）

議長（下川正剛君） 起立全員です。よって、議案第8号は委員長報告のとおり可決されました。

議案第9号の討論に入ります。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（下川正剛君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決です。議案第9号 白馬村高齢者等に配慮した公園施設の設置

基準を定める条例の制定については、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

(全 員 起 立)

議長（下川正剛君） 起立全員です。よって、議案第9号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第10号の討論に入ります。討論はありませんか。

最初に、原案に反対者の発言を許します。第10番小林英雄議員。

第10番（小林英雄君） 10番小林英雄です。

私は、議案第10号 白馬村公共下水道区域外流入分担金の徴収に関する条例の制定については、反対の立場で討論をさせていただきます。

この条例案には数々の欠陥が見受けられます。特に重大と思われるのは、次の3点であります。

第1に、第3条は村長が定めた徴収区域に、また第5条は村長が決定する白馬村公共下水道区域外流入に関する規則に従って、条例で受益者や分担金の額を決めることになっております。

つまり、条例の規定する内容が村長の決定に左右されることになり、議会が村長に従属する関係になります。

第2に、条例と規則の整合性がありません。条例第5条では受益者に分担金を賦課するとなっておりますが、規則第6条では利用者が分担金を納入しなければならないと言っています。そうとなっております。条例の受益者と規則の利用者との関係はどこにも規定されておられません。

第3に、規則第3条では、区域外流入の許可を受けようとする者は、様式第1号で許可申請書を提出しなければならないことになっております。

一方、白馬村公共下水道条例施行規則第11条では、様式第11号で、区域外排除申請書を提出しなければならないことになっております。村民はどちらの申請書を提出すればよいのでしょうか。

本条例は、東部地区農業集落排水施設の公共下水道統合に関連してのことと思われませんが、東部農排の統合による……

議長（下川正剛君） 小林議員、通告に従って討論してください。

第10番（小林英雄君） 供用開始は来年4月に予定しております。この欠陥の多い条例は本会議で採択しないで、再度検討し提出しても十分に間に合うのではないのでしょうか。

つけ加えれば、先ほど述べた問題の第1に関して、基本は条例で規定し、その他村長が定めるということは、本条例に限らずよくあることだとの説明がありました。本条例には、その他村長が定めるなどの委任規定はどこにもありません。このような説明を信じて条例を可決しましたなら、平成13年の賦課がえを制定した条例改正に当たって、徴収方法の変更という行政の説明をうのみにして、当時の議長も、それから我が党所属の議員も含めて全員賛成で可決した条例改正の轍を踏むことになります。将来に禍根を残す条例は制定すべきではないと考えます。

以上で終わります。

議長（下川正剛君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。第11番太谷正治議員。

第11番（太谷正治君） 11番太谷正治でございます。

私は、議案第10号 白馬村公共下水道区域外流入分担金の徴収に関する条例の制定について、賛成の立場から討論をさせていただきます。

議案第10号 白馬村公共下水道区域外流入分担金の徴収に関する条例の制定については、公共下水道区域外流入の分担金を徴収するために必要な事柄を定めるもので、これから東部農集排を公共下水道に統合するために関係する、大変重要な条例です。

予算は既に議決されていて、事業の実施はすぐそこに来ております。だから、早急に必要な条例でもあります。内容も他の市町村を参考にして白馬の特徴も見てつくってあって、納得できます。よって、私は賛成いたします。

ただ、反対討論に、第3条の徴収区域は村長が定めたとか、条例が規則に制限されているという反対の理由を挙げられているのですが、行政処分として村長が定めるという表現は幾らでもあることですし、条例が規則に制限されると言いましたが、制限されているのではなく、条例が規則に委任されているから当然のことです。条例が規則に委任していることと制限されていることとは全く違うのです。

これも意見に出ましたが、村長が定めたと村長が定めるの定めは二通りあって、全く違うと思います。よって、この条例の制定は当然であるので、賛成の立場からの討論いたします。

ただ、規則だから重きがあるといっても、議会は目を光らせているということを行政の方々は肝に銘じていただきたいと思っております。以上です。

議長（下川正剛君） ほかに討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（下川正剛君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決です。議案第10号 白馬村公共下水道区域外流入分担金の徴収に関する条例の制定については、委員長報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

（多数起立）

議長（下川正剛君） 起立多数です。よって、議案第10号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第24号の討論に入ります。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（下川正剛君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

採決いたします。

本件に対する委員長報告は可決です。議案第24号 白馬村都市公園条例の一部を改正する条例については、委員長報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

(全 員 起 立)

議長(下川正剛君) 起立全員です。よって、議案第24号は委員長報告のとおり可決されました。議案第25号の討論に入ります。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(下川正剛君) 討論なしと認め、討論を終結いたします。採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決です。議案第25号 白馬村公共下水道事業受益者負担に関する条例の一部を改正する条例については、委員長報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

(多 数 起 立)

議長(下川正剛君) 起立多数です。よって、議案第25号は委員長報告のとおり可決されました。議案第28号の討論に入ります。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(下川正剛君) 討論なしと認め、討論を終結いたします。採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決です。議案第28号 平成24年度白馬村下水道事業特別会計補正予算(第3号)は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

(多 数 起 立)

議長(下川正剛君) 起立多数です。よって、議案第28号は委員長報告のとおり可決されました。議案第29号の討論に入ります。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(下川正剛君) 討論なしと認め、討論を終結いたします。採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決です。議案第29号 平成24年度白馬村水道事業会計補正予算(第2号)は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

(全 員 起 立)

議長(下川正剛君) 起立全員です。よって、議案第29号は委員長報告のとおり可決されました。常任委員会において分割審査をしていただきました議案第26号の討論に入ります。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(下川正剛君) 討論なしと認め、討論を終結いたします。

採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決です。議案第26号 平成24年度白馬村一般会計補正予算(第6号)は、常任委員長報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

(全 員 起 立)

議長(下川正剛君) 起立全員です。よって、議案第26号は委員長報告のとおり可決されました。

△日程第2 予算特別委員長報告並びに議案の採決

議長(下川正剛君) 日程第2 予算特別委員長報告並びに議案の採決を行います。

予算特別委員長より報告を求めます。第12番松沢貞一予算特別委員長。

予算特別委員長(松沢貞一君) 本定例会において予算特別委員会に付託された予算議案6件について、審査の概要と結果をご報告いたします。

最初に、議案第30号 平成25年度白馬村一般会計予算についてでございます。

これは歳入歳出予算総額を47億100万円とする。前年と比較して2億9,500万円、6.7%の増でございます。

主な内容としては、歳入では、村税13億3,200万円、前年と比較して2.2%の増、地方交付税16億5,500万円、前年と比較し3.1%の増、村債6億4,300万円、前年と比較し32.3%の増などがございます。歳出では、普通建設事業ハード事業、5億8,500万円、前年と比較し53.9%の増、補助費等7億8,200万円、前年と比較し4.0%の増、公債費6億2,800万円、前年と比較し6億2,800万円、前年と比較し6.8%の減などがございます。

最初に、総務課議会会計室所管事項でございますが、主な内容としては村議会議員選挙、参議院議員選挙の経費1,300万円、ウインドウズXPのサポートが終了することに伴い、更新の必要がある公用パソコンを2カ年で更新する計画で、25年度は600万円。消防費は1億7,000万円、前年比600万円の増で、増額の主なものは北アルプス広域連合負担金1,200万円増などがございます。

質疑において、1、予算について、国の動向により村の財政運営に与える影響は大きいですが、実際の見込みと違った国の方針が出た場合はどうするのかという質問があり、行政側より、財政調整基金を取り崩すことにより対応するという答弁がございました。

2、公用車の台数について及びその保険についての質問があり、行政側より、公用車は全部で50台、保険は全車加入している。事故の場合、直接保険会社から修理工場に支払われるので一般会計からの支出はない。各課が専用使用する車両については、保険料は各課ごとに負担する。総務課の負担する保険料は75万4,000円であるという答弁がございました。

3、2款1項1目白馬村職員互助会負担金等142万6,000円について質問があり、行政側より、副村長を代表とする組織であり、福利厚生事業を職員間で行っている。県の互助会の傘

下にあり、上部組織である県の職員互助会への負担金であるという答弁がございました。

4、2款1項6目パソコン等購入費600万円について質問があり、行政側より、ウインドウズXPのサポート終了によるもので、半分を入れかえる。期限が平成26年4月8日なので、25年の後半及び平成26年の年初に入れかえる予定であるという答弁がございました。

環境課の所管事項につきまして、主な内容は、清掃費は1,300万円の減額、し尿処理場クリーンコスモ姫川の建設費償還が終了し、白馬村山麓環境施設組合負担金が減額となったもの。広域ごみ処理施設の建設予定地が決定し、生活環境影響調査等に着手となるため北アルプス広域連合への負担金は800万円の増、温暖化対策費は太陽光発電装置の設置に対し補助金120万円、電気自動車の急速充電器の設置工事費や普通充電器設置の補助金などに600万円などでございます。

質疑において、1、4款3項2目電気自動車EV充電器設置工事請負費400万円についての質問があり、行政側より、国の緊急経済対策予算1,000億円を利用する。設置場所は道の駅を予定、その後、役場、ジャンプ台、観光拠点などに将来的には7基程度は検討したい。維持管理も行う。料金については課金システムの導入を検討するという答弁がございました。

2、4款3項2目太陽光発電施設等設置補助金320万円についての質問があり、行政側より、太陽光発電施設に12万円掛ける10件で120万円、電気自動車EV普通充電器の補助に、4万円掛ける50件で200万円を計上したという答弁がございました。

3、4款2項1目ごみ集積場設置補助金300万円についての質問があり、行政側より、限度額を120万円から300万円に上げる予定。3年間のうちに全地区に集積場を設置しなければいけない。対象は10地区ほどあり、要望が出てくれば補正で対応するという答弁がございました。

4、課の再編により環境課がなくなるが、どの課が担当となるかという質問があり、行政側より、塵芥処理費、し尿処理費、環境衛生費については住民課、自然環境費については総務課、都市計画費、都市公園費については建設課が担当することになるという答弁がございました。

続きまして、税務課所管事項でございますが、主な内容は賦課収納業務電算委託料887万9,000円、土地鑑定評価委託料237万9,000円、これは固定資産税の評価がえへの対応でございます。長野県地方税滞納整理機構負担金729万円などでございます。

質疑において、1、2款2項2目土地鑑定評価委託料237万9,000円についての質問があり、行政側より、これは不動産鑑定士に依頼するものという答弁がございました。

2番、2款2項2目、長野県地方税滞納整理機構負担金729万円について質問があり、行政側より、平成23年度の徴収実績は5,279万円で、24年度は20件依頼した。完全に徴収が済んだところが1件出た。効果は出ているという答弁がございました。

3、滞納の状況について質問があり、行政側より、最近では昨年が一番徴収率がよかったが、

24年度も昨年並みの状況で、2月現在で徴収率は60.5%となっている。昨年の最終は64%だが、2月で比較すると今年のほうが0.4%上回っているという答弁がございました。

建設水道課所管事項でございます。

主な内容は、村道改良国庫補助事業では、橋梁長寿命化計画に基づき楠川橋、谷地原橋の修繕工事に6,300万円、村道0105線オリンピック道路の舗装修繕に3,700万円、村道改良起債事業は落倉新田、八方口の継続事業、舗装新設と舗装修繕工事などに8,800万円などでございます。

質疑において、7款4項3目下水道事業特別会計操出金2億9,500万円について、昨年より2,700万円増えているが、原因は何かという質問があり、行政側より、平成25年度に東部地区の農業集落排水事業を統合するに当たり、補助金の対象にならない工事が1,000万円ほどある。また、受益者管理システムを現在の三谷コンピュータから電算にかえるために600万円ほど、受益者負担金の調査を専門で担当する臨時職員を1年間雇用する費用等で約2,000万円が必要となる。これを平準化債を借りずに一般会計から繰り出すことにしたため、なお、一般会計から繰り出す金額に対しては交付税措置がなされているという答弁がございました。

7款2項3目道路改良事業地元分担金262万5,000円について、限界集落というような戸数が減っている地域に公共事業を入れなければいけないときに一律の負担を求めても困難で、解消策を検討する時期に来ているのではないかという質問があり、行政側より、徴収をやめるしかないが、それには議会でも検討が必要である。ただ、地元負担金の枠を取り払うと必要以上に要望が増える可能性があるという答弁がございました。

住民福祉課関係の所管事項でございます。

主な内容は、福祉の充実のため、岳の湯をデイサービス施設として改修する経費5,000万円、年内の開設に備え、緊急雇用創出事業を活用し、デイサービス開設準備委託料に700万円、平成22年度から白馬村単独事業として実施している福祉医療費給付事業の乳幼児等医療給付費、18歳までに範囲を拡充し、当初予算は200万円を増額して2,100万円、保健衛生費は700万円の増額、平成25年度から子宮頸がん、肺炎球菌、ヒブについては定期接種となるため600万円を計上した。母子保健の電算システムを導入し、出生から予防接種、健康管理を一元管理するための導入経費として500万円などでございます。

質疑において、1、3款1項2目デイサービス開設準備委託料720万6,000円について、県の緊急雇用創出事業補助金を充てるが、内容は何かという質問があり、行政側より、新規の雇用に対して補助されるものだが、既に社会福祉協議会で採用している職員1名分の費用に充当する。今後どれだけの規模でやっていくかは運営する側で判断することになるという答弁がございました。

2、デイサービス施設岳の湯の計画について質問があり、行政側より、改修工事は約6カ月か

かる。新年度に入って発注時期や工事業者を決めて予定を立てる。開所は、年末年始を除く月曜から金曜の午前8時30分から17時15分までで、サービス提供時間は午前9時から16時まで、定員は15名で計画している。職員は管理者と生活相談員を兼ねて1名、介護福祉士と看護師を合わせて当初5名から6名の体制を予定、介護保険料については県が9割を負担、自己負担が1割となる。一般浴室と一部特殊浴の車椅子対応型の浴槽を計画している。送迎が必要となるという答弁がございました。

3款1項2目老人福祉施設措置費2,766万9,000円について質問があり、行政側より、対象者は10名で、うち8名はかしわ荘に入所、2名は大北広域の圏外に入所しているという答弁がございました。

4、3款1項2目配食サービス事業委託料318万円について質問があり、行政側より、月300食の計画で、平成23年度の実績は月210食、平成24年度は170食だが、増加を見込んでいるという答弁がございました。

観光農政課所管事項でございます。

主な内容は、平成24年度から3カ年計画の奈良井有効利用整備事業は、用地買収と一部の工事の事業費として1億2,400万円、県営事業の小水力発電は一部工事が始まり負担金3,000万円、特産品開発を推進するため、アドバイザーの指導や新品種の試験栽培などに取り組む団体への支援に200万円、林業費では、林道細野線改良工事に900万円、村内経済の活性化対策として平成23年度から実施した住宅リフォーム補助事業に2,000万円などでございます。

また、21観光戦略事業の白馬村観光局負担金7,977万円、海外観光客受け皿整備事業に367万円などでございます

質疑において、農政関係では、1、5款1項3目特産品開発団体支援補助金250万円について質問があり、行政側より、1団体50万円で5団体分の予算を予定、現在3団体から申請があるという答弁がございました。

2、5款1項4目奈良井有効利用整備事業用地購入費4,000万円について質問があり、行政側より、近隣の売買事例を見ると、1平方メートル当たり700円から800円で、地権者と交渉をしている。用地購入費は平成24年度3,000万円、25年度4,000万円、合計7,000万円を予定しているという答弁がございました。

3、5款1項3目経営体育成交付金1,491万円について質問があり、行政側より、認定農業者4名で国の補助金が認められたもの、村の負担はない。農業機械、トラクター、コンバイン等は高額であり、乾燥機も相当な金額になるという答弁がございました。

観光関係では、1、6款1項3目21観光戦略事業8,488万9,000円について、うち観光局負担金が7,977万円で、観光課の予算としては残りの500万円だが、事業はできる

のかという質問があり、行政側より、観光課としては21観光戦略事業だけが事業ではなく、観光総務費からも事業費が出ている。村として観光局に委託している事業もある。観光局の役割と村の施策として観光振興の中で生かす部分について明確にしていく、これから観光局を役場庁舎に移動させ観光課と同じフロアになるので、時間をかけながら調整していくという答弁がございました。

2、6款1項3目海外観光客受け皿整備事業委託料367万5,000円について質問があり、行政側より、観光局へ委託する予算は平成24年度と同様の予算とした。24年度の運行実績は、24年12月22日から25年2月28日までの69日間で1万156人で、1日当たり147人となった。23年度は運行日数で10日多く、乗車実績で109人多いが、1日当たりでは130人となり24年のほうが20人近く多い。また、チケットの販売にも力を入れたことで収益も50万円程度増加した。

3、6款2項1目住宅リフォーム補助事業2,008万円について、1業者が何十件も持ち込んだ経緯があり、一般村民の不評を買ったが対策は考えているかという質問があり、行政側より、不公平感がないように書類審査をして抽せんで決める方法を検討する。リフォーム補助金としては25年度の2,000万円をもって終了とする。増額は考えていないという答弁がございました。

4、住宅リフォーム補助事業の経済効果について質問があり、行政側より、工事費のみで本日まで実績報告書が上がってきている分の工事費総額が1億8,955万6,000円で、実績報告が上がっていない分を含めると2億1,225万9,000円となる。この上にさらにプラスの経済効果は当然あると考えられるという答弁がございました。

教育委員会、教育課の所管事項でございます。

主な内容は、小中学校の中規模修繕を計画的に実施する学校整備事業に3,400万円、そのうち主な事業内容は、中学校グラウンド改修や南小北校舎床改修などの工事請負費に2,500万円、学校教職員用パソコン更新や中学生用椅子の購入に400万円、北小受変電設備改修や中学校3年教室床塗装など修繕費に400万円、社会教育費ではグリーンスポーツ内にある歴史民俗資料館トイレの水洗化工事に1,000万円、伝統的建造物群保存事業に3件で1,200万円などでございます。

質疑において、1、9款2項2目準要保護児童援助費24万1,000円、65万7,000円、9款5項3目準要保護児童生徒援助費337万5,000円等について質問があり、行政側より、学用品費については教育振興費として、給食費については保健体育費の学校給食費として計上している。援助を受ける想定している人数は、南小11名、北小31名、白馬中27名で、総額618万5,000円を計上しているという答弁がございました。

2、9款4項4目下水道加入負担金41万3,000円について質問があり、行政側より、グ

リーンスポーツの歴史民俗資料館のトイレの件である。歴史民俗資料館の施設自体が区域外なので、区域外流入をお願いしている。受益者負担金の区域外流入の加入負担金ということである。負担金は900円掛ける面積917.88平方メートルで、社会教育施設なので50%減免となり、41万3,000円を算定したという答弁がございました。

3、受益者負担金か加入分担金かわからない。歴史民俗資料館は排水区域外であり、これから決定されると説明されているが、区域外流入に対する取り扱い要綱に適合するということが疑問であるという質問があり、行政側より、この件は旧条例でやっている。今までも区域外流入というのはあった。歴史民俗資料館も区域外流入ということで加入負担金を計上した。議案第10号の条例が可決されると名称も新しくなる。予算をつくった時点ではまだ旧条例の対象だった。下水道加入負担金という予算書の表示が適切であったかどうかは疑問のところもあるが、趣旨としては受益者の負担金ということであるという答弁がございました。

4、9款1項2目学校環境整備事業3,456万1,000円について質問があり、行政側より、平成23年度までに上がってきた要望の中で中規模以上高規模のもの、かつ国の補助が得られないものについて優先順位をつけて3カ年で実施するもの。平成26年度は白馬中学校の屋根の補修、暑さ対策を予定しているという答弁がございました。

スポーツ課の所管事項でございます。

主な内容は、スポーツ事業費の施設管理費でスノーハープの改修工事5,500万円、保健体育費はプールの改修工事が24年度で完了したことにより、25年度は8,200万円の減額などでございます。

質疑において、1、スノーハープのローラースキーコースの整備については本定例会の議案の中で初めて聞いたので、十分議論できる時間がない。排水工事とローラースキーコースの工事を分離することはできないかという質問があり、行政側より、排水対策工事は自己財源でやれば6,900万円必要だが、辺地対策事業として認められれば、自己財源は20%の1,200万円できる。ただし、排水対策という修繕工事だけでは辺地債の対象にならないため、辺地債が認められるような計画を立てたほうがいいということで予算要求をした。このことにより、2億円という辺地債の変更をしても自己財源は4,000万円で済むという答弁がございました。

2、スノーハープの土壌や環境などについては大変問題が多い。排水対策工事をやってそれが大丈夫だと確認できた上で次に進むというように、1つ1つステップを踏むやり方のほうがいいと思う。突然ローラースキーの計画が出てきたが、スノーハープをどうしたらいいのかわからないという質問があり、行政側より、スノーハープを基本的にどう改良するかについては、計画は2年前から出している。排水対策の調査をし、その結果を見てどうするかを決めていく。ローラースキーコースについては、ナショナルトレーニングセンター構想の指定が受けられそうだということ、地域の小中学生や全日本の選手などが農道などでローラースキーの練習をして危険で

あり、道路管理者としても問題という指摘を受けたこと、コンバインドの選手の合宿などスポーツ合宿の誘致や観光振興にも結びつき、スキークラブの要請としても理にかなっていること、辺地の事業を導入するに当たっては、新しい事業が必要であるということから、ローラースキーのスキーコースの計画をあわせて上程したという答弁がございました。

3、議会としては、スノーハープについては昨年12月定例会のときに排水対策の案を示されたところで終わっている。排水対策事業については議会でも議論し、ある程度理解しているが、ローラースキーコースについては第2号議案の説明ということで今日初めて聞いた話であり、検討する時間が必要である。排水対策工事が7,100万円、ローラースキーコースが6,700万円とほぼ同規模の予算であり、辺地債なら自己財源20%だからいいということではなく、十分検討した上で責任を持って判断をすべきであるという意見がございました。

4、ローラースキーの道路での練習は大変危険である。スキークラブの要請もあり、ローラースキーコースをつくったほうがよい。ローラースキーの大会をやれば、選手も呼べるし観光振興にも役立つという意見がございました。

5、ローラースキーコースは戦略的にどう活用するかという質問があり、行政側より、全日本スキー連盟を通して誘致活動をすることも出てくる。利用方法はいろいろあるので目的に沿って大勢の人に来ていただく方法はあるという答弁がございました。

そのほか、さまざまな意見、質疑がありましたが、その大半はローラースキーコースについては十分議論を尽くした上で判断したほうがいいというものでございました。

当日、3月6日の審査はここで一旦終了し、総務社会委員会に付託された関連する議案第2号 辺地対策総合整備計画の変更についての審査の後に、日程をとって再度審査することにいたしました。

その後、3月11日に議案第2号について村長より訂正請求が提出され、訂正後の議案第2号について総務社会委員会で審査が行われました。その後、3月14日に予算特別委員会を開催し、教育委員会、スポーツ課の所管事項について再度審査をいたしました。

質疑は特になく、質疑を終結いたしました。

議案第30号の採決でございますが、これをもって議案第30号について各課ごとの所管事項の説明、質疑を終結しました。討論はなく、採決したところ、議案第30号 平成25年度白馬村一般会計予算は、委員長を除く委員全員の賛成により、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

続きまして、議案第31号 平成25年度白馬村国民健康保険事業勘定特別会計予算についてでございます。

これは、歳入歳出予算総額を12億5,138万5,000円とするものでございます。前年と比較して1,980万円、1.6%の増でございます。

主な内容としては、歳入では、国保税2億8,602万円、国庫支出金2億9,824万3,000円、一般会計保険基盤安定繰入金5,400万円、基金繰入収入不足分2,122万3,000円などがございます。歳出では、保険給付費7億8,224万7,000円、後期高齢者支援金1億7,966万1,000円、共同事業拠出金1億1,320万5,000円などがございます。

質疑において、1、2款3項1目一般被保険者移送費1万円について質問があり、行政側より、一般被保険者移送費と退職被保険者移送費がある。病院に入院している被保険者が病院の指示で他の病院に救急車を使っただけでなく、タクシー等で移動した場合に給付する費用であるという答弁がございました。

2、保険料の未納により保険証を持っていないケースはあるかという質問があり、行政側より、保険証を持っていない人はない。ただし、滞納して1カ月ごとに短期証を発行している場合、税務課が確認して渡しているが、そのときに来ない場合は空白期間が生じる可能性はある。人数は、平成24年11月1日現在、1カ月の短期証の方が23世帯で44名、6カ月までの短期証の方が84世帯で143名、資格証明書の交付世帯が44世帯で66名となっているという答弁がございました。

討論はなく、採決したところ、議案第31号 平成25年度国民健康保険事業勘定特別会計予算は、委員長を除く委員全員の賛成により、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

続きまして、議案第32号 平成25年度白馬村後期高齢者医療特別会計予算についてでございます。

これは、歳入歳出予算総額を6,820万円、前年と比較して26万3,000円、0.4%の増とするものでございます。

主な内容は、歳入は保険料4,839万7,000円、保険基盤安定繰入金1,859万9,000円などがございます。

歳出では、後期高齢者医療広域連合保険料負担金6,700万6,000円などがございます。

質疑、討論がなく、採決したところ、議案第32号 平成25年度白馬村後期高齢者医療特別会計予算は、委員長を除く委員全員の賛成により、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

議長（下川正剛君） 予算特別委員長報告の途中ですが、ただいまから1時10分まで休憩といたします。

休憩 午後 0時09分

再開 午後 1時10分

議長（下川正剛君） 休憩前に引き続き、予算特別委員長の報告を求めます。第12番松沢貞一予算特別委員長。

予算特別委員長（松沢貞一君） 引き続き、予算特別委員会のご報告をいたします。

議案第33号 平成25年度白馬村下水道事業特別会計予算についてでございます。

歳入歳出予算総額を6億3,771万円とするものでございます。前年と比較して5,979万9,000円、10.3%の増でございます。

主な内容は、歳入としては使用料1億8,100万円、一般会計繰入金2億9,500万円、村債1億2,830万円などでございます。

歳出は公債費4億7,378万1,000円、浄化センター長寿命化計画策定で1,000万円、東部農集排統合事業で4,608万7,000円などでございます。

質疑において、1款2項1目前納報奨金ほか1,000円についての質問がありました。行政側より、頭出しで1,000円を計上した。平成24年度以前に区域外流入として認められて分納で受益者負担金を払っている人が1年分を一括で払った場合には、前納報奨金の対象となるという答弁がございました。

歳入の1款2項1目下水道受益者負担金50万円、下水道受益者負担金滞納繰越分620万円についての質問があり、行政側より、頭出しで50万円としたもの。滞納繰越分については今年度受益者負担金の滞納繰越分の収入が2月現在で890万円ほどになった。それを見込んで、ある程度かたい線で620万円とした。

3、1款2項1目受益者負担金電算委託料609万円について質問があり、行政側より、現在は電算でも受益者負担金システムを取り扱っている。徴収対策で税務課の固定資産のデータと連動ができ、土地の移動が定期的に表示ができれば、土地の管理等にうまく利用できるというメリットがあるという答弁がございました。

4、平成13年に電算から三谷コンピュータに移行したときに、データが消えたり不明確なところがあったりして大変な混乱をしたという話を聞いているが、そのような問題にどう対応するかという質問があり、行政側より、全く違うところからの導入になるので、実態テスト、統合テスト、受け入れテスト、総合検証、運用検証等十分な対策を講じ、平成13年のときのようなことがないように対策を講じながら移行するという答弁がございました。

討論がなく、採決したところ、議案第33号 平成25年度白馬村下水道事業特別会計予算は、委員長を除く委員全員の賛成により、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

議案第34号 平成25年度白馬村農業集落排水事業特別会計予算についてでございます。

これは、歳入歳出予算総額を3,452万2,000円とするものでございます。前年と比較し、149万8,000円、4.2%の減でございます。

主な内容として、歳入では使用料852万2,000円、一般会計繰入金2,350万円などでございます。歳出では公債費2,473万6,000円、維持管理費961万5,000円などでございます。

質疑において、地方債の平成25年度末現在高見込額は1億7,277万9,000円となっているが、東部地区の農集排は全て精算されるのか、残っているとすればどういう扱いになるかという質問があり、行政側より、東部地区については引き続きこの会計で処理していくという答弁がございました。

討論はなく、採決したところ、議案第34号 平成25年度白馬村農業集落排水事業特別会計予算は、委員長を除く委員全員の賛成により、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

続きまして、議案第35号 平成25年度白馬村水道事業会計予算についてでございます。

損益勘定は、収益は2億8,418万4,000円、費用は2億8,230万7,000円で、187万7,000円の経常利益を計上しています。

資本勘定としては、収入は693万9,000円、支出は9,130万1,000円を計上しました。資本的支出が資本的収入に対して不足する額8,436万2,000円は、損益勘定留保資金等で補填するものでございます。

質疑において、1款3項1目過年度損益修正損400万円についての質問があり、行政側より、過年度の不納欠損分と漏水による減免の還付金の過年度分であるという答弁がございました。

1款1項1目工事請負費2,153万5,000円のうち、沢渡の 地区の布設がえの流入について質問があり、行政側より、南小付近の国道148号線の工事により配水管と送水管の高さが低くなったため、布設がえをせざるを得ないためという答弁がございました。

討論はなく、採決したところ、議案第35号 平成25年度白馬村水道事業会計予算は、委員長を除く委員全員の賛成により、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上、予算特別委員会の報告といたします。

議長（下川正剛君） ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。質疑はありますか。

（「なし」の声あり）

議長（下川正剛君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

議案第30号の討論に入ります。討論はありますか。

（「なし」の声あり）

議長（下川正剛君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決です。議案第30号 平成25年度白馬村一般会計予算は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

（多数起立）

議長（下川正剛君） 起立多数です。よって、議案第30号は、委員長報告のとおり可決されました。

議案第31号の討論に入ります。討論はありますか。

(「なし」の声あり)

議長(下川正剛君) 討論なしと認め、討論を終結いたします。

採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決です。議案第31号 平成25年度白馬村国民健康保険事業勘定特別会計予算は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

(全員起立)

議長(下川正剛君) 起立全員です。よって、議案第31号は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第32号の討論に入ります。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(下川正剛君) 討論なしと認め、討論を終結いたします。

採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決です。議案第32号 平成25年度白馬村後期高齢者医療特別会計予算は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

(全員起立)

議長(下川正剛君) 起立全員です。よって、議案第32号は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第33号の討論に入ります。

最初に、原案に反対者の発言を許します。第10番小林英雄議員。

第10番(小林英雄君) 10番小林英雄です。

私は、議案第33号 平成25年度白馬村下水道事業特別会計予算に反対の立場で討論をさせていただきます。

予算では、受益者負担金のコンピューターシステムの変更に約600万円の予算を計上しております。15日の私の一般質問で、受益者負担金制度は賦課がえの違法性ととも新しい制度の検討も第三者委員会に依頼することが明らかになりました。受益者負担金制度が大幅に変わる可能性が大きくなったと思います。現在の制度をもとにシステムを変更することは、制度が変わったときは大幅なシステム変更が必要になります。全く無駄な予算を投入することになります。このような無駄な予算を認めるわけにはいきません。

なお、下水道調査特別委員会に出された賦課がえの数字については全く信頼できないもので、行政もシステムではわからないということでした。わからない間違っ情報を新たなシステムに取り入れることは、間違いを今後も引きずることになります。新しい制度、新しい情報が確定してから予算化すべきだと思います。

また、調査特別委員会では、株式会社電算のシステムは使い勝手が悪いので、平成13年に三

谷コンピュータ株式会社にかえたと説明を受けました。今回また株式会社電算に戻すことは理解に苦しみます。コンピューターシステムは1円入札で、ご存じのように一度入れると、その後のシステム変更や保守管理委託、使用料の支払いなどで長期で多額の予算が必要になります。慎重の上にも慎重を期すべきではないかと思えます。

以上で終わります。

議長（下川正剛君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。第5番太田修議員。

第5番（太田 修君） 5番太田修でございます。

平成25年度下水道特別会計予算書に計上の受益者負担金電算委託料の609万円の内容について、賛成の立場から討論をさせていただきます。

現在、建設水道課が使用しています三谷コンピューターシステムは、庁内各課が使用している株式会社電算コンピューターシステムとは全く異なるシステムであることから、データ構成の仕方や操作方法などが違って、株式会社電算システムと比較して使用経験の職員が少なく、また互換性もないなどのデメリットがございます。

その三谷コンピューターシステムを導入したときは、全国的にもようやく下水道事業が実施されたところで、長野県内でもそれほど実施されていないときで、白馬村が委託しました株式会社電算システムも使いやすく充実したものではなかったと聞いております。そのため探し当てたのが三谷コンピュータであり、そこが先進のシステムであるため変更したとの話でございました。

その後、平成13年度の三谷コンピューター導入以来、既に12年が経過していることや、今回の問題等の関係で改善が求められております。

今回導入予定のコンピューターシステムは、庁内全課の間で横断的なシステム化が可能であり、受益地の管理等が税務課の固定資産データと連動し、管理体制が十分整うということでもあります。

また、平成13年度当時と状況は異なり、長野県でもほとんどの市町村が下水道事業を実施しているため、今庁舎内で使用している電算システムも大きく改善され、信頼性が高いものでございます。賦課がえの要請や第三者委員会に依頼する事項は大切ではありますが、いつ完成、終了されるか不確定であり、行政の使命は今困っている住民の将来の対応を含め対策を講じなければならないので、同件は別件のものであります。

以上の理由により、私は議案第33号 平成25年度白馬村下水道事業特別会計予算に賛成する立場で賛成討論といたします。以上です。

議長（下川正剛君） ほかに討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（下川正剛君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決です。議案第33号 平成25年度白馬村下水道事業特別会計

予算は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

(多数起立)

議長(下川正剛君) 起立多数です。よって、議案第33号は、委員長報告のとおり可決されました。

議案第34号の討論に入ります。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(下川正剛君) 討論なしと認め、討論を終結いたします。

採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決です。議案第34号 平成25年度白馬村農業集落排水事業特別会計予算は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

(多数起立)

議長(下川正剛君) 起立多数です。よって、議案第34号は、委員長報告のとおり可決されました。

議案第35号の討論に入ります。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(下川正剛君) 討論なしと認め、討論を終結いたします。

採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決です。議案第35号 平成25年度白馬村水道事業会計予算は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

(全員起立)

議長(下川正剛君) 起立全員です。よって、議案第35号は、委員長報告のとおり可決されました。

△日程第3 公共下水道受益者負担金問題調査特別委員会委員長報告

議長(下川正剛君) 日程第3 公共下水道受益者負担金問題調査特別委員会委員長報告を行います。公共下水道受益者負担金問題調査特別委員長より報告を求めます。第12番松沢貞一公共下水道受益者負担金問題調査特別委員長。

公共下水道受益者負担金問題調査特別委員長(松沢貞一君) 公共下水道受益者負担金問題調査特別委員会の報告を申し上げます。

白馬村の公共下水道事業は、平成元年度に事業着手し、平成7年度には第2期拡張、平成11年度には第3期拡張と驚異的な進捗で事業を進め、平成17年度に事業が終了しました。総事業費は約163億円でした。現在432.5ヘクタールの排水区域が公共下水道の恩恵を受ける環境に整っています。

平成3年に冬季オリンピックの開催が長野市に決まり、白馬村がその会場地になると、開催地

として下水道は必要という声が強まり、建設は一気に進むことになりました。しかし、冬季オリンピック後の経済の縮小とともに受益者負担金の滞納が増加し、大きな問題となりました。

公共下水道受益者負担金については、特別会計の平成22年度決算報告の中でおおよそ1億5,000万円が収入未済額として計上されていましたが、平成23年9月議会での指摘による調査の結果、そのうち1億円余りが時効となっていることが判明しました。

平成24年6月28日に行政から調査報告があり、事の重大さを深刻に受けとめ、議会は平成24年7月2日に調査特別委員会を立ち上げました。原因や背景を調査し、問題点を洗い出し検証するとともに、今後の再発防止の検討を重ねてきました。3月定例会の開催に当たり、その結果を報告いたします。

委員会は、平成24年7月2日から合計15回開催いたしました。

委員会では、1、時効消滅した受益者負担金の内容、期別、金額、地区名の実態。2、決算書の数値の錯誤についての原因、不明な点の確認。3、賦課がえの内容と賦課がえ処分の実態について。4、負担金や制度の村民への説明、周知の努力。5、歴代下水道担当課長及び理事者の参考人招致などを調査いたしました。

時効消滅した負担金には、複雑な納入制度で徴収業務の煩雑さがあるという面が浮き彫りになりました。加えて、布設業務の終了に伴い、職員体制の減員も一因であることがわかりました。

調査を進める中で提出された決算書、資料の数値に錯誤があり、システムの仕様習得の甘さも指摘いたしました。特に賦課がえは2種類あり、条例に規定され、山林及び山林の状態を有している原野などの場合と、3年間未納のときに適用できる場合があり、賦課がえで債権は留保されているということでした。また、未納者に対する賦課がえについては2件だけで、早目に処理したいという行政側の答弁がありました。この後者の賦課がえについては条例改正後10年で2件しかなく、対応が統一されていないことから公平性に欠けるなどの委員の批判の的となりました。

委員会を進める中で、下水道事業が開始され、特に徴収業務が開始されてからの歴代の担当課長と理事者から当時の背景、実情を聞くことが必要であるという意見があり、その結果、参考人として関係者を招致することにいたしました。

白馬村長による要求監査の結果報告書、特別委員会の結果や参考人を招致して聞き取った内容から重立ったことをまとめると、次のようになります。

1、下水道事業計画については、当時景気回復を目的とした国の方針によるものであり、さらに冬季オリンピック開催が決まり、環境整備のため早期に実現する必要性がありました。事業規模が肥大化したのは、実人口ではなく観光入り込み客数に対応した規模でなければならなかったのが、その原因の1つです。特に第3期工事の計画には問題があったのではないかと指摘する関係者もいました。

施設規模は人口9,000人ではなく7万人に対応することが求められ、家屋のない地域間にも下水管が布設されるなど、地方債借入残高が示すように村の計画は身の丈に合わず、それを補う負担金の仕組みも60から70%という徴収率が示すとおり、当初から住民の理解を得て徴収するにはかなり無理がある状況であったと思われます。

したがって、住民負担を伴う事業や大型事業を導入する際には、政治的な面だけでなく必要性、重要性、負担の応益性と応能性、緊急性、費用対効果などの面を十分検討するとともに、その上で住民とともに費用負担する村外者の理解を得ることが大切です。

2、負担金滞納の要因には、前述したように経済の縮小がその1つとして考えられます。冬季オリンピックの開催前からスキー客の入り込み数の減少傾向は始まっていましたが、終了後は激減しました。観光関係の売り上げは軒並み減少し、宿泊施設では経営が行き詰まるところもあらわれました。

滞納自体のことですが、賦課される側にとっては、公共下水道事業受益者負担金の賦課は固定資産税と基本的には同じ性格であり、経営体の売り上げとは関係なく賦課されます。賦課されれば固定資産税と同じで滞納の増加につながります。そうすると、受益者負担金を納入する側では滞納しているという意識がなくなり鈍化してきます。それは白馬村役場の下水道担当課における滞納者や滞納額に対する意識も同じ傾向を示すようになります。それは参考人の話の内容から読み取れます。

3、賦課がえについては、当時の担当課が債権を時効により消滅させてしまわないようにしようとした施策の1つです。時効を完成させないために徴収権を維持しようとしたものであり、平成13年3月に条例を制定したものです。これにより、山林と山林の形態を持っている原野は賦課がえとなり、排水設備に接続しようとするときに加入分担金を徴収することになります。

また、受益者負担金の全部または一部が未納の場合、排水設備に接続していない土地については賦課がえとして、排水設備を接続するときに加入分担金として1平方メートル当たり1,350円を支払うことができるとしています。これにより債権は留保されていると思っていたと、委員会でも行政側の答弁がありました。

しかし、現実に賦課がえをして調定額を減額したのは2カ年の処理であり6,000万円弱でした。この調定額は既に減額になっていて、決算書に未収額で載っている数字ではありませんでした。決算書に載っているのは純粋に未納の額です。よって、債権が留保されていると言われているのは、純粋に未納の額であることがわかりました。

また、賦課の客体の件についても、1つの条例で2つの賦課の方法が同時に、または連続していないが事実上は切れ目なく存在するのは、滞納額の増加を阻止しようとする意図は理解できますが、適法であるかどうかは疑問です。

いずれにしても、賦課がえについては、平成13年ころでは最良の方法と思われていたところ

ですし、滞納者と既に納入した既納者との不公平感の解消の施策として考えられたものでした。

4、時効に対する職員の意識がどうであったかを理解することが大切であると委員会で結論が出ました。これについては、歴代下水道担当課の課長からの参考人などとしての話が非常に参考になります。下水道担当課では、税務担当課と比較して時効に対する意識は希薄であったのではないか、また時効消滅を確実に中断させる方法についての知識が不足していたと思われました。

それには、参考人の話からもわかるように、前任者からの引き継ぎなどによって、賦課がえにより債権は留保されているという考えが生じ、そのまま定着していったと思われま

す。賦課がえとは、いわゆる賦課がえ条例第6条の第11号に規定されています。これら2つの賦課がえを単に行ったとしても、収入未済額が減るのではなく、第11条の賦課がえを行い、滞納繰越額の調定額を減らさなければ収入未済額は減らないということです。それは平成13年度と平成18年度に行われた処理にあらわれます。徴収猶予と時効の中断などさまざまな問題がありますが、条例が制定された平成13年3月以降、この賦課がえの処理をどのように継承し対応したのかが問題です。債権の留保と時効の中断、徴収猶予と都市計画法と地方自治法などの問題があり、今後に大きな問題を残しましたが、これに関しては議会の調査権を超えた問題もありますので、今後の方針について検討を要するところです。

賦課がえ条例が制定されたことも関係して事務が煩雑になり、債権管理ができていなかったために多額な状態となりました。

5、旧来からの意識と慣習の問題もあります。これも参考人の話では、過去において時効になった後でも、滞納者との信頼関係のもとに時効となった金額を納入していただいていた事例があります。これは、担当者としては既納入者と滞納者との公平性を確保するために行ってきたということでした。

こういった公平性の面を考慮して行ったことが法令に合致していないことは多々あり、平時には看過されますが、事件が起きて状況が変わると、それが問題となってしまいます。法令遵守という基本に沿って行わなければならない例であり、このことは危機管理の基本であり、法令遵守が当然であるというところから業務を遂行しなければならないということです。

6、適切な債権管理を怠ったため、未収金が増大しています。受益者負担金は受益地という土地に賦課するものであり、資産がないので差し押さえ物件がないというわけではありません。したがって、国税徴収法や地方税法で言う執行停止の条件には当てはまらない場合が多いと思われま

す。したがって、消滅時効でなければ不納欠損処理ができない場合が多いということになります。不納欠損処分のことは常に念頭に置かなければなりません。

7、体制の不備も未収金増大の原因の1つです。下水道事業で工事が集中していたときは、それなりの需要に対応した人員が配置されていましたが、第3期の工事が終了し、施設整備の維持管理や徴収に関する事務だけが残ることになりました。下水道使用料や受益者負担金の徴収とそ

れに係る収納事務はかなりの時間を要する事務です。例えば還付充当事務を正確に処理をしないと、言った言わない、払った払わないの水かけ論や循環論になってしまいます。

さらに、今は処理がコンピューターシステム化されていますので、その扱いにも精通していなければなりません。徴収、収納という基礎的事務処理を行うための人員が不足していたため、このような事態になったと考えられます。

特に、白馬村長による要求監査の結果報告によれば、平成15年度に庁内の体制改革がありました。それ以降、また1回庁内の課の体制が変わっています。それらが関係しているのではないかと推測されます。

8、参考人の話から推測される問題として、庁内では下水道受益者負担金に係る問題を情報として共有していなかったのではないかと思います。また、現場は危機感を感じていても、それを訴える場がなかったのではないかと思います。長い時間が過ぎていくうちに現場は危機感を自覚しなくなり、それが原因で庁内で問題が共有されなかった、また、直接関係しない部署は無関心であったか、関心があってもそれを表に出せる状況ではなかったと思われま

す。このようなことから、危機感を持っている職員の情報を集める場が必要であり、そこから全体が共有する体制を整えることが最も大切で、理事者はそれに気づき、体制を整える必要があったと思われま

す。このことは、単に今回の問題に限ったことではないと、マネジメントに関する類

い意見もありました。

結論、意見。
特別委員会としての結論を次のとおり意見を添えて述べさせていただきます。
日々の業務については正確かつ迅速な会計業務を遂行していただきたい。また、公共下水道受益者負担金の多額な滞納は全国的な問題となっていますが、情報を収集して再発防止策を検討していただきたい。そのためにも、現在行っている調査事務を速やかに進めていただき、平成23年度に明らかになった下水道受益者負担金問題を風化させることのないような体制を、組織の中でつくっていただきたい、これが最も大切です。

現場の危機感を理事者にいかに伝えるか、また現場に危機感を持たせるにはどうしたらいいか、法令遵守と住民感情の関係、重要施策の導入決定と継続的な制度の運用が重要であること、調定済額という流動資産が貸借対照表から突然消えたり、未収金が単純処理されたりすることができない、企業における財務諸表の知識の習得などが、これからの課題として考えられます。

こういった研修の場をぜひ確保していただきたい。それも一過性で短期的でない研修が必要です。そのためにも、職員研修のための予算は十分確保していただきたい。専門性を要する職場にもかかわらず研修予算が少なく、縦割り行政の弊害もあり、政策法務に関しては法律の基礎的知識や解釈の知識が職員には不足しているように思えます。

また、行政においては住民監査請求に対する監査結果の勧告を尊重し、客観性を持たせるため

に第三者委員会を立ち上げるなど、客観性、公平性、遵法性に配慮していただきたい。

最後に、議会の責任についてですが、議会として十分にチェック機能が果たされていたのかどうかについて、今回の問題を真摯に受けとめて反省しなければなりません。同時に、今後、議会運営の基本的課題として検討していかなければなりません。

白馬村議会公共下水道受益者負担金問題調査特別委員会。

以上でございます。

なお、白馬村議会としては、本報告をもって下水道受益者負担金問題調査特別委員会の1つの区切りとしたいので、この報告書を白馬村長に提出していただきたいと思います。

以上でございます。

議長（下川正剛君） ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。質疑はありますか。

（「なし」の声あり）

議長（下川正剛君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

お諮りをいたします。

ただいまの委員長報告のとおり、報告書を村長に提出することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（下川正剛君） 異議なしと認めます。よって、委員長報告のとおり、村長に報告書を提出することに決定いたしました。

次に、ごみ処理特別委員長から委員長報告の申し出、村長から議案及び同意案件提出の申し出、議会運営委員長及び総務社会委員長から発議の申し出、また各常任委員長より閉会中の所管事務調査の申し出、並びに議会運営委員長より閉会中の所掌事務調査の申し出があり、議長において受理をいたしました。

お諮りをいたします。これらを会議規則第22条の規定により追加日程として議題といたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（下川正剛君） 異議なしと認めます。よって、これらを追加日程として議題とすることに決定いたしました。

ただいまから事務局より議事日程等資料を配付いたします。

配付漏れはありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（下川正剛君） 配付漏れなしと認めます。

△日程第4 ごみ処理特別委員会委員長報告

議長（下川正剛君） 日程第4 ごみ処理特別委員会委員長より報告を求めます。第12番松沢貞一ごみ処理特別委員長。

ごみ処理特別委員長（松沢貞一君） ごみ処理特別委員会の報告をいたします。

北アルプス広域管内の大手市、白馬村、小谷村では、現在稼働中の2つの施設の老朽化が進んでいることから、新しい焼却施設の建設により、より効率的で安定的な一般廃棄物の処理を目指しています。新施設の建設候補地については、施設の必要性や安全性をご理解いただいた上で、各自治会、区等で了承された候補地を地域の振興策とあわせて平成24年10月に3市村から広域連合に推薦いただき、3市村長による建設予定地選定会議における審議の結果、平成24年12月、大手市平、源汲地区を建設予定地に決定しました。

白馬村では八方地区が立候補しましたが、この間の八方地区の皆様のご尽力に対し、心より敬意を表するものでございます。

その後、平成25年1月から2月にかけて、源汲地区における説明会を初め近隣自治会等への説明会を行うとともに、建設予定地決定の経過と今後の事業の推進につきまして、3市村の住民を対象としました経過説明会を、白馬会場と大手会場の2カ所で開催いたしました。白馬会場は2月7日に村役場で開催いたしました。

今後は施設の建設に向けて生活環境影響調査や地質調査、測量などの事業を進めていく予定であります。そのために、引き続き地元自治会と密接に連携し、協議をしながら事業を進めることとしております。

また、生活環境影響調査は、約1年の期間をかけて、周辺地域の気象状況、騒音や振動などについて予定地周辺の生活環境に及ぼす影響についてあらかじめ調査、予測、評価を行い、その影響の程度を明らかにするとともに、必要な保全対策を施設整備計画に反映させるための調査であります。その結果を住民の皆様に公表し、縦覧する手続を定める必要があり、広域連合の2月定例会で関係条例を可決、承認いたしました。

広域連合では、住民の日常生活や地域の経済活動の基盤として、なくてはならない施設として整備に全力を尽くしていくことにしています。

白馬村としても、新施設の一日も早い稼働に向けて、広域連合の一員として事業に協力していくとともに、今後もリサイクルや分別の徹底を図り、さらなるごみの減量化の推進に努めていかなければなりません。そのために、白馬村議会として今後も全力で事業の推進に努力を重ねてまいります。

以上、ごみ処理特別委員会のご報告といたします。

議長（下川正剛君） ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。質疑はありますか。

（「なし」の声あり）

議長（下川正剛君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

以上で、日程第4 ごみ処理特別委員会委員長報告を終了いたします。

次に、これより議案の審議に入ります。

お諮りをいたします。

日程第5 議案第36号から日程第11 議案第42号までは、会議規則第39条第3項の規定により、委員会付託を省略し、質疑、討論、採決をいたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(下川正剛君) 異議なしと認めます。よって、議案第36号から議案第42号までは委員会付託を省略し、質疑、討論、採決をすることに決定いたしました。

△日程第5 村道路線の認定について

△日程第6 村道路線の認定について

議長(下川正剛君) 日程第5 議案第36号 村道路線の認定について及び日程第6 議案第37号 村道路線の認定についてを一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。太田建設水道課長。

建設水道課長(太田今朝治君) 議案第36号についてご説明申し上げます。

みそら野区の村道22655線について、村道路線として認定したいものでございます。

起点につきましては北城字南原829番の130で、終点については北城字南原829番の119でございます。

当道路につきましては、平成9年にみそら野分譲地内に平林建設が設置しました開発道路ですが、寄附採納を受け除雪路線にもなっているため村道認定としたいと考えております。延長は139.53メートルで幅員は6.0メートルです。

説明は以上でございます。ご審議よろしくお願いいたします。

続きまして、議案第37号についてご説明申し上げます。

神城飯森地区H a k u b a 47スキー場入り口の村道22665線について、村道路線として認定をしたいものでございます。

起点につきましては神城字宮ノ下24248番の1で、終点につきましては神城字宮ノ下24250番の1でございます。

当道路につきましては、農道戸谷線の一部を村道編入するものであり、実質的には建設水道課で既に管理をしており、実態に鑑みまして村道認定したいと考えます。

延長につきましては102.79メートルで、幅員は最小6.3メートル、最大11.87でございます。

説明は以上でございます。ご審議よろしくお願いいたします。

議長(下川正剛君) 説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(下川正剛君) 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

議案第36号の討論に入ります。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(下川正剛君) 討論なしと認め、討論を終結いたします。

採決いたします。

議案第36号 村道路線の認定については、原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

(全員起立)

議長(下川正剛君) 起立全員です。よって、議案第36号は原案のとおり可決されました。

議案第37号の討論に入ります。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(下川正剛君) 討論なしと認め、討論を終結いたします。

採決いたします。

議案第37号 村道路線の認定については、原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

(全員起立)

議長(下川正剛君) 起立全員です。よって、議案第37号は原案のとおり可決されました。

△日程第7 議案第38号 白馬村公共下水道受益者負担金賠償判定審査会条例の制定について

議長(下川正剛君) 日程第7 議案第38号 白馬村公共下水道受益者負担金賠償判定審査会条例の制定についてを議題といたします。提案理由の説明を求めます。横川総務課長。

総務課長(横川宗幸君) 議案第38号 白馬村公共下水道受益者負担金賠償判定審査会条例の制定についてご説明いたします。

次のページをお開きください。

白馬村公共下水道受益者負担金賠償判定審査会条例につきましては、第1条設置目的のとおり、地方自治法第242条第4項の規定で、住民監査請求による監査勧告に基づき、職員等に対し賠償求償をするに当たり、賠償額及び賠償を求める職員等を判定審査するための諮問機関として、白馬村公共下水道受益者負担金賠償判定審査会を設置するものでございます。

第2条は組織についての規定で、弁護士等の識見を有する者等7名以内の委員を委嘱していくものでございます。

3条以降につきましては、会の運営内容についての規定でございます。

施行日については、公布の日からでございます。

以上、よろしく願いいたします。

議長(下川正剛君) 説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(下川正剛君) 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(下川正剛君) 討論なしと認め、討論を終結いたします。

採決いたします。

議案第38号 白馬村公共下水道受益者負担金賠償判定審査会条例の制定については、原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

(多数起立)

議長(下川正剛君) 起立多数です。よって、議案第38号は原案のとおり可決されました。

△日程第8 議案第39号 白馬村特別職の職員で非常勤のものの報酬に関する条例の一部を改正する条例について

議長(下川正剛君) 日程第8 議案第39号 白馬村特別職の職員で非常勤のものの報酬に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。提案理由の説明を求めます。横川総務課長。

総務課長(横川宗幸君) 議案第39号 白馬村特別職の職員で非常勤のものの報酬に関する条例の一部を改正する条例についてご説明いたします。

次のページをお開きください。

白馬村特別職の職員で非常勤のものの報酬に関する条例の一部を改正する条例につきましては、議案第38号の公共下水道受益者負担金判定審査会設置に伴い、委員の報酬を追加するものでございます。

以上、よろしく願いいたします。

議長(下川正剛君) 説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(下川正剛君) 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(下川正剛君) 討論なしと認め、討論を終結いたします。

採決いたします。

議案第39号 白馬村特別職の職員で非常勤のものの報酬に関する条例の一部を改正する条例については、原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

(全員起立)

議長(下川正剛君) 起立全員です。よって、議案第39号は原案のとおり可決されました。

△日程第9 議案第40号 白馬村災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例について

議長（下川正剛君） 日程第9 議案第40号 白馬村災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。提案理由の説明を求めます。横川総務課長。

総務課長（横川宗幸君） 議案第40号 白馬村災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例についてご説明いたします。

次のページをお開きください。

白馬村災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例については、災害弔慰金の支給に関する法律施行令の改正に伴う改正でございます。

この法律は、災害弔慰金及び見舞金が同一災害によって2都道府県で災害救助法が適用された場合に支給等の対象になるための規定でございます。

改正内容の主な部分を新旧対照表によりご説明いたします。

第5条災害弔慰金の額でございますが、次のページ、維持していた場合にあっては200万円、その他の場合にあっては100万円となっておりますが、維持していた場合にあっては500万円、その他の場合にあっては250万円に改め、ただし書き部分を加えるものでございます。

第3章で、災害見舞金の支給、額等について、第9条から第11条を新たに規定するもので、旧の第3章の災害援護資金の貸し付け規定は、第4章に災害援護資金の貸付とし、第10条の災害援護資金の限度額等については第13条とし、ご覧のとおり額にそれぞれ改めるものでございます。

議案に戻りまして、最後の附則で、この条例は公布の日から施行し、平成25年1月1日から適用することとするもので、このたび適用該当者が存在するため、さかのぼり適用したいものでございますので、よろしく願いいたします。

議長（下川正剛君） 説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑はありますか。

（「なし」の声あり）

議長（下川正剛君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論はありますか。

（「なし」の声あり）

議長（下川正剛君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

採決いたします。

議案第40号 白馬村災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例については、原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

（全 員 起 立）

議長（下川正剛君） 起立全員です。よって、議案第40号は原案のとおり可決されました。

△日程第10 議案第41号 平成24年度白馬村一般会計補正予算（第7号）

議長（下川正剛君） 日程第10 議案第41号 平成24年度白馬村一般会計補正予算（第7号）を議題といたします。提案理由の説明を求めます。横川総務課長。

総務課長（横川宗幸君） 議案第41号 平成24年度白馬村一般会計補正予算（第7号）についてご説明いたします。

この第7号補正につきましては、国の補正予算成立に伴う緊急経済対策対応による補正でございます。既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,050万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ48億483万9,000円とするものでございます。

3ページをお開きください。

第2表繰越明許費補正につきましては、8款消防費、防災事業、役場庁舎耐震診断事業1,050万円を翌年度へ繰り越すものでございます。

7ページ、歳入明細であります。今回の緊急経済対策は国庫補助残部分について臨時交付金対応となる予定であります。額等未確定でありますので、一般財源部分を地方交付税留保分で財源手当てするものでございます。額については、普通交付税770万1,000円での追加でございます。

13款国庫支出金5目消防費国庫補助金、耐震診断補助金279万9,000円を追加するものでございます。

8ページ、歳出については、8款消防費4目防災費1,050万円の追加は、役場庁舎耐震診断委託料でございます。

以上、よろしくお願いいたします。

議長（下川正剛君） 説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑はありますか。

（「なし」の声あり）

議長（下川正剛君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論はありますか。

（「なし」の声あり）

議長（下川正剛君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

採決いたします。

議案第41号 平成24年度白馬村一般会計補正予算（第7号）は、原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

（全 員 起 立）

議長（下川正剛君） 起立全員です。よって、議案第41号は原案のとおり可決されました。

△日程第11 議案第42号 平成24年度白馬村下水道事業特別会計補正予算（第4号）

議長（下川正剛君） 日程第11 議案第42号 平成24年度白馬村下水道事業特別会計補正予

算（第4号）を議題といたします。提案理由の説明を求めます。太田建設水道課長。

建設水道課長（太田今朝治君） 議案第42号 平成24年度白馬村下水道事業特別会計補正予算（第4号）について説明申し上げます。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3,640万円を追加し、歳入歳出それぞれ6億7,301万1,000円とするものでございます。

これは、東部農業集落排水施設の公共下水道統合工事について、国の緊急経済対策により2月末に社会資本整備総合交付金が増額配分されたことによるものでございます。

7ページの歳入明細をご覧ください。

3款国庫支出金1目下水道費国庫補助金、社会資本整備交付金が1,800万円の増額、7款村債1目下水道債、公共下水道事業債が1,840万円の増額でございます。

8ページの歳出明細をご覧ください。

1款下水道費2項下水道建設費1目公共下水道建設費、統合事業の工事請負費が3,640万円の増額でございます。

第2条繰越明許費でございますが、3ページをご覧ください。

2月臨時会でお認めいただきました2号補正の工事請負費6,329万円と今回の3,640万円を合わせて9,969万円を、平成25年度へ繰り越しいたします。

第3条地方債の補正でございますが、4ページをご覧ください。

既限度額の1億3,160万円に今回の1,840万円を加えまして、限度額を1億5,000万円といたします。

説明は以上でございます。ご審議よろしく申し上げます。

議長（下川正剛君） 説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑はありますか。

（「なし」の声あり）

議長（下川正剛君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論はありますか。

（「なし」の声あり）

議長（下川正剛君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

採決いたします。

議案第42号 平成24年度白馬村下水道事業特別会計補正予算（第4号）は、原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

（全 員 起 立）

議長（下川正剛君） 起立全員です。よって、議案第42号は原案のとおり可決されました。

次に、これより同意案件の審議に入ります。

お諮りをいたします。

日程第12 同意第1号から日程第14 同意第3号までは人事案件でありますので、委員会付託及び質疑、討論を省略し、採決をいたしたいと思っておりますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(下川正剛君) 異議なしと認めます。よって、同意第1号から同意第3号までは、委員会付託及び質疑、討論を省略し、採決をすることに決定いたしました。

△日程第12 同意第1号 教育委員会委員の任命について

議長(下川正剛君) 日程第12 同意第1号 教育委員会委員の任命についてを議題といたします。提案理由の説明を求めます。太田村長。

村長(太田紘熙君) 教育委員会委員の任期満了に伴い、新たに教育委員会委員を任命をいたしたいので、議会の同意を求めるものであります。朗読してご説明を申し上げます。

教育委員会委員の任命について

次の者を教育委員会委員に任命したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第1項の規定により、議会の同意を求める。

記

住 所 北安曇郡白馬村大字北城13134番地

氏 名 塩 島 弘 之

生年月日 昭和27年2月24日

平成25年3月21日提出であります。

よろしくご同意のほどお願い申し上げます。

議長(下川正剛君) 採決いたします。

同意第1号 教育委員会委員の任命については、原案のとおり同意することに賛成の方の起立を求めます。

(全 員 起 立)

議長(下川正剛君) 起立全員です。よって、同意第1号は原案のとおり同意することに決定いたしました。

△日程第13 同意第2号 教育委員会委員の任命について

議長(下川正剛君) 日程第13 同意第2号 教育委員会委員の任命についてを議題といたします。横川総務課長の退席を求めます。

(総務課長 横川宗幸君 退席)

議長(下川正剛君) 提案理由の説明を求めます。太田村長。

村長(太田紘熙君) 同意第1号と同じく、新たに教育委員会委員の任命をしたいものでございます。朗読して説明を申し上げます。

同意第2号 教育委員会委員の任命について

次の者を教育委員会の委員に任命したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第1項の規定により、議会の同意を求める。

記

住 所 北安曇郡白馬村大字神城22553番地の7

氏 名 横 川 宗 幸

生年月日 昭和30年9月5日

平成25年3月21日提出であります。

よろしく願いいたします。

議長（下川正剛君） 採決いたします。

同意第2号 教育委員会委員の任命については、原案のとおり同意することに賛成の方の起立を求めます。

（全 員 起 立）

議長（下川正剛君） 起立全員です。よって、同意第2号は原案のとおり同意することに決定いたしました。

横川総務課長は入場をしてください。

（総務課長 横川宗幸君 入場）

△日程第14 同意第3号 固定資産評価審査委員会委員の選任について

議長（下川正剛君） 日程第14 同意第3号 固定資産評価審査委員会委員の選任についてを議題といたします。提案理由の説明を求めます。太田村長。

村長（太田紘熙君） 任期満了に伴う固定資産評価審査委員会委員の選任をしたいものでございます。朗読して説明を申し上げます。

同意第3号 固定資産評価審査委員会委員の選任について

次の者を、固定資産評価審査委員会の委員に選任したいので、地方税法第423条第3項の規定により、議会の同意を求める。

記

住 所 北安曇郡白馬村大字北城5921番地

氏 名 松 沢 茂

生年月日 昭和26年6月4日

平成25年3月21日提出であります。

よろしく願いいたします。

議長（下川正剛君） 採決いたします。

同意第3号 固定資産評価審査委員会委員の選任については、原案のとおり同意することに賛成の方の起立を求めます。

(全 員 起 立)

議長（下川正剛君） 起立全員です。よって、同意第3号は原案のとおり同意することに決定いたしました。

△日程第15 発委第1号 白馬村議会委員会条例の一部を改正する条例について

議長（下川正剛君） 続いて、発議の審議に入ります。

日程第15 発委第1号 白馬村議会委員会条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。提案理由の説明を求めます。第8番高橋賢一議会運営委員長。

議会運営委員長（高橋賢一君） 議案第15号 白馬村課設置条例の一部を改正する条例について、平成25年4月から改編する課の編成に伴う条例改正が可決されました。

これを受けて、白馬村議会委員会条例の一部を改正する条例について、発委を朗読申し上げます。

発委第1号 白馬村議会委員会条例の一部を改正する条例について

白馬村議会委員会条例の一部を改正する条例を別紙のとおり提出する。

平成25年3月21日提出

本文を朗読いたします。

白馬村議会委員会条例の一部を改正する条例

白馬村議会委員会条例（昭和62年白馬村条例第10号）の一部を次のように改正する。

第2条を次のように改める。

（常任委員会の名称、委員定数及びその所管）

第2条 常任委員会の名称、委員の定数及び所管は、次のとおりとする。

（1）総務社会委員会6人

ア 総務課に関する事項

イ 税務課に関する事項

ウ 住民課に関する事項

エ 健康福祉課に関する事項

オ 教育委員会に関する事項

カ 議会事務局に関する事項

キ 会計に関する事項

ク 選挙管理委員会に関する事項

ケ 監査委員に関する事項

コ 他の委員会に属さない事項

（2）産業経済委員会6人

ア 観光課に関する事項

- イ 農政課に関する事項
- ウ 建設課に関する事項
- エ 上下水道課に関する事項
- オ 農業委員会に関する事項

附則

この条例は、平成25年4月1日から施行する。

なお、詳しくは新旧対照表が裏面に載っておりますので、説明はいたしませんをご覧いただきたいと思えます。

以上です。

議長（下川正剛君） 説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑はありますか。

（「なし」の声あり）

議長（下川正剛君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論はありますか。

（「なし」の声あり）

議長（下川正剛君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

採決いたします。

発委第1号 白馬村議会委員会条例の一部を改正する条例については、原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

（全 員 起 立）

議長（下川正剛君） 起立全員です。よって、発委第1号は原案のとおり可決されました。

△日程第16 発委第2号 安全・安心の医療・介護実現のための夜勤改善・大幅増員を求める意見書

議長（下川正剛君） 日程第16 発委第2号 安全・安心の医療・介護実現のための夜勤改善・大幅増員を求める意見書の件を議題といたします。提案理由の説明を求めます。第3番太田伸子総務社会委員長。

総務社会委員長（太田伸子君） 発委第2号 安全・安心の医療・介護実現のための夜勤改善・大幅増員を求める意見書

地方自治法第99条の規定により、別紙「安全・安心の医療・介護実現のための夜勤改善・大幅増員を求める意見書」を、関係行政庁（内閣総理大臣・厚生労働大臣）に提出する。

平成25年3月21日 白馬村議会総務社会委員長

安全・安心の医療・介護実現のための夜勤改善・大幅増員を求める意見書

安全・安心の医療・介護実現のための看護師等の大幅増員・夜勤改善を図る対策を講じられるよう、下記の事項について国に要望します。

記

1、看護師など夜勤交代制労働者の労働時間を1日8時間、週32時間、勤務間隔12時間以上とし、労働環境を改善すること。

2、医師・看護師・介護職員などを大幅に増員すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

議長（下川正剛君） 説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（下川正剛君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（下川正剛君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

採決いたします。

発委第2号 安全・安心の医療・介護実現のための夜勤改善・大幅増員を求める意見書の件は、原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

（全 員 起 立）

議長（下川正剛君） 起立全員です。よって、発委第2号は原案のとおり可決されました。

△日程第17 発委第3号 年金2.5%削減中止を求める意見書

議長（下川正剛君） 日程第17 発委第3号 年金2.5%削減中止を求める意見書の件を議題といたします。提案理由の説明を求めます。第3番太田伸子総務社会委員長。

総務社会委員長（太田伸子君） 発委第3号 年金2.5%削減中止を求める意見書

地方自治法第99条の規定により、別紙「年金2.5%削減中止を求める意見書」を、関係行政庁（内閣総理大臣・厚生労働大臣）に提出する。

平成25年3月21日 白馬村議会総務社会委員長

年金2.5%削減中止を求める意見書

高齢者の生活と地域経済を守るためにも、下記の事項について要望します。

記

1、2013年10月からの「年金2.5%の削減」を中止すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

議長（下川正剛君） 説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（下川正剛君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（下川正剛君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

採決いたします。

発委第3号 年金2.5%削減中止を求める意見書の件は、原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

（全 員 起 立）

議長（下川正剛君） 起立全員です。よって、発委第3号は原案のとおり可決されました。

△日程第18 発委第4号 2020年オリンピック・パラリンピック競技大会東京招致に関する決議

議長（下川正剛君） 日程第18 発委第4号 2020年オリンピック・パラリンピック競技大会東京招致に関する決議の件を議題といたします。提案理由の説明を求めます。第3番太田伸子総務社会委員長。

総務社会委員長（太田伸子君） 発委第4号 2020年オリンピック・パラリンピック競技大会東京招致に関する決議

地方自治法第109条及び白馬村議会会議規則第14条の規定により、上記の決議を別紙のとおり提出する。

平成25年3月21日提出 白馬村議会総務社会委員長

2020年オリンピック・パラリンピック競技大会東京招致に関する決議

オリンピック・パラリンピック競技大会は、世界の人々にスポーツを通じ感動や希望、勇気を与えるとともに、人々の交流を通して世界平和の実現に大きく寄与してきた世界最大のスポーツの祭典である。

白馬村は、1998年第18回冬季長野大会のアルペン競技やジャンプ競技、クロスカントリー競技を開催した村であり、かつ長野パラリンピック冬季競技大会を開催した村である。そして、それを成功させた事実は村民の大きな自信となっている。

加えて、世界に誇れる美しい山岳景観を有する白馬村にとって、世界の国々から多くの人々が集まるオリンピック・パラリンピックが日本で開催されることは、村の魅力を発信する絶好の機会となる。

よって、白馬村議会は、2020年オリンピック・パラリンピック競技大会の東京での開催を心から希望するとともに、招致活動を積極的に支援、協力するものである。

以上、決議する。

議長（下川正剛君） 説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑はありますか。

（「なし」の声あり）

議長（下川正剛君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論はありますか。

(「なし」の声あり)

議長(下川正剛君) 討論なしと認め、討論を終結いたします。

採決いたします。

発委第4号 2020年オリンピック・パラリンピック競技大会東京招致に関する決議の件は、原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

(全員起立)

議長(下川正剛君) 起立全員です。よって、発委第4号は原案のとおり可決されました。

△日程第19 常任委員会の閉会中の所管事務調査について

議長(下川正剛君) 日程第19 常任委員会の閉会中の所管事務調査についてを議題といたします。

各常任委員長から、所管事務のうち会議規則第75条の規定により、お手元に配付しました所管事務の調査事項について、閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りいたします。

各常任委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(下川正剛君) 異議なしと認めます。よって、各常任委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定いたしました。

△日程第20 議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査について

議長(下川正剛君) 日程第20 議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査についてを議題といたします。

議会運営委員長から、会議規則第75条の規定により、お手元に配付しました議会の運営に関する事項について、閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りいたします。

議会運営委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(下川正剛君) 異議なしと認めます。よって、議会運営委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定をいたしました。

以上で、本定例会に付された議事日程は全て終了いたしました。

ここで、太田村長より挨拶をしたい旨の申し出がありましたので、これを許します。太田村長。

村長(太田紘熙君) 平成25年第1回白馬村議会定例会閉会に当たり、一言お礼のご挨拶を申し上げます。

3月5日の招集、開会以来17日間、本会議並びに常任委員会、各特別委員会等審議に連日お取り組みをいただき、提出いたしました全案件につきご承認、ご議決をいただき、まことにあり

がとうございました。

ご議決をいただきました新年度の各予算につきましては、村民の生活、福祉の向上のため新年度の重点事業を中心に適正に執行させていただきたいと考えておりますので、議員各位を初め、村民の皆様のご支援、ご協力をお願いを申し上げます。

特に下水道問題については、議会の皆様から厳しいご指摘をいただきました。真摯に受けとめ取り組んでまいりますので、よろしく願いをいたしたいと思えます。

国の補正予算における緊急経済対策を受け、村の補正予算も大型補正となったところでございます。事業は翌年度への繰り越し対応となっておりますが、村でも県・国と一体になり事業を行うことが、国全体に効果があらわれることとなります。村の経済にも相乗効果を期待をするとともに、有利な財源確保に努めてまいりたいと思えます。

また、安倍首相は3月15日にTPP（環太平洋連携協定）交渉参加を記者会見で正式発表したところであります。これは白馬村でも、農業が守れない、協定の内容等の説明が不十分として参加には反対の立場をとってきたところでありますが、交渉のテーブルに着くようであり、将来的に日本の農業が守れるか、また食の安全、医療、労働等、見えない影響に不安を抱かざるを得ません。国民に十分な説明と理解を得るよう要望をするところであります。

下水道受益者負担金につきましては、先ほども申し上げましたけれども、住民監査請求、監査結果の勧告、本日の下水道問題調査特別委員長報告がございました。繰り返しになりますが、大変重要かつ複雑な内容であります。問題の解決に向け努力をしております。

また今回、公共下水道受益者負担金賠償判定審査委員会条例をお認めをいただきましたので、早期に審査会を立ち上げるよう努めてまいります。あわせて行政への信頼回復に向けて組織体制を見直し、6課から8課体制で進めてまいります。職員のコンプライアンスの重要性や人材育成のための研修等、全職員一丸となって村のために取り組んでまいりますので、よろしく願いをいたします。

このたび、税等の徴収充実のため県職員の派遣をお願いをいたしました。正式に2年間白馬村に派遣していただけることとなりましたので、この場をおかりして報告をさせていただきます。

終わりに、議員各位におかれましては、引き続き議員を目指され、5月には再びこの場でお会いする方もいらっしゃると思えますし、議員という立場を退かれる方もおられるかと思えます。いずれにいたしましても、変わらぬご指導、ご助言をお願い申し上げます。

まだ任期は5月4日までであるわけですが、この場をおかりいたしまして、この4年間、白馬村にお寄せいただきましたご厚情とご尽力に改めて深甚なる敬意と感謝を申し上げますとともに、議員各位のご健勝とご多幸を祈念し、閉会に当たりましてのお礼のご挨拶とさせていただきます。

長い間、まことにありがとうございました。

議長（下川正剛君） これをもちまして、平成25年第1回白馬村議会定例会を閉会といたします。

大変ご苦労さまでした。

閉会 午後 2時43分

以上会議のてん末を記載し、地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

平成25年3月21日

白馬村議会議長

白馬村議会議員

白馬村議会議員

白馬村議会議員